

自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.5

2011年6月

今、地方議会に問われているもの

—自治研センター講演会より—

特集 東日本大震災



野田市 キノエネ本店

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL.043-246-0511

醤油の郷のはなし

醤油といえば野田、野田と聞くと醤油を思い出すほどあまりにも有名。通称「むらさきの郷」と呼ばれるほどです。利根川と江戸川とに挟まれたこの土地は、その昔、大豆・小麦の原料産地を背景に、これら二大河水運を利用して、一大消費地の江戸に醤油を送り届けるという醤油の生産地として大変めぐまれた立地条件が揃っていたわけです。このように醤油の郷、野田は、醤油醸造に適した良質の水とともに江戸川、利根川を抜きには考えられません。

キノエネ醤油ホームページより

自治研ちば vol.5 2011.6

• 巻頭言	副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	2
• 今、地方議会に問われているもの	自治研センター講演会より 法政大学法学部教授 廣瀬 克哉	3
• 野田市長、巨大地震と公契約条例を語る	2011年4月15日 野田市役所にて収録 野田市長 根本 崇 理事長 井下田 猛 自治労千葉県本部委員長 佐藤 晴邦	29
〈特集・東日本大震災〉		
• 東日本大震災 見えてきた課題と今後の対応	銚子市職労 大網 裕弥	42
• 東日本大震災における浦安市の被災	浦安市市長公室長 中山 高樹	45
• 連載：数字で掴む自治体の姿《番外編》：数字で伝わる震災の記録	副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	49
• 地震・津波・原発震災と緊急提言私案	理事長 井下田 猛	63
• 平成の大合併とコミュニティの多重化	淑徳大学コミュニティ政策学部教授 佐藤 俊一	66
• 連載：「房総の自治鉦脈」第5回	理事長 井下田 猛	73
• シリーズ 千葉の地域紹介 発酵の里・健康笑顔のまち こうざき	神崎町役場 浅野 憲治	77
• 公共の担い手 地域コミュニティの再生に貢献	特定非営利活動法人 VAICコミュニティケア研究所	78
• 自治体の事業紹介 千葉市の雇用推進事業	元千葉市就労相談員 東出 健治	82
• 新聞の切り抜き記事から	研究員 鶴岡 美宏	84
• 読者の声	佐倉市 井原 慶一	88
• 今期の入手資料	編集部	89
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）		90
• 自治研ちば既刊案内／編集後記	事務局長 高橋 秀雄	91



東日本大震災で思う

副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光

そのとき、私の娘は、友人と大型商業施設で買い物に興じていました。3月11日の14時46分、大きな揺れは突然やってきました。店内が騒然となるなか、偶然傍にいた小学生の2～3人を連れて大勢の人と共に店舗の外にある駐車場に彼女は避難しました。そこが石油コンビナートの爆燃火災現場に程近いことなど、知るよしもありません。ただ、店内アナウンスが途切れることなく駐車場にも響きわたり、人々はパニックには陥りませんでした。そこが避難所として指定されているのか、しばらくするとサッカースタジアムに誘導されました。しかし、建物自体の安全が見込めないということで入場はできませんでした。スタジアムの脇は意外に狭く、結局、もといた商業施設の大型駐車場に戻されました。商業施設の店員はよく訓練を積んでいたらしく、みなテキパキと動きます。避難民となった人々はそれに素直に従っていました。不安はなかったといえ、嘘になりましょう。しかし、寒さを感じ始めたころ、売り物のフード付きパーカーが配られ、身も心も温かくなったということです。彼女は、値札をはずそうとはしませんでした。それは、後々お礼とともに代金を返しに行きたいと思ったからです。

東日本大震災は、地盤の揺れや崩れなどによる被害、津波による被害、地面の液状化による被害、そして原発の損壊による風評も含めた放射能汚染被害の主に4種類の惨禍からなります。その全てが、千葉県にも及びました。私は、県内各所の被災現場を自分の目で見て、声を失いました。まさに未曾有の大規

模同時多発災害で、2ヶ月を過ぎた時点においても、被害の全貌すら明らかになりません。とはいえ、将来に向けた話は今からも必要です。悲惨な話から教訓を得ることも否定はしませんが、100人いれば100種類の体験があります。お互いに、ちょっと良い話を披露しあってみることに、案外将来に役立つヒントが隠されているような気がします。

日本の被災地で略奪が起きないことは諸外国の賞賛を得ています。自身が被災者でもある自治体の職員が避難所等で献身的に働くことについても同様です。ちょっと良い話は、きっとたくさんあるでしょう。

ところで、激しく被災した自治体のなかには、その実態をふまえ、県議選挙の延期を申し出たところがありました。しかし、結局は、その意思を貫いた浦安市と、折れて「とりあえず実務をこなした」（職員談）香取市に分かれました。また、選挙の実施を強く要請した県の関係者にも、その姿勢には後味の悪い思いをしている人が少なくないようです。「選挙どころでない」と叫ばれた言葉を重く深く受け止め考究することをはじめとして、この大震災には、自治体レベルの政治や行政に係る新たな研究課題を幾つも見いだすことができると思われます。

本号は、予定されていた企画を急遽変更し、東日本大震災に関する内容を特集することに致しました。関係者のご協力に深く感謝するとともに、読者のみなさまには、時間のないなかでまとめられた事情にご理解を賜りたいと存じます。

今、地方議会に問われて いるもの

自治研センター講演会より

2011年2月12日(土)



法政大学法学部教授 廣瀬 克哉

(司会)

廣瀬先生は、法政大学法学部の教授で1958年生まれ、東京大学大学院ご卒業、現在、自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表ということで、自治体議会の改革について、発言をされている大変著名な先生でございます。本日は、お忙しい中をわざわざ来ていただきまして、ありがとうございます。

本日の次第でございますが、講演につきましては、約1時間15分くらいを予定しております、その後せっかくの機会ですから、地方議員の方、あるいは自治体職員の方、大変関心ある方がいらっしゃると思いますので、質問の時間を設けまして、最終的には、17時を終了の時間にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは廣瀬先生、よろしくお願ひいたします。

地方自治と地方議会をめぐる動向

(廣瀬先生)

ただいまご紹介いただきました法政大学の廣瀬と申します。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。今日の日程をお伺いした時に、2月6日というのが、いろいろとある日ということもありました。といいますのは、名古屋でトリプル投票があった日ですね。

名古屋市長の再選挙、これはご本人がお辞めになったから選挙になったと。それから、予定されていた任期満了に伴う愛知県知事選挙。そして、これは多分河村さんからは、やや計算が狂った日程になったと思いますが、市議会の議員の投票日ではなくて、解散するかどうかのリコールの住民投票、この三つが一斉に行われました。

ご存知のように、知事選挙と市長選挙は、河村さんとそのグループが推された大村さんですか、市議会の議員については解散という

ことで、三連勝というか三つ、河村陣営の圧勝という形になったわけでありませう。

それよりも少し前には、鹿児島県の阿久根市において、議会を招集しないという前人未到のイノベーションをやった市長がおります。つまり違法行為を堂々とやれば、議会の権限を徹底して封じ込めることが可能な制度だということ、世の中に明るみに出してくれた市長がおります。

今の総務大臣はかんかんに怒って、そもそもあんな専決処分は、全部無効だということをおっしゃっていますが、無効にするのも手続的にいうと、あの専決処分、昨年の6月の定例会を招集せず、議会を招集する暇ではなくて、招集する意図がない時というのは、専決処分する要件に、本来は入っていないのですが、専決処分を連発をして、市議会議員の報酬については、日当1万円。

あの話題を呼んだ、正当な手続きを踏んで、日当制を採用した矢祭町の町議会の議員の報酬は、日当3万円です。その3分の1、かつこれにはもう一歩おまけがついていまして、その時点では招集する意図がなかったもので、これは日当1円でも1万円でも、100万円でも同じなのですね。1銭も払わないつもりで、日当1万円制を専決で決めた。

さらには、副市長の選任の承認案件が、そもそも専決でできるのかどうかということ自体も、議論は可能だと思うのですが、それを強行いたしました。その辺りから、いくら何でもおかしいだろうということで、あっという間に、有権者の過半数のリコール署名が、集まるという展開になったわけですね。

しかし、そもそも解職するかどうかの解職の住民投票は、数百票の僅差でありました。300くらいだったのでしょうか。そして出直し市長選で、竹原前市長は、800票前後だったと思っておりますが、千票の差が空かなかったのですね。落選ではあります、かなりの市民が、

市議会対竹原前市長の、あれははっきりいって、泥仕合のレベルまでいっていたと思います。

この泥仕合に対して、それでもなお竹原市長の方を推したい、あの人にもう1回やってもらわないと、うちの町は変わらないという思いが、7,600くらいの票が集まったかと思いますが、当選された方が8,500くらいだったと思います。これくらいの量になっていて、併せて市議会議員の解散署名も集まりました。そして、市議会を解散にするかどうかの住民投票が行われた。

ということは、あれだけやる方が出てきても、市議会に対しては、支持は決して高まっていない。だが、ルール違反はおかしいだろうということで、市長に対して、やっぱりこれは許容できないという住民は、それなりの数がいらっしやいましたが、議会も併せても、何かおかしいのではというのが、圧倒的な世論であるという状況の中で、今日を迎えているわけであります。

このように、名古屋にしても阿久根にしても、市議会に対しては、残念ながら非常に評

判はよろしくない、芳しくないという実態があるわけであります。もう一つ気になっておりますのは、私は大阪府知事の動きであります。大阪府知事は、正直言ってもう少し賢い感じがします。ルール違反はそんなにはなさらないというか、少なくとも、明白なルール違反にはならない範囲でやっておられて、支持率も非常に高いわけです。

この大阪府知事が提起された、一つの自治体改革の提案が、今も総務省で、自治法の抜本改正のためのメニューの一つとして、生き残っております。議会内閣制、この議員は衆議院・参議院の議院ではなくて、市議会議員という時の議員と書きますが、現職の議員を在職のまま、副市町村長や副知事につけたり、あるいは局長・部長に据えて、首長の内閣をつくろう。その首長の内閣と首長が、つまり、有力な議員と首長が一体となって、自治体の政策執行をやっていこうと、こういう提案をされているわけです。

これを将来に想定されている、地方自治法の抜本改正の中で、自治体の基本制度を選挙制にしようという考え方が、今検討されてい



るわけです。この選択制という時に、何が選択制かという、一番大きい要素が、首長と議会の権限、関係なのです。これについて、今地方自治法の何段階かで、改正のことを検討されているのです。

こっちも先の方から、話がスタートしておりますが、橋下さんが今提起されているのは、議会を言ってみれば、足を引っ張れないようにしようということだと、その真意はあると思うのですが、府議会がなかなかうんと言ってくれない。思い切った改革をやりようと思っているのだが、これが実行できない。

これを何とか変えたいということで、知事と府議会が一体となって、改革に取り組んでいく。一見いいことのように、自治体改革が進んでいきそうな雰囲気は伝わるわけで、府民の方の受けは非常にいいのですが、これは二元代表制という、今の地方自治制度の基本設計の方針からいうと、どうなのかと考えると、いろいろと問題、矛盾が出てくるわけです。

総務省に置かれました地方行財政検討会議の中で、いろいろな専門家が第一分科会というところで、このメニューを検討していますが、この選択肢は非常に評判はよろしくありません。利益相反に当たるのではないかと、つまり、チェック役としての役目を担う議会と、執行役としての役目を担う知事、そしてその知事の補佐役としての局長や、副知事という役割と、議員である役割と、矛盾するのではないかと。

知事の部下として、あるいは知事の補佐役として、知事に対して責任を負って、仕事をしなければいけない一方で、有権者から直接選ばれた議員としては、有権者に対して自治体のチェック役であり、政策の是非を、知事とは独立した立場から、判断することを責任として、委ねられている議員の立場とが矛盾しないか。これは当然、矛盾する場面が有り得るわけです。

そのときに、もちろんどちらかに辞表を書けばいいのですが、どちらかに辞表を書かないと、与えられた責任が全うできないというポジションがあるとすれば、そもそも制度設計は、間違いではないかということだと思っておりますが、そういう制度が地域主権戦略会議のメンバーでもあり、8割近い支持率を誇る大阪府知事が、強い声で主張されると、なかなかメニューから落とせないという状況があります。

これに対しては、例えば三重県議会の議長ですとか、こういった方が、二元代表性の考え方と矛盾するからダメだと。選択肢の一つとしてでも入れるべきでないことを、かなり頑張って主張はされているのですが、三議長会からは、一応そういう声は出ているのですが、これが世の中に広く伝わるような声として、打ち出されてきているかということ、必ずしもそうではない。

もう一方で、こういう執行権と議会を一体化しようという方向ではなくて、きっちりと権限分離をした上で、その代わり本来の議会の権限については、強化をしよう。他方で、行政の執行権に関わる意思決定については、その代わり限定をしていこうという、そういうメニューも出てきています。

分離を徹底すると、どういうところまで理屈の上では行き着くかということ、今、知事や市町村長の専権事項になっている、予算編成権と予算議案の提出権を、全面的に議会の権限に持ってくるのです。知事や市町村長からは、予算提出権を外すということも、論理的にはというよりも、アメリカ大統領制をモデルにした制度だとよくいわれますが、このアメリカ大統領制は、現に建国以来やっているのがこの制度です。

予算編成権は議会にある。法案も予算議案も提出できるのは議員だけであるという制度で、200年以上やってきている制度が、モデ

ルなのですね。ですから、ここまで持っていくということも、理屈の上では有り得る話です。一応検討会議の議事録には、そんなことも選択の余地というか、検討の対象になるのではないかという発言は出ています。

さすがに総務省が、そこまでやる気かといわれると、いい疑問だとは思いますが、しかし、選択肢の一つとしては、それくらいやってもらわないと困る。うちの町では、市議会の側が予算編成をしたいという声が、どこからか出てくるようであれば、情勢は少し動くかもしれません。しかし、そういう声をほとんど聞いたことがないというのが、残念ながら現実であります。

こういう中で、残念ながら今の政権が、こういう大きな抜本的な自治法改正を、実現できるかといわれると、少し厳しいかなという雰囲気になってきております。やや勢いは殺がれるのでありますが、しかし、こういうことがそもそも総務省の中で、大真面目に議論をされるだろうということを、ほんの数年前まで、想像ができたでしょうか。

そしてこういうタイミングで、政権交代が起こり、いろいろな点で、戦後の様々な体制を、もう一度抜本的に見直そうという気運が出てきた時に、60年に1回の自治法改正のチャンスが巡ってきたわけです。

政局の中で、この政権が担えるかどうかという点は、一方にあります。60年に1回の検討が、真剣に始まった時点で、地方議会の側からどんな声が出てくるか、そして何よりも重要なのは、自治体の制度の話ですから、自治体の住民の皆様、つまり全国でとらえれば国民の皆さん、それぞれの地域の市民の皆さんということになるわけです。

住民自治の担い手である住民から、議会と長との関係はどうあって欲しいのかということが、残念ながら一言も出てきていないというのが、実態に近いような気がいたします。こ

れまで議会は、どうも権限が限定されていて、なかなか住民の代表として、思うように機能してこなかった面がある。これをこんなふうにして欲しいという声が出るかということ、残念ながら住民からは、なかなか出てこないのが実情です。

ならばせめて、議会の側から、これまでの議会の限界を乗り越えて、こんな議会でありたい、だからこそこういう制度設定をしたい、こんな制度のメニューをうちの町では勝ち取りたい、実現したいという声が、もっと出てこないか、この60年に1回の自治法改正のチャンスは、なんとなく流れていってしまう。

それだけならば、現状のままでいいやということかもしれませんが、声の大きい首長から、今は幸か不幸か、焦点は都政というふうには流れていますが、1年くらい前までは、都政の話しよりも、議会が足を引っ張るから、もっと首長と議会が、一体になる制度を実現するのだという声として、出てきているわけですね。

首長の側の声は非常に強いのです。その中で議会の側からは、ほとんど沈黙に近いという状況。この中で、自治法の抜本改正のメニューが決まっているのですかということ、議会の場に行くと、よく申し上げるわけですが、住民にとっても、それでいいのだろうかということは、真剣に考えていくべきではないかと思っております。

地方議会改革の拡がり

他方で、議会そのものが動いていないわけではありません。昨年今頃行いました、議会改革について載っています、議会運用についてのアンケートがあるのですが、当時お答えいただいた1,527議会のうち、58%弱は何らかの形で、議会改革に取り組んでいるというご回答をいただきました。現時点では、この

数字はもっと大きいのではないかと思います。

過半数は議会の改革に動き出している。改革に取り組んでいない議会は、今では少数派なのです。そして、議会の改革を進めていくためのツール、あるいはまた、改革を進めた新しい議会のルールを、条例に定めるものが議会基本条例ですが、これを当時の数字でいうと132議会が、制定の方針を固めた上で、検討をしていくところでした。

この議会基本条例は、2006年の5月に北海道の栗山町、夕張市のすぐ西隣の町です。夕張市役所まで栗山町役場から、車で30分足らずで着いてしまいます。それくらいのすぐそばであの財政破綻が起こった、それを隣で目撃をしていた町ですが、ここで議会基本条例を4年半ほど前、2006年の5月に、初めて制定されました。

それから4年半、昨年12月議会までで、全国163の議会が、既に制定を済ませています。都道府県でいうと、もう3割を超えました。15道府県議会、市議会でも1割を超えています。95市、52町村、合わせて163の議会基本条例が今あります。

正確にいきますと、埼玉県久喜市など、久喜市の場合には合併に伴って、一度決めた条例が一旦失効しております。徳島県鳴門市の場合には、再議を巡る争いがある、結果的には一旦失効をすると。有効には公布されず、失効した状況にあります。もう一度これをどうするかということで、近々に再議決をするための検討状況にある。こういう意味で、恐らくは3月議会で、全国の議会の1割を超えるところまでは、来ているかと思います。

こういう状況の中で、議会と首長の間等を含めて、もう一度基本に立ち返って、どういう自治体制度がいいのかということ、一から検討し直して、もう1回リセットしてもいいのではないかとというタイミングが回ってきました。そして、その段階で浮上してきたの

は、どちらかというと、この地味な議会の改革の動きよりも、派手な首長の動きの方が、世間の注目を集めているという状況であります。

今、地方と国の協議をやるという場でも、もちろん6団体が出てくるということは、半分は議会の団体なわけですが、どうしても目立っている、リードをしているのは、47名のうち、プロジェクトチーム何名かに一任するという形で、地方の声を我々が担うという構えで動いている、知事会の動きであります。

この知事会の動きの中は、知事会の中からも手を挙げた人、何名かだけで、かなり突っ走ってしまう傾向があって、それでいいのかという声もないわけではないのです。が、47名をまとめるのは、それなりに大変ではあるものの、まだ何とかできるということがあって、残念ながら市長会・市議会議長会がどちらかというと、いろいろな要望を手続的にまとめて、上に流していくというパイプ役に徹しています。

知事会はかなり一部の知事さんが、突っ走ること許容しながら、全体としての自治体の利益になればそれでよしと、割り切って動いている。これに対して、議長会の側が、なかなか動きが鈍いのです。そもそも議長さんの任期というか、法的な任期は、一任期4年なわけですが、今朝の朝日にも、大々的な調査結果が載っておりました。

概ね1年か2年というのが、1,800ほどある自治体の議会の大半を占めているという状況の中では、その人達の集まりである議長会が、そもそも議会という機関を全国で集めて、それを代表して何かを交渉する、主張するというのに適した構造になっていない。そういうことができる体制になっていないこともあります。

それで残念ながら将来の自治体にとって、我々のこれは議会、首長、職員だけではなく

て、市民にとっても問題である。我々の自治体の制度にとって、議会制民主主義は、どういう役割を担うべきなのかという観点から、必ずしも表に出てこない、議論の俎上に、本格的に乗ってこないという状況の中で、今日を迎えているように思います。

議会の側では、先程も申しあげました過半数の議会が、今議会改革に取り組んでいる。中身がどうかというのは、いろいろあると思います。レベルは様々ですし、議員の定数削減だけが、議会改革だという状況にある議会も含めて、過半数ではありますが、真面目に動き出した議会では、明らかに議会の役割についてのイメージを、変えていくような改革への取り組みが始まっております。

分権時代に議会改革は必要なのか

そして今、なぜこの議会改革が必要なのかということなのですが、私はこういうポイントを、押さえておかななくてはいけないのだろうと思います。行政に待たせておき、行政への市民参加がそれなりに進めば、かなり多くの市民にとって、ハッピーな意思決定ができるという状況が、今日ではもう存在していない。

私が政治学の勉強を始めた頃は、今から四半世紀くらい前は、インクリメンタリズム、(増分主義)なんていう言葉があって、右肩上がりの思想です。状況として戦後ずっと長い間、基本的には右肩上がりの時代が続き、人口も増加する、経済も大きくなり、税収も上がる、これが基本の定常的な状態である。もちろん、例えば都市化による新しい行政需要の発生であるとか、様々高度経済成長期には、それなりに重い公共的な投資の負担もありました。

恐らく千葉市などでは、高度経済成長期には人口が急増する。その中で、毎年小学校2

校、中学校1校を、コンスタントにつくり続けるという、今日では考えようもないような、重い投資をどんどん行い、また都市下水道を整備しということをして、毎年莫大なお金をつぎ込みながら、やっていた時代もあるわけです。

しかしそのときにも、5ヶ年計画毎に、財源フレームは概ね倍になるのです。そういう時代でありました。経済成長が二桁、またインフレもありますから、額面でいうと、財源フレームというのは、そういうものであります。

このときには、増えていく果実の分配の時に、みんながあれをやりたい、これをやりたい、これをやれば、もっといいことがあるというアイデアを持ち寄って、ここではタイプが太い人、細い人、声の大きい人、小さい人に応じて、分け前の大小の、あるいは実現する時期の早い、遅いの差はありましたが、概ねとにかく、みんなに配るという方向でやっていけば、何とかなるだろうと。

これはある意味で、時期や分け前の比率に対する不満は、残るかもしれないが、これが夢だと思ったことについては、概ね何年か経てば実現をしていくという時代が、かつてあったわけでありまして。このときの市民参加は、ある意味では今から思えば、楽な市民参加、あるいは幸せな市民参加であったと思います。

現在は、これは着実な縮小であり、現役世代の相対的な縮小になり、税収が伸びないことが前提になって、そして行政需要が膨らんでいくことを前提として、政策面をしなければいけない。となると、何らかの不利益処分といいたいまいしょうか、これは負担増かもしれません。あるいは公共サービスの縮小かもしれません。

何らかの負担を負うということが含み込まれてでないと、既存の政策の継続もなければ、

新しい政策の拡充は、まして存在し得ない。その時期における、市民の住民自治に基づく意思決定というのは、どこがどうやって担っていくか。前の我孫子市長で今消費者庁長官の福島さんは、こういう言葉をかつておっしゃっていました。

現時点での理想の市民参加とは、みんなが夢を胸に抱いて集まり、全員が夢敗れて、帰っていく市民参加でなければならない。どういうことかということ、みんなの夢を足し合わせると、財政破綻がやってくる。財政破綻を乗り越えた後には、何がくるかということ、最高の負担、最低の福祉、これがやってくるわけですね。

それに向って行ってはいけないのだとすると、みんなの夢を少しずつ、あるいは少しではなく、かなり我慢しあって、それでも守らなければいけない公共サービスを、あるいは自治体としてのセーフティネットを、どうやって維持していくか。そのための意思決定こそが、今自治体には求められている。

これは負担増を分かち合うことかもしれない。あるいは自治体に任せることなく、地域社会が引き取るという公共サービスの実サービスを、自治体として縮小することも、一部分には出てくるかもしれない。

こういったことを含めて、将来どうしても、自治体で保障しなければいけないことを確保するためには、これは確保するメニュー、これは我慢するメニュー、ここは地域で引き取るメニュー、そしてここは、確保すべきものを実現するために、負担増をあえて引き受けるべきだといったことについての合意を、つくらなくてはならない。

これをちゃんとやらないと、みんなの不満だけが鬱積して行って、誰か訳は分からないが、ワンフレーズ・ポリティクスの中では、支持を集めるような某政令市の市長さんみたいな人が出てくると、そこへ支持が流れていく。

何しろ借金をして、借金を重ねながら、減税をしようという方ですから、かつ減税で足りなくなった分は、国が補填をしてくれる云々という。法定での標準税率より下げた部分については、交付税の対象にならないということは、ご存知ないのか、ご存知で言っていらっしゃるか、どっちにしても大したことだと思います。という人に対して、あれだけ支持が集まるという現実があるわけですね。

これはいずれまた、支持に対する幻滅の時期は来るとは思いますが、次の幻滅の波に何が来るのかというのは、大変恐ろしいことではないかと、私は思っております。ただこれを、何だか市民の側の革命であるかのような気分になっていてる方がいるのも現実であって、これが裏切られた時の恨みがどう出るかというのは、大変深刻な事態がそこで起こっているかと、私は思っています。

そういうことにならない、現実にはちゃんと目を向けた、真剣勝負で議論をして、どこで私達の町の選択をするのかという議論と、意思決定の場を持たないと、自治体はもう持たない状況に入っています。

この自治体の何で納得がいるかということですが、身近のところであれば、例えばごみの分別です。何の説明もなく、理由もよく分からないのに、面倒くさいことを決めやがってと考えている人ばかりであれば、誰もが少しでも楽をして、ズルをしようという方向へいきます。

結果的には、木目細かくごみを分別して、ちゃんと循環型の社会をつくり、また市民の協力が、きっちりと得られれば得られるだけ、行政にかかるリサイクルをやるためのコストも下がるわけですし、社会にとっても行政にとっても、メリットは大きいわけです。

しかし、みんなが理解できない、勝手に決めやがってという恨みで、裏切る行動を一生懸命やると、何が起こるかということ、せっか

く分別を細かくして、循環型社会をつくろうとしても、結果としては、もう一度集めてきた物を再分別しなければ、分別あるいは循環型社会への取り組みができない。結局行政コストは上がり、成果が上がらないということに、向って行ってしまふのです。

あるいは、救急医療の資源が足りない時に、平日の昼間は仕事もあるし、忙しいからといって、子供の調子が悪いが、病院に連れて行かず、土曜日の夜になってから急に熱が上がってきた、さあ困ったといって、救急へ駆け込む。一番近いのが、三次救急のところだから、そこへ自分で車を運転して行ってしまふ。

こういう人達が続々とやってくると、全部を追い返せないとすれば、そういう人達が行列をつくっているところで、本当に問題がある、本当に高度医療で対応しなければいけないということが無線が入ってきて、今ちょっと無理、ということになってしまうことが起こり得るのですね。

これも、つまり市民の側の賢い医療の使い方ということで、協力を得られない限りは、こういうことは幾らつぎ込んでいっても、逆に言うと、どんどん医療資源をつぎ込むことが、仮にできたとしても、莫大な資源をかけて、医療資源につぎ込んだとして、ますますコンビニ受診が楽になったということで、みんながコンビニ受診をするようになって、なおのこと本当に必要な人に、医療資源が行き渡らないという状況がくるかもしれない。

これをどう変えるかというのは、まさに合意と納得の上で、協力をしてもらえんという状況をつくっていかないと、行政がどう頑張っても、成果が出ないという時代にあるのです。こういったことができる場をどこにつくるか、また、どこがそれを担うべきかということなのです。

本来議会制民主主義というのは、議会の場

こそがこれにならないといけないというはずなのですが、議会が何をしているか、あなたは知っていますかと聞くと、多くの市民の方が知らない、またはあまり知らないとおっしゃいます。関心はありますかと聞くと、これはかなり多くの方が、関心がないと答えるのは、正しくない回答であるということは、意識の中にありますので、あまり関心がなくても、多少はあるくらいにつけるのですね。

多少はあるとおっしゃるのですが、議会報を読んでいきますかという、存在くらいは知っているというか、聞かれるくらいだからあるだろうというので、たまには読むくらいにつけるのですね。じゃどうなのかというと、表紙を見てつまらなそうだなと思って、どこかへ積んでおく、あるいはごみの中へ置いておく。ちゃんと分別してくれれば、まだいい方です。

そういう状況の中で、議会は市民の声を反映していると思いますかということに対して、本当に正直な人であれば、分からないと言っていたいただきたいのですが、あまり反映していないと思うという辺りに、多くの方が○をつけられます。知らないのに、何で答えられるのか謎なのですが、きっとそうだと思うという確信が、なぜか浸透しているのです。

実感として我々の声が、届いているような感じがしない。では、その議会の活動に関心があるか、現に知っているかという、聞いたことも見たこともないのだが、きっと我々の声は、届いていないに違いないというイメージだけは、しっかりと定着している。

民放の数年前のゴールデンタイムのメジャーなドラマに、黒塗りの車に乗っていて、いつも脇に秘書がついていて、私立幼稚園を廃園にするか、しないの判断は、たった一人のこの人の胸先三寸にかかっているという設定でした。これは議員の方だったら、なんて非現実的な、うちの地区だと市議会議員だっ

たら、ちょっといい車に乗りたいなと思って、多少実は経済的には何とかなるのだが、中古の軽くらいに乗っているのが無難だと。

絶対にその方が反感を買わない。2,000ccを超えるような、3ナンバーの乗用車などに乗ったら、おまえ落ちるぞ、自分で運転しているのですがね。これが現実なのだが、黒塗りの車に秘書がついているという設定のドラマが、大手を振ってまかり通るわけです。それくらい議員の現実は、市民感覚の中に浸透していない。まして議会という組織の動きは、見えていないわけでありませう。

この数字は、私もよくあちらこちらで利用したのですが、今一つよろしくない数字かなと、はっきり言って思っております。といいますのは、ある市議会議員さんから批判を受けたのですが、それももったもたなどと思ったのは、市道の認定ですとか、いろいろな手続をやっている、契約をこれで結んでいいかと。手続的にちゃんとしていけば、入札もきっちりやっていたら、結んでいいよというしかない。

こういう政策の実施上の、最後の関門としての議案が多いし、条例の改正案にしても、法律改正に伴って自動的に条例にも、それを反映しなければいけないから出てくるというのは、これは実際の議案の中でいうと、多数を占めるわけですね。市道認定の修正をしようと、議会がどうやって修正できるか。どこかに間違いがたまたまあれば、修正はあるかもしれませんが、普通ないわけで、これが90%くらいになるのは、ひょっとすると当たり前なのかもしれないです。

なので、99だ、99.何%だというところは、しょうがないかもしれませんが、この点は明日以降は、今日の『朝日』に載っていたデータを使おうと思いますが、4年間1件も長の提出議案を、修正も否決もしていない議会が、どれだけあるかと考えると、実は結構多いわ

けですね。

99.何%というのではなく、100%、4年ずっとそうだとするところが、多数を占めるということに問題がある。何で99.何%になるかという、例えば前の市長さんの時の国立市議会ですとか。しばしば当初予算も否決をするし、減額修正は日常だし、決算の認定などしたことないという議会もあるわけです。

こういうところでも市道の認定は、さすがにOKというのですが、それでもつまり、政策的な議案の大半を、否定している議会がある一方で、残りは100%だから99.数%になる。問題は、その残りの100%です。こういうことをおっしゃる方も、恐らくいらっしゃると思います。特に首長、鍵かっこ付き与党の方は、こうおっしゃると思います。議案が出てくる前が勝負だと。

市長は新しい政策として、こういうことをやりたいということで、検討の途中からいろいろと意見も述べているし、進めようとしている案に問題があると思えば、ここに問題があるぞと指摘もし、これならば行けるだろうと、納得ができた時点で、はじめてこれならいいよといって、それが議案として出てくるのだから、議会に出てきてからは、後はそんなに問題にする、議論をするような余地はないのです。

それでも、反対派という人は残っているから、この人達が一部いろいろと議論されるが、少数派にももちろん意見の発表の機会はあるから、そういうふうに行っている。一見もっともらしいのです。そして議院内閣制の制度であれば、質疑の中で反対派の質疑に対して、答えられるのは誰かということ、もちろん与党の政治家であり議員でもある大臣が、主に答えるわけです。あるいは重大な問題であれば、首相が答えるわけです。

つまり議会の中で、制度的に存在する与党・野党が、議院内閣で討議をして、政府の出した

案に対しても、是非を議論しているわけです。議院内閣制というのはそういうところであって、政府提出議案というのは、つまり与党提出議案であり、与党や内閣を構成しているのは、多数派の議員そのものであるわけですから、これは議会制民主主義の中で、行政提出の議案についての行政の担当者と、野党議員とのやり取りをメインにやっていくところで、十分筋は通っているわけです。

ところが、二元代表というのは、どういうことかというのと、与党の議員というのは、本来いないわけです。首長を支持しているかどうかというのは、会派毎にタイプは違うかもしれません。支持をしている会派、支持していない会派があるにしても、そもそも役割として、執行権を持っている側から議案が出てきて、その執行権とは別の権力としての議会、権力分立ですね。

別の権力としての議会があって、もう1回議会というフィルターを通らないと、自治体としての意思決定ができないから、変なことが起こらない政治体制である。こういうのが、二元代表の基本なわけです。とすれば、議院内閣制において存在する与党事前審査というのは、二元代表では、本来本筋ではないはずのことです。

非公式に多少あっても、これは否定できないというか、事前の検討の過程から、議会の意見を伝えるような場というのは、全く抜きにした方がいいとは思いませんが、議院内閣制の与党というのは、議会に出たらディフェンスする側ですから、これを事前に、ディフェンスできるものに仕上げるプロセスは与党内で、与党内といいます、英語でいうと (government) とか (governing party) というのですよね。

政府と与党の区別というのは、あまり厳密にはないのが、議院内閣制そのものの基本的な制度の発想で、政府与党連絡会議とは一体

何なのだと。ガバメントとガバメントが何をすると。英語圏の人なら問われる。内閣というのは、議会の中に置かれた、行政権の執行のための特殊な委員会であるという感覚です。

しかし、その内閣を選び出している与党の中から、その内閣がやろうとしていることについて、いろいろ事前に意見をつけて、ガバニングパーティー全体として、こうだというのをつくるのは当然のことです。

他方で、二元代表というのは、執行権がやろうとすることを、議事機関がもう1回フィルターを通して、是か非か判断するということですから、事前の意見の交流というのは、あってもいいかもしれませんが、議案が出てきた段階で、もう仕上がっているよというのは、議会としての権限の放棄であります。職務放棄に当たると、私は思います。与党事前審査は、二元代表には馴染まない仕組みであると思います。しかし、現実にはこれをしていらっしやる。

その結果何が起こるかというのと、議会の議事録を読んでも、特に長の提出議案が原案通り可決された時に、なぜ可決されたかの論拠が、行政の側からの答弁には、にじみ出ているかもしれませんが、議会として、是として判断した論拠というのが、あまり明確に出てこない。極端な場合にはガス抜きとして、反対派の反対討論はさせるが、面倒だから、時間の無駄だから、賛成討論はしないという議会がある。

さらにもっとひどいところは、反対討論の申し出があっても、賛成討論の申し出がないと、バランスがとれないからといって、反対討論もさせないという、とんでもない議会があります。ここまでいくと論外ですが、論外ほどではなくても、反対派のガス抜きだと思って、反対討論だけさせて、賛成討論がないと。

議事録を読むと、理路整然とだめだと言っている人がいる。なるほど、これはだめだなと思って読んでいくと、「賛成の諸君の起立を求めます。」「賛成多数と認めます。」おい、何だこの議会ということになるわけですね。これが少なからず、かなり多くの議会の現状ではないかと思えます。

もう一つは、市民参加は議会の敵だと思っているグループと、議会は市民参加の敵だと思っている市民が、たくさんいるという自治体が、少なからずあるということです。今、参加型の民主主義というのを、市民が求めておりますが、この参加型民主主義を、嫌いな議員さんがどうもいらっしゃる。

参加型というと、手を挙げた人、しゃべりたい人だけがやっている。結果何が起こるかということ、少数のノイジーな人達、声の大きい人達の意見だけを聞くことになるから、それだけに耳を傾けてはいけないのだ。私達選挙で選ばれている議員は、サイレント・マジョリティーの声を聞いている立場なのだ。

議員が言うことの方が、本当の市民の意見であって、議員だけで決めた方が、本当の市民の意見で意思決定ができる。地域代表的なタイプの、地域密着型の議員さんの中には、こういうことをおっしゃる方が、少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。

他方で、近年行政の側が、熱心に市民参加を、いろいろな手法を使ってやるようになり、また市民参加の参加者の中にも、手を挙げた市民だけではなくて、例えばアウトリーチといって、各地域に出て行って、なかなか自分で手を挙げては、出てこれないような方のところにも説明に伺って、いろいろと多様な市民の意見を聞いてくる。

それを踏まえて、また市民参加の会議で議論をする。こういうサイレント・マジョリティーの声を、どうやって引き出すかという努力をしながら、市民参加を熱心に実践され

ている方が出てきたのです。

この方々がせっかくいいレベルの議論をして、この水準の案をつくったのに、それをどうも生半可な理解しかしていない議員が、何か突然どこかに違和感を感じたのか、これはけしからんと言って、いきなり修正をかけたしまった。市民の議論のレベルに、ついてこれない議員が足を引っ張っている、こういうふうに使われています。

だから、議会にいかに足を引っ張らせないかというのが、市民参加の鍵であると思っていられっしゃる熱心な市民活動家は、少なくないでしょう。この相互不信の構造の中で、議会は市民参加に門戸を閉ざし、市民は議会に敵対心は持つが、本質的な関心は向けないという不幸な関係が、長年積み重なってきているようであります。

そして、日常の世界に立ち戻ると、議員というのは、雨の日も風の日も、選挙が近づくと駅前にいる人というイメージか、困り事があって行政の窓口に行っても、ちゃんと親切に対応してくれないので、近所の議員さんについて行ってもらったら、何とかお答えしてもらえた、ああ助かったという時の頼みの綱か、どちらかである。議会という場があって、そこで議論をして意思決定をするから、うちの町の政策は、安心だと思うという構造が、なかなか生まれてこない。これが現状の議会であるような気がいたします。

始まっている議会改革の先進事例

しかし、世の中にはだんだんそうでない議会も、登場しているわけあります。町村議会の中でも、恐らくトップクラスといわれるところの一つに、北海道の福島町という町の議会があります。横綱の里というのを売り物にしていて、千代の富士の出身地なのですが、この議会は例えば、都市下水道を町村に広げ

ようと、バブル末期辺りは、かなり行政の方から設置の提案がありました。議会として導入しなかったとおっしゃいます。

今確か人口5千人くらいですね。人口5千人の町で、これに手を出していたら、何が起るかというのは、財政的にはなかなか怖いものがあります。これはなぜやらなかったかということ、うちの町の財政の身の丈に合わない。今は5千人の町ですが、青函連絡トンネルの工事の基地があったのです。人口1万人を超えていた時期があります。

1万人以上の人が入った時期の町の姿を想定すると、そういうのも有りかなと思うかもしれないが、もう工事が終わり、二度とああいうことはない。外からいきなり何千人もの人がやってきて、拠点にしてそこで暮らすから、コンスタントに工事期間中、1万人を超える人口があった。こんな時代はもう来ないことが分かっているのに、都市下水道に手を出したら、財政は破綻する、この見識が議会の側にあった。

議会改革の先進事例が切り拓いてきたもの

恐らく、行政の側にもうすうすあったというか、うすうす以上にあったのだと思いますが、これは行政のしがらみの中で、道庁とか国に対して、喧嘩を売るような真似もできないし、困ったなということはあるのだと思います。我々としては、予算まで組んで提案したのだが、議会が馬鹿なものですから、否決しまして申し訳ありませんというのが、一番角が多分立たないかと思うのです。

この役目をしっかりと、議会が担ってくれました。陰では行政の職員も、あるいは町長も、議会に感謝をしていたのかもしれませんが、こういったことをやれた議会と、やれなかった議会がもちろんあります。やれなかった町では、今下水道の維持費、これにヒーヒー

言っているというところですね。

北海道の栗山町、先程ご紹介した議会基本条例を、初めて制定した議会ですが、例えば数年前に、築30年にも満たない鉄筋コンクリートづくりの中央公民館を、廃止するという議案が可決されました。なぜそうなったかということ、財政運営のアンバランスです。今の町長は違いますが、その前の方までは、代々栗山の町長は、道庁から出向していただいていた方を、出向していた時の町長の後継者として、また選挙で担いで町長をやってもらう。

つまり、補助金のパイプ役としての行政のトップというのが、期待されています。これによって、補助事業とか国の直轄事業とか、できるだけ負担の少ない形で、いろいろな事業を町に持ってくるのが行政手腕であり、そこに補助金をとって行えば、当然補充があり、補助金をとってできた公の施設には、当然ランニングコストがかかります。

結局何が優先されるかということ、新しいものに対する投資を優先する結果、ランニングコストは最低限、維持・補修はほとんどできないという構造になります。結果何が起るかということ、本当にちゃんとメンテナンスすれば100年、いいかげんな日本の平均でも、50年は持たせている鉄筋コンクリートの建物、いかに雪も降る所だとはいえ、30年経たずに、もうぼろぼろでだめだというのは、多分壁にひびが入って水が染み込む。中の鉄筋が錆びてくれば、もう寿命は一気に縮まるわけですが、それでも補修ができない。

そこに回すお金はなく、次の投資のための補充であるとか、少なくとも補修はできなくとも、運用は続けなくちゃいけないから、ランニングコストだけかつかつで何とかする、これをやってきたからです。結果30年足らずで、鉄筋コンクリートづくりの中央公民館を使い捨てました。

生涯学習施設として、中央公民館に登録を

し、よく使っていらした住民の方が、たくさんいらっしやいます。もちろん猛反対が起きます。しかし、町の財政全体、高齢化が著しい中で人口減少、税収も減、この中で大規模改修をするか、新しく建てるか、その投資が可能か、財政的には残念ながら、ここにそのお金を突っ込んだら、例えば将来負担比率もどんと上がってくるし、かなり厳しいことがある。

そこを何とか、他を削ってでも、生涯学習施設をちゃんと維持していくべきだという議員が、13名の議員のうち5名、そして、本当はそういう生涯学習施設を持ち続けたいところだが、これはこれまでの町制の運営のアンバランスの付けであり、将来のことを考えると、ここで改めて、この領域に対して大きな投資は、残念ながらできないという判断をした議員が7名。そして議長ということで、7対5で廃止の決着がつかしました。

猛反発をしていた利用者代表の方々が、どうおっしゃったか。非常に不満だが、議会の場であれだけ議論をして、賛否の論議を尽くして、そして決着してあんなものだから、不満だが仕方がない、そういうものだと、こうおっしゃるのですね。この消極的な納得というのが、実はこれからの自治体の意思決定にとっては、鍵になってくる。

生涯学習というものの価値が分かっていない馬鹿者どもが、勝手にあんなことを決めやがってというのではなく、7対5の僅差ではあったが、あれだけ必要性についても分かっている人がいて、また廃止やむなしといった人も、その必要性は十分踏まえた上で、それでもなお、更に優先すべきものが残念ながらあると判断をしたか、いや他との優先順位の中で、他を削ってでも生涯学習施設、中央公民館の維持という方向に、資源を振り向けるべきだと考えた人との間で、ああいう分布をしたのだから、これは個人としては不満だが、

自治体としてはこういう意思決定になるのだろうと考えられる。

こういうことを栗山町の議会は、質疑をするだけではなく、自由討議という時間を重ねていまして、自由討議の時間になった方が、むしろ賛否の論点がはっきりするのですね。質疑の段階は、何でここで耐震性が持たなくなったのかとか、大規模改修をするなら、どういう範囲でやるのだったら幾らかかるのか、そういうことをいろいろ質疑するわけですね。

その段階が終わって、即表決をすると、なぜ廃止すべきだと言った人は、廃止に踏み切ると判断したのか。なぜだめだと言った人は、そんなにお金がかかるという答弁が出ているのに、維持すべきだという結論が出るのか。必ずしもはっきりしません。

自由討議の中で、今度は議員間で、私は幾らいくらかかるが、この財源は例えばここを節約をし、別に計画をされて、総合計画には載っているこの箱物を諦めてでも、ここへ回すべきだと考えるから、実現可能だと考える。5名の中には、そういう人もいるでしょうし、他のその事業というのは、市民参加で総合計画をつくった時に、こういう位置付けになるよ、重要だということをみんなで確認したはずだ。

そして、それらを含めての財政状況を考えてみると、中央公民館の代替的な施設は、各地区にある公民館であるとか、あるいは役所本体にある会議室等も、もっと市民に使っていただくことによって、代替可能ではないか。ということで本来望ましくないことだが、代替性や、他の政策との優先順位についての判断が、異なったことによって賛否が割れた。

なるほど、そういうことであれば、廃止だと言った人も、廃止万々歳だということで、行革だから何でも賛成というわけではなくて、その大事さというのを分かった上でなお、あ

れだけ比較検証して、こっちを選んだのだということが分かる。これならば、不満でも納得がいくということですね。

これが議会の場で、できているかどうか。また、納得が得られるかということになれば、例えば今の議案について、利用者を代表する市民の声、あるいは将来の別の福祉政策についての財源を心配し、行革を進めるべきだと言っている市民の声を、参考人としてちゃんと議会に呼んで聴取をしていけば、なお納得性は変わっていくわけです。

議会には参考人制度や、公聴会という制度など、市民が議事の中に直接参加できる制度は、もうだいぶ前からちゃんと厳然と存在しているわけです。残念ながら、公聴会を現にやっている議会というのは、非常に少ないです。全国1,800ほどあるすべての地方議会の中で、1年間に公聴会をやる議会は、10に届くか届かないかぎりぎりくらいです。なぜなのかということ、考えてみなくてはならないような気がします。

確かに、手続的に面倒です。面倒なのですが、やる気になればいくらでもできる。三重県議会であるとか、あるいは最近では所沢市議会辺りは、もうコンスタントに、年1回くらいはやるようになってきました。やり方を覚えれば、そんなに難しい話しでも何でもないので。ところが、それに踏み切らないで、平気だという議会があるということに、問題点があるような気がします。

先進事例は、今理想の議会とは、こうだといったような議会に近づいていくために、どんなことを始め、なぜそれが進んだのかということ、時間が伸びていますので、端折りながら簡単に触れておきたいのです。夕張では、実は夕張ではないです。夕張郡栗山町では、なぜかということ、栗山町は平成の大合併の構想が第1ラウンドであり、実は第2ラウンドを含めて、2回構想があったのです。

2回とも一番札幌に近い自治体が、NOと言ったことによって壊れました。栗山町はいってみれば、北海道で一番厳しい夕張に隣接すると同時に、夕張の西隣にありまして、もう少し西に行くと千歳がありまして、更に西に行くと札幌があるのです。北海道で一番元気のいいエリアと、一番厳しいエリアに囲まれている所、挟まれている所なのです。

そこでの合併というのは、より有利なエリアに近い側の町村と、夕張に一番隣接をしている栗山町、そしてそのすぐ隣の由仁町という2つの町、3町ないし4町ですね。札幌寄り、夕張寄りの自治体の合併なのです。札幌寄りから拒否されて、二度つぶれました。もうこれは自前で、自分の足で立っていきかないのだという覚悟を迫られたのです。

先程申し上げましたが、ハコモノ行政中心で、補助金をとってくるのは行政手腕と思っていると、ランニングコストだけで、経常的な経費がどんどん上がってきて、首が回らなくなってきた。これをどう変えるかということ、補助金をとってきて、こんな新しい施設ができるよ、今度の町長はやっぱり実力派だという、町民の発想を変えていかなくてはならない。

財政というのはこういうもので、そういう箱物投資に浮かれていると、何が起こるかということ、ちゃんと伝え、中長期に安心して、高齢社会を迎えているこの栗山町で、将来にわたって安心して暮らし続けられるためには、どうすべきか。議会がちゃんと住民に直接説明して、理解を求める場をつくらないと、だめだろうということで、当時宮城県の本吉町というところが、やっておられました機関としての議会、個々の議員ではなくて、議会という組織全体として、議会報告をするという方法を導入されました。

後に議会基本条例に、これが盛り込まれたことによって、議会報告会というのが一躍有

名になり、現在では100を超える議会が、この本吉・栗山方式の議会報告会というのをやっております。個々の議員ではなくて、議会という組織が行いますから、私は反対だったのだが、けしからん多数派が、こういうことを決めてしまったのだというのは、言うてはだめということなのです。

少数派からすると、そう言われてもということになるのですが、ちゃんと議会で審議を尽くしていれば言えるのですね。反対派はこれを問題にし、賛成派はこういう論点で、それは問題ではないと言い、結論として7対3で、賛成多数で決着はついた。これは賛成派の議員であれ、反対派の議員であれ、議論を尽くして、その結論が出たのであれば、説明可能です。これをするのが、議会報告会の場であるということです。

反対派はこれを言ったが、賛成派は、多数が賛成だということが分かっていたので、何も言わないで、起立して可決をしました。現実はそのかもしれません。この現実があると、議会報告会に行って立ち往生します。

「ここに問題があると思うのですが、この論点はじゃあ議会では、どういうふうにして議論して結論が出たのですか。」「いや、それについては、特に問題にする人がいなくて。」「そんなことでよく責任を持って、意思決定ができますね。」と言われたらもう面目は丸潰れだし、「責任取ってないのでは。」と言われます。

審議を尽くしてきっちりと論点を明らかにして、結着をつけていけば、賛成派であれ、反対派であれ、議会の場ではこういう議論でこういうふうになりましたということが、責任をもって答えられる。これをやっていないと、議会は仕事をしていないと糾弾されても、答えようがないということなのです。

もう一つは、これは基礎自治体の議会の結構制度の想定外なのだが、現実には重い話です。自分の地区以外に、これは特に地域代

表型の議員さん達はそうなのですが、他所の地区に無断で立ち入りをする、後でいろいろ言われる。別に選挙区もないし、どこの地区から票が入っているか分からないのですが、多少は分かるのでしょうか。やっぱり自分の地区でも、それぞれ縄張りというのがあるわけです。

市全体のことが分かっているつもりでも、あるいは、栗山であれば1万4千人弱の町です。この町の全体を分かったつもりでいたのですが、実際町内12箇所を報告会をやり、何巡かするうちに全部回っていくわけです。全部回って見て顔つきから雰囲気から、意外に違うものだということが分かります。

種子馬鈴薯、種イモを作っている人達と、消費者側に食用に馬鈴薯を作っているじゃがいも農家でも雰囲気が違う。もっと南の方のメロン農家になると全然発想が違うとかいう話しが、200平方キロの北海道の農村で、実際の議員の口から出てくるのです。これがもっと多様な地域性のある大きな町であったらどうか。あるいは、人口稠密な住宅都市でも結構あります。

65歳以上人口を町内会ごとに計算をしてみると50%近い町内会と10%ほどの町内会が同じ10万都市の中に併存している。これは地区によってだから、行くと全然雰囲気が違います。これを理屈としては、恐らく議員の皆さんは良くご存じなのですが、顔はなかなか想い浮かばないのが、12箇所を回ってやっていると顔が見えてくるのです。そういうことを通して、他方で答弁者としての、議員の役割というのは大変重いわけです。

どんな議案についても、決めた以上は質問を受けたら一応答えられないと困る。少なくともこれで大丈夫だと判断した根拠ぐらいい言えないと、少なくとも議会はなぜこれを可決できたのか、と言われてしまいますから、説明できることを期待されます。議会が議決

したすべての議案について、何の質問が飛んできてでも答えられる議員。大変ですね。

栗山町の議員は、この議会報告会を始めた当初は、脳に汗をかいたとか、学校時代にもこんなに勉強したことはなかった、なんてことをおっしゃっていました。最近はそのようなこと言わなくなってきました。手の抜き方を覚えたのかというと、そうではないと思います。手を抜いているのではなく、これは質疑をちゃんとやっておけば、後で報告会に行った時に答える材料が全部手に入る。

市民が疑問に思いそうなことは、あらかじめ議会における質疑の中で、ちゃんとクリアしていきます。よし疑問に思えるようなことは、これでクリアできたから、それなら賛成だということで可決をしていけば、後で問われた時、自分達が質疑の中で引き出した答えであれば、印象にも残ります。

後で議論をしていなかったことを、もう一回担当課に行って、資料を頂戴と言っていろいろな資料をもらってきます。議案を可決した時にもなかったような、細かい資料を取り寄せて、それを一生懸命読み込んでいく。これは大変しんどいことです。が、自分達で質疑の中で引き出したことならば、そんなにねじり鉢巻きで暗記、一夜漬けしなくてもどこか印象に残っています。

もう一回資料をひっくり返ししながら、このときはこれね、これを確認しておけば十分自信を持って、報告会に行けるようになります。結果的には負担は重いのですが、質疑のレベルは上がります。問題は選挙でメンバー交代をした時に、次の議員がやってくれるかどうかです。

ならば条例にして、定着した制度にしておこうではないかと、議会基本条例を決めた、こういうことを始めた一番大きなきっかけだったそうです。もう一つ、これに対してなんで基本条例かという批判が、特に総務省

から2006年の5月に栗山町議会が決めて以来、かなり執拗に半年近くにわたって、質問というか詰問があったそうです。

例えば、反問権という後に有名になった条文があるのです。質疑に答弁に立つ行政の長なども反問することができる。会議運営のルールですから、なぜ会議規則ではないのかと、地方自治法は会議規則を定めなさい、と書いてあるわけですから、会議規則ではないのはなぜか。なぜ地方自治法が想定していないような条例を勝手に作るのかと、言わんばかりだったそうです。

そのとき、いろいろともう一回理論武装し直すこともあったそうです。これは法律的には会議の内部のルールではないのだ。もちろん、内部の運営に関わる部分もあるわけですが、なんでこうなのかというと、二元代表をどう運用していったって、住民の前で何を明らかにし、住民がどういう形で参加し、そして住民の意思決定として、議会がどのように意思決定をするのかということを書いた条例なのだから。

これは、いわば住民の住民自身の権利を保障するための条例だ。権利の一番根本的な自治における、権利の保障なのだから条例でなくてはいけない。国で言えば憲法的な要素を持っている。

もう一つは、私達の町の議会はこんな議会なのです、ということを知りやすく、いわばマニフェストとして示すためのものです。これは議会の内部の運営ルールとしての会議規則ではなく、住民に対する自治体のルールとして、私達の町の議会はこのように振る舞えます、このように活動しますというマニフェストとして条例を作ります。

こういう考え方でした。こういうことによって、基本条例を栗山町は定めたわけです。同じ年の暮に、神奈川県湯河原町と三重県の県議会が決めました。翌年2007年2月に初

めて市議会としては、三重県伊賀市が制定をしました。この後続々と広がっていくことになりました。これが現在163ということであります。

議会基本条例の「公認化」

この議会基本条例、総務省が公認したからもういいのだぞと言いたくはないのですが、総務省でさえここまで、今ではポジティブに認めているのだから、そんなのは別に条例を作らなくてもできると、ぶつぶつ言うことではないのですか。という趣旨で29次地制調の答申（第29次地方制度調査会答申）でも議会基本条例これについても、審議の活性化や住民参加等を規定した、住民参加ということも出ているのですね。

住民参加等を規定した議会基本条例を制定するなど、こういう自主的な議会改革の取り組みがあって、これが今後も引き続き展開されることを期待されるのだと、明確にポジティブに位置付けています。そのポジティブな要素の一つが審議の活性化と並んで、住民参加だということです。

議会は住民参加の場であり、そして活発に審議をする場であるべきです。それに向けて、議会基本条例を制定するなどして取り組んでいるという、自主的な議会の取り組みこそが議会改革の本筋である。

これはどういう文脈で出ているかということ、議会改革の本筋はここだぞと押さえています。その上で、しかし法改正が必要な部分があるから、それを地制調(地方制度調査会)としては、法改正のポイントとして実行します、こういう形になります。これが議会改革の大筋だということです。

では、それは何を決めるのだ、栗山町の議会基本条例が広がった一番大きな理由は、この前文ではないかと、私は個人的には見てい

るのですが、これは議会のミッションステートです。議会の使命はこうですと宣言するのです。

自由闊達な討議を通してこれらの論点、争点を発見公開することが、討論の広場である第一の使命です。議決ではないのです。自治体の一番重い意思決定は、議会しかできないのですか、その議決ではないのです。その議決に向けて、自由闊達な討議を通して、論点や争点を発見公開することこそ、議事機関が持っている第一の使命だということです。

もう一つ、独任制、たった一人だけ選ばれる代表機関が、執行権を運用している中で、合議体がなぜ必要か。意見の違う多様な代表がいて、住民市民の中の多様な意見をそれぞれが代表していて、その間で議論を戦わせることを通して、政策の論点や争点がくっきりと浮かんでくるから、それを市民にもこれが論点だということを発見し、公開した上で最後の意思決定をする。

だからこそその意思決定が重要であり、だからその意思決定が民主主義の意思決定になり得る。ここに議会の議会たる所以、議会制民主主義なしに住民自治、あるいは民主主義の地方自治はない、ということの本質が表現されるのではないのでしょうか。これは個別の議員がどう頑張っても、それだけでは実現できません。

議員が一般質問することは、議員にとって一つの責務だと思いますが、それだけでは今言った第一の使命は十分に発揮できません。これは賛否が分かれる中で、お互いにフェアプレーで良い議論をやっていく。こういうことが必要なのです。これは賛成派が全員だったら、実はできないのです。

少数意見がなぜ大事か。論点、争点がくっきりする、具体的に見える、ポイントが分かるためには、結論として賛成派が言っている方の判断に軍配が上がるとしても、そして市

民の支持もそちらに熱いとしても、少数の反対派がいて論点、争点がかくつきりした上で決まるということが大事です。

これは独任制の代表には絶対できないことであり、多様な代表がいる議会という集合体である。それでなければできないことであって、これをちゃんとやらないと、議会は議会であるという役目を果たしたことはない。賛否の理由が大事ですし、さらに言えば、その賛否の理由の論点の議論の水準が問われます。

議会というのは、いわば競技場のような要素があって、賛否が分かるとすれば、賛成派と反対派がいわば試合をやっているわけです。あらかじめ会派は分かれています、どちらが多数かは、決まっているのだから、試合のように見えても、試合ではないのが、現実かもしれませんが、100%それだけで物事が決まるとすれば、これは八百長のようなものです。

あるいは、横綱と幕下力士が相撲を取っているようなもので、面白くないので誰も観ません。何番取っても、絶対に横綱が勝つ、負けたら、何かあったのではないかというふうに見えてしまう、これでは、傍聴者も来ない、ということになりかねないわけです。

ここはやはり、真剣勝負でいい議論を行い、かつ最初から会派で、賛否が決まっているというよりは、少数の反対派が言った中に、なるほどそこだけはもっともだ、ということが出てくるとすれば、原案は通すが附帯決議で、ここについては釘差したうえでしようとか、そういうことが仮にあるとすれば、その附帯決議が出てくるまでの議論が、貴重な議論です。

そういったものを、水面下の調整でやっていませんか、表でやっていますか。そういうことも問われます。表でやっていると、それは水面下でこういうことが。議事録の何処

に載っているの。これは議事録には載らないのです。そんなことは、市民には分らないと言われると、議会は公開の場では少なくとも仕事をしていないことになる。

そういうことを問われるというのを、議会の報告で何度か経験をしていくと、だんだん、なるほど確かに調整というのは、合議体がそれなりに効率的に動いて、ちゃんと仕事をするためには必要だが、全部調整をつけて結論まで作ってしまって、お膳立てが整ったところで、形だけ後でやればいとやったら責任は果たせない。

ここは、ある程度微妙な線引きかもしれませんが、全部を調整で賄ってしまったらだめだということが、報告会の場で答弁に立つと実感されています。実は、これがこれからの議会を作っていくうえで、非常に重要なポイントになってくるのではないかと、私は思っています。

議会報告会の意義

先程、申し上げたような議会としての報告ということなのですが、結果的には、まず議員が地域の全体像をわかること。もう一つ、住民は議会のことを知らないと、冒頭に繰り返して申し上げました。

いろいろと議員が説明に窮しながら、あるいは、なかなか分ってもらえないことに、悔しい思いを滲ませながらも、議会というのはこうですとか、議会の場でこういうこともやっていることを理解して欲しいとか、あるいは、議案について、こんなに勉強してからきていることを、冷や汗をかきながら、バイナードノートをめくりながら、そうそうこれも質疑のときに出てきたのですよ、と言って説明をしている。

その姿を見ているうちに、なるほど、議会はこういうものなのかなということが、少し

ずつ住民に実感されるようです。繰り返し議会報告会に来る住民の方は、そんなには多くはないかもしれません。栗山町は、一ラウンド、300名ぐらいの人が参加されています。1万4千弱の人口で、300名ですから、決して多いとは言えない数です。

恐らく150人から200人ぐらいの方は、リピーターではないかとおっしゃいます。この150人から200人の方は、議会というのは、こういう場で、うちの議会はこういう意味で頑張っている、ということを地域で何か話題が出る度に伝えていく。言ってみれば、オピニオンリーダー的な存在として、地域の中いらっしゃるのです。

こういう方の中に、こんなことを議会報告会の場で、発言された方がいらっしゃいました。栗山町の議会報告会が有名になりましたので、最近、議会報告会を始めようという議会が、だんだん広がってきまして、近隣の町議会から、議員さんがやって来られまして、報告会を開かれていたのです。そこで終盤に、ご自由に質問があったらどうぞというときに、手が挙がりました。

隣の議会から来ましたが、栗山町では、行政が地区懇談会で説明をするのと、議会報告会で議員が来て言うことは、時として、ニュアンスが違ったりする場合があります。同じ自治体から説明に来るのに、食い違ったこと、ニュアンスが違うことが説明されて、栗山の町民の皆さんは混乱しないのですか。どのようにこの食い違いとか、温度差を整理されていますか。できれば、住民の方に感想を伺いたいのですが。

と、こういう質問が来ました。なかなか難しい質問です。これに栗山町の議員はどう答えるのか、と一瞬思ったのですが、すかさず町民の方から数名、手が挙がりました。指名を受けた方の最初の一言は、「私達の自治体の制度の仕組みのことを、二元代表制と言

ます。」ここでもう、栗山町の議員はのけぞっております。この人、誰という感じで。

二元代表制といいますという言葉が、まず第一になります。次に、二つの選挙で、私達は、町長と町議会議員を選んで、役割分担をして町政の運営に当たってもらっています。役割が違えば、目の付けどころが違いますから、当然言うことが違います。これを総合的に判断できるから、私達、栗山の町民は幸せです。

これぐらい分かりやすい、普通の言葉で語られた、二元代表制の制度のメリットを説明されたことを、私は聞いたことがないし、これ以後も聞かないでしょう。これは、去年の2月に、栗山町の議会報告会で、私も傍聴していて、現にこれぐらいの会議室の中で聞いた、目撃してきたことです。

後で聞いてみたのですが、議員OBでも、職員OBでもないそうです。こういう方が町民の中に、ポツリ、ポツリとではあれ、1万4千人ほどの町の中に、たぶん140人ぐらいになるのではないのでしょうか。

1%のこのような人達の存在は、どの地区にも、少しそんなことが分かっている人がいて、何か地区で課題が起こって、町の行政が対応してくれない、紛糾してきたときに、議会に、こんな話しで陳情に行こう、請願に行こう、議会には、こんなふうに話を持っていけば効果的だとか、そういうことを言える人が、100人に一人ぐらいいることなのです。

そして二元代表を使いこなす。まさに違うことを言わせたうえで、総合的に住民が判断をする。こういう構えである住民が、100人に一人誕生してきている、という大変な自治体が、現にあるということなのです。こういう人達が、持ってくる議会報告会での発言は、すばらしい生の政策情報です。

これを受けて、議会がちゃんと政策を作っていけなければ、議会の存在価値が問われてしまう、ということになってくるかと思いま

す。これを請願陳情というのは、住民による政策提案であり、公聴会参考人などに、もう一回来てもらって、話をしてもらっても、いいわけです。

そういったことを通して、住民の生の政策情報を、今度は、市民と議員が意見交換をしながら、政策に仕上げていくということをやれば、すばらしい市民の意思決定機関、市民の政策機関としての議会が、ここから誕生してくるのではないのでしょうか。

また、議会の議決議件は、これまで政策の一番川下、そこを越えたら実施になる、という最後の関門であることが多かったのです。契約の承認ですとか、市道の認定ですとか、あるいは人事承認の案件ですとか、最後です。予算もそうです。ここで決めたらこれで執行する。総計に載っている事業ですから、と言われたら、そうですね、と言って「うん」と言う。

総計の基本構想は、今でも市町村では議会の議決ですが、基本計画は、普通の議会では議決する自治体では議決ではない。この事業を、載せているのは、概ね基本計画からだと思いますが、事業の頭だしぐらいは、基本構想にあって、具体的な事業名が入ってくるのは基本計画ですが。

その基本計画に乗っていたら認める、ということであれば、計画段階で事業の組み立てを巡る優先順位とか、時期とか、こういったことについての議論こそ、細かい最後の積算とか、何処と契約をするとかということよりも、政治的に判断をするのに、ふさわしいのは、今後5年ぐらいを見通して、事業をどう組み立てて、何を優先し、何を我慢するのか、この判断こそ政治の機能ではないのでしょうか。

総合計画の基本計画などは、むしろ、議会側がもっと積極的に関わり、議会が市民参加をやって作っていくぐらいの、構えであってもいいはずだと思います。そうして、できる

だけかつ政策の、川上の方から事業の組み立て段階で、議会は政治的な政策選択の機能を果たして行くのではないのでしょうか。

議員間の討議と討論活性化のしくみ

そうして質問を、議員間でできるように、あるいは、国語辞典的な意味での、本当の討論が議会の中にあり、議会の用語の中の討論というのは、賛否の立場表明を、一人一回ずつやるだけのことです。意見の違う者同士が、議論を戦わせるということは事実上ない、それに対して、なぜ賛否が分かれるのか論点を明らかにしていく、議員間の討議をやる。

先程、中央公民館の廃止の是非を巡っては、誰も大賛成だと言う人はいなかったが、やむを得ないと思うか、思えないと考えるとの分け目で、7対5になった。これは、賛成と反対の賛否の論点を明らかにする議員間討議がなければ、明確にはならなかったはずですが。こういうことをやった意思決定こそが大事なのです。また、政策に関する、ちゃんと政策情報を隠さず、他の選択肢は何があり得たのか、大抵の政策情報にこれは出てこないです。

あるいは今年、初期投資はどうなるのか、既済の償還は、というのが出てきても、そんな施設を作ったら、職員は何人配置するの、それとも指定管理だったら、幾らかかるのですか。ランニングコストの管理という議論は、あるいはその情報が必ずしも、十分でないかもしれない。

区分所有権で、法的な施設の一部を、市の施設として購入するのに、管理規約を議会に出さないで通そうとする、市町村があります。12月議会で、某市議会にあったのです。これを、通す方も通す方がありますが、そういうことでは通せないよ、という政策情報の提出、義務付けをちゃんとして、空理空論ではなく、現実の情報を基にして、しっかり利用する。

そうして反応を認める形で、行政と議員も真剣勝負で対等の立場で議論をする。

これは、議員さんは結構心配されるのですが、私は、あまり心配する必要はないと正直思っています。ルールを作ると、まじめな人は良識の範囲内で作ります。良識的な人はルールが無いと、判も押しません。

議員の皆さんは、大抵懸念されるのは、乱用する人です。乱用する人は、制度がなくてもやりますから、制度を作ることによって、恐れる新たな脅威は増えません。真剣勝負を、ぜひやっていただきたいと思います。その上で政策立案までやれるのが、一番良いのではないかと思います。

会津若松市の政策形成サイクル

その点で、最後にご紹介しておきたいのは、会津若松市議会の政策形成サイクルです。

住民との意見交換会を、会津若松市議会は、年に2回、各15回、15箇所で行います。1年間に、延べ30回、ここで様々な意見が出てきたことを、広報広聴委員会で、政策課題として抽出をして、議題を整理いたします。

これを、議員間等で政策討論会というのを作って、議会として政策をどうすべきか、という議論をして仕上げていくわけです。ある程度仕上がったら、もう一回意見交換会に持って行きます。その意見をまた政策討論に活かし、政策が出来上がったら、もう一回、意見徴収、意見交換会に持って行きます。それを踏まえて、議案を出して執行権に実施をいたします。

これはつまり、住民と議会はキャッチボールをしながら、政策を仕上げて行って、それが自治体の仕事になるという作業のことです。これを会津若松市議らの議会における、政策形成サイクルの基本として位置付けて、もうすでに延べ60回ぐらい、住民との意見交換会

をやっております。

この中では、一部の公共事業のあり方について、市長の、住民合意を十分に得ないまま、思いつきで走ろうとした方法を再検討させたり、いろいろな形で政策のレベルを上げていくための貢献をして、実績を上げております。こういった形になっていった議会ならば、議会があったから市民の声が行政に届いた。自治体の政策決定に反映されたのです。

会津若松で、これは市営団地の建て替えの抗争を巡ることがあったのですが、この市営団地でアンケートを取って、市議会に市民の声が届いていると思いますかと聞くと、恐らく8割・9割から届いていると思うという回答が出てきます。但し、市議会に届いているというよりは、市議会から聞き出しに来る。だから届きますということになります。

住民から自然に声が届いてきてというよりは、住民はどう思っているのか、まず現場へ行くということをして市議会が議会として行なう。これが大きいわけなのです。そういう議会を作っていくことこそが、今自治体に問われています。

これを積極的にやれば、恐らくコクリストのワンフレーズ・ポリティクスに、もっと複雑な現実を踏まえて、賛否がそうくっきりと割り切れるわけではない議案について、これだけ必死になって調べて、一番いいのは何かということをして、意見が違う人同士が議論をして、いい論点まで掘り下げた上で意思決定をしていくのだ。だからもうこの決定には服そうよという、納得というものが得られています。

こういう自治体運営を作っていくことこそ、ワンフレーズ・ポリティクスに対する一番有効な、本当のデモクラシーからの巻き返しになるのではないかとということです。そういう拠点としての議会を、ぜひそれに向けて一歩でも近づけていっていただきたい。そんなこ

とを考えて、自治体議会改革がこうだということでも改革の旗振りをやっていいわけでございます。

すみません、大分時間を超過してしまいましたが、私の方からの講演については一旦終了させていただきたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。時間が大分経過していますが、せっかくの機会ですから廣瀬先生に質問がございましたら、ご自分の所属とお名前を言っていただいて、手を挙げて質問をしていただきたいと思います。どうでしょうか。はい、どうぞ。

(会場発言)

船橋市役所の職員の石田と申します。一方で自治労の船橋市役所労組の役員もやっております。大変興味深いお話を聞かせていただいて、ありがとうございました。私の立場で行政職員、それから行政職員の組合の立場でお伺いしたいのですが。

今お話しされた内容は大変素晴らしい内容で、議会の中でも議論する、住民の意見も取り入れる、市長と議論を活発に行う。大変素晴らしいことだと思うのですが、行政職員の立場で言いますと、行政職員というのは市民が選んだ市長がトップですから、そこが職員の代表となっております。

我々の立場でよく議会との関係、議員さんとの関係で悩むところがあるというのは、議員さんは大変素晴らしいことをおっしゃるのですが、あるいは、一部の住民の方にもあることなのですが、得てしてちょっと理想的過ぎるというか、行政の立場からするとそれはちょっと難しいのではないかとおっしゃられます。

我々行政の現場レベルと議員さん、一部の

市民の方がおっしゃることとのこの距離に悩むことがあります。最近は特にその首長も同様です。前と違ってかなり先鋭的な首長が選ばれて、行政の中でも職員レベルと議員レベルとの隔たりというのもあるわけです。行政が一番だというわけではないのですが、行政は行政なりの蓄積なり、いろいろな現場での知識とか、あるいは、行政が積み重ねてきた自分の所だけではなくて、国とか他の自治体とかの情報とかも持っていたりするわけです。

そういうものを聞いていただいて、踏まえた上で議論していただくのであればいいのですが、そういうものを抜きにされて、議論されて決められてしまうと、果たしてそれでうまくできるのでしょうか、ということも有り得ると思います。そういったことでそういった行政職員との議会なり、地方自治制度の関係について、何か参考になるお話を少ししていただきたいと思います。

(会場発言)

四街道市議会の議員の広瀬と申します。今、実は議会基本条例の特別委員会が四街道市議会にございまして、その委員長として、今条例づくりに取り組んでいるところであります。廣瀬先生のお話もいろいろと聞かせていただいているところですが、これからの議会が今までの有り様で言えば、大きく変わって行かなければならないということについては、まさにその通りでしょうし、できる範囲の中でいいものを作れたらと思うのですが。

やっぱり地方議員として、今、考えなければならないのは、60年の地方自治の大改革ということだろうと思います。これは前提にいろいろなものを進めて行かないと、やはり今の地方自治のままですと、本当に住民の皆さんの立場に立ったものはなかなかできないのかなと。いや小手先だけの話になってしまうのかなというような気もいたします。

制度的な問題では、これからやっていかなければならないと思うのですが、この辺のことについて、ぜひお話をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(会場発言)

自治研究センターの網中と申します。簡潔に伺います。私の偏見かもしれませんが、よく大半の議会は、いわゆる保守派が多い、手綱を握っている、そういった議会構成になっていると思います。

その中でその議会の改革を進めていく。そのためにその保守派の方を巻き込んで、取り組んでいく必要があると思いますが、先生が見ている議会改革がうまくいっている議会というのは、そういった方々に対する働きかけとか、きっかけは、どのようにうまく作用しているのか、その辺をちょっとお伺ひできればと思います。

(司会)

はい、では3人のご質問がございましたのでよろしくお願ひいたします。

(廣瀬先生)

まず最初のご質問ですが、やはり空理空論をいくらやっても、議会は活性化したといっても何というか実りはないと思います。やはりきちんとした現実を踏まえた、押さえるべきことを押さえた議論になってもらわないと困るわけで、その意味でいうと、今議会の側に持っている政策情報であるとか、いろいろな政務調査的な意味におけるサポート機能というのは、非常にこう貧弱なわけです。

本当にその議会のショーを取り回していくのに、ギリギリというのに近い状況があって、他方ではどういうふうにも、例えば、政務調査費を名古屋市議会などは、月に50万円も一人ずつに払っているのに、これはどうやって使

われれば、効果的にそれを補って、いい政策情報を集めて、いい分析をして、レベルの高い政策の議論ができるのかということ、この方法論は無いわけです。

ここを整備していくことを、併せてやっていかない限り、活性化をしても、宙に浮いたような議論だけの活性化ではいけないのだと思います。ある程度は、議会の事務局を今、市の組織の中で人を増やすということは、もうまず考えられない状況になっているわけですが、例えば、議長会などにローカル・シンクタンクを作る。

それでその中に、いろいろな自治体の政策分野ごとに、一人ぐらい選任の研究員を置き、さらに非常勤のスタッフとして、今、世の中には政策大学院とか、法科大学院とかで溢れている人達が一杯いますので、こういった人達の知恵も使いながら、少しその議長会として、議会の政策ブレーンを強化していくことを、もう少しやっていかないといけないと思います。

また、もう一つは、これはやや裏技みたいな話なのですが、真面目にやっているというか結構真剣に政策のことを検討している議会は、他所の行政の職員の知恵をまず使っています。視察に行った先かもしれない。栗山町は総合計画を作るときに、基本構想議会案というのを議会が作りました。

そして、基本計画の進捗管理方式というのを、議会の側から提案していますが、このときブレーンになったのは、岐阜県の多治見市役所です。多治見市役所に総合計画の行政運営の実績があると聞いて、そこへ行き、そこから徹底して学ぶことを通して、栗山町の行政がやろうとしていることの不十分さに気が付き、もっとここまでやるべきだという議論をやるように議会の側がしてしまった。

こういうノウハウを、少しその議会の横の繋がりの中で共有していただいて、ちょっと

ルール違反かもしれません。他所の役所の資料を使います。同じ役所の中でも、いいにはいいのですが、いろいろなしがらみというか、やっぱりややこしいことがありますから、そこについては、少しその辺の裏技が、当面の間は必要なのかなと思います。

予算の増額修正を一生懸命構えを作って、3ヶ月がかりでやった市議会が今日ありましたが、そこもある県の市議会ですが、県の一番大きな市の市議会事務局の知恵を借りてやったそうです。議員の側も、そういうことは分からなくてはいけないことではありますが、そういうチャンネルは、まだまだ改革の余地はあるのではないかなと思います。

それから、制度改革についてですが、議会制民主主義にとって何が大事なのかというポイントと、それから二元代表制の制度設計の理念が何かということについては、分かっているようでいて、実は余り浸透していない。議会内閣制的な感覚が国民の間には、国政の方がある意味では、良く情報も伝わりますし、身近ですから、どうしてもそういう眼で見られます。

先程の栗山町の住民の方の言葉ですとか、そういう何か二元代表制についての分かりやすい原点みたいなものを、まず共有するところから、既存の議会と首長の関係は、決して理想的かということそうではない。残念ながらそうではないと思いますから、ではどうなるのが先程言っていたいわゆる二つの役割分担をする代表がいて、役割が違えば目の付けどころが違うから違うことを言う。

でも、碌でもない違うことを言っても仕方がないわけです。足を引っ張るためにする、批判だけしているのでは困るわけで、目の付けどころが違って、どちらもポイントを突いているのだが、結果評価が違ってくるような違う情報を、二つの機関がそれぞれに真剣勝負で作り出すような制度設計というのは、ど

ういうことだろうか。

そのためには、恐らく議会には資源がいろいろと足りない部分が、多々あると私は思っていますが、先程も問題に対する答えも含めて多々あると思っていますが、それを補うための制度改革は、まずは手をつけられる所として何があるだろうか。議会事務局をせめてもう一人増やして、こういう担当を置けないかとか、あるいは、市の市議会議長会あるいは市議会議長会と町村議会議長会で協力して、こういうことができないかとか、県議会の事務局と交流をして何かできないか。

そういうような知恵は、まだまだ頭を捻れば出てくる余地はあると思います。さて、それから、議会の改革が動いた所ではどうか。いろいろと議会改革の動きを見せているいわゆる先進議会と言いましょか、そういう所を見ていると会派構成は様々です。非常に面白いのです。

議会改革の特別委員会の委員長を保守派がやる所、保守派のベテランの議長さんがその中で一番冴えた若手にやらせるタイプ、これも一つあります。いやうちの議会には、インテリは共産党さんしかいないからと言って、共産党の議員が一人しかなくて、その人が議会会派の特別委員会の委員長になっています。あるいは、最近では結構その割と地味な勉強家が多いという言い方は、ちょっとこれは後で議事録から外しますが、ほめているからいいでしょう。公明党の方が、結構責任者になってらっしゃる所もあります。

こういう中で、特定の会派や政党の手柄にしたら絶対に潰れます。これは議会の手柄にするのであって、議会全体としての改革の実を上げるためにやるのであって、ここは我々が言ったからできたという人は、出てきた途端に絶対に潰れます。形だけで中骨抜きです。大抵はいわゆる市民派とか、革新系の議員が、かつては言っていたようなこと

が、結果的には実現されていく確率が高いのです。

ですが、これが彼らの見せ場を作るためだけに、使われてしまうことではなくて、議会全体が強くなるためだから、これをやった方がいいと、保守派の人にも納得をしてもらわないと進みません。ここの持っていき方がうまいかどうか、それがきちんと説得をできるかどうか、プラス保守派の人達の肌身で感じている危機感が、どれぐらいかということ、この二つの要素で決まっているような気がします。

実は都市近郊では、投票に来てもらえないという危機感、地方に行けば行くほど、このままでは地自体が続くかどうか分からないという危機感、この二つにつき動かされるように、保守系の中の特にわりと、しっかりと物事の見えるベテランの保守系の議員の中に、このままでは、議会はもうだめだということをおっしゃる方が、最近が目立つようになって

てきたと実感をしています。

この人達が若手の中で、きちんと議論ができて、しっかりしている者は誰だということを見た上で、これは自分の会派とか関係なしに、一番冴えているのはこいつだとか、例えば東京から廣瀬をひっぱって来られる者がどうもいるらしいという、そういう人に特別委員会の委員長や副委員長をさせて、動かし始めるのです。

こういうところは、中身のある改革を成功させつつあるように、こういう構造づくりは、議会の中でのもっていき方としては、結構問われていくのだなと思います。

(司会)

はい、ありがとうございました。時間も長く過ぎていきますので、質問はまだあると思いますが、これぐらいで終了をしたいと思います。それでは先生にお礼の拍手を送りたいと思います。ありがとうございました。

基調講演 講師紹介

ひろ せ かつ や
廣瀬 克哉 氏 法政大学法学部教授

1958年、奈良県生まれ。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了後、法政大学助教授に着任。1995年より現職。自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表。自治体学会運営委員。専攻は行政学、自治体学。著書に『「議員力」のススメ』(2010年、ぎょうせい)、編著に『変えなきゃ!議会—「討論の広場」へのアプローチ』(生活社、2007年)、『議会改革白書09年版』『議会改革白書10年版』(いずれも生活社)など多数。

野田市長、巨大地震と 公契約条例を語る

2011年4月15日 野田市役所にて収録

語り手

根本崇野田市長

聞き手

井下田 猛

千葉県地方自治研究センター理事長

司 会

佐藤 晴邦

自治労千葉県本部委員長

東 日本大震災と野田市への影響と対策

(佐藤)

お時間の関係もあると思いますので、早速始めさせていただきたいと思います。今日はお忙しい中、こういう場を設定いただきまして、ありがとうございます。内容的には、公契約条例のことについて、特にお伺いをしたいと思います。

本題に入る前に、今回東日本の大震災は、非常に規模の大きい災害だったわけですが、野田市でもお一人亡くなったとか、そういう災害も結構出ているかと思います。そういう状況ですとか、もしくは新聞を拝見いたしましたら、東北の被災された方を採用されるようなお話も、出ておりました。野田市の復興支援への取り組みと伺いますか、そんなこともお伺いできるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(市長)

野田市自体の被害というのは、そんなに大きくはなかった。ただ、1番影響がありましたのは、屋根の瓦がだいぶ落ちまして、我々がブルーシートを、



とりあえず配付させていただいた世帯だけでも、トータルで650ございましたので、相当大きかったかなと。

あとは建物等で公共施設に、若干の被害がございましたが、それももう、ここで専決処分させていただいて、ほとんど対応させていただくような形で、直しておりますので、そ

んなに大きな問題はないと思っています。江戸川・利根川の流域で、液状化の問題ですが、私どもの方も宅地部分では、ほとんど問題はありませんで、利根川沿いの田んぼで、若干液状化が起こった、その程度だったと思っております。

問題があるのは、堤防にだいぶ亀裂が入りましたので、これは利根川・江戸川の治水関係の観点から伺いますと、早急に直してもらいたい。堤防自体がだいぶ傷みましましたので、それを直してもらいたいということ。同時に、堤防の両側に亀裂が入っています。そういうのも、しっかりチェックをしておいてもらいたい。

素人考えで言うと、川いっぱい洪水になった時に、もしかしてその亀裂を通して、水が出てきてしまうということが、あってはいけないと思っております。そういう点も含めて、特に江戸川・利根川を、国交省がしっかりとチェックをしてもらいたいということ。今お願ひをしているところだということです。

被災地に対する対応として、私どもの新聞の記事に出た話としては、雇用の話がありました。この話については、来年度の採用計画の前倒しという形で、枠をとって、募集を始めようということとなっております。基本的には、来年の4月からという話ですが、もしかしたら前倒しで、採用するかもしれないという話にしています。これは採用取り消しになった人達が、被災地の方で、たくさんおられるという話も聞いたものですから、少しでもお役に立てばということ。

もう1つは、うちがそういうことをやれば、他でもやってくれないかなということも思いました。実をいいますと、印西市が私達と一緒に、同じようなことをやるということで、うちの採用試験に乗るという話がきております。そういう話で、少しでも雇用の支援にな

ればと考えております。

もう1つありますのは、今うちがやっている特徴的な話というのは、当然被災者の受け入れもしましたが、そちらについては市営住宅なり、雇用促進住宅の方に、移り住んでいただいたという形になっておりますので、避難所はもう閉めております。

ただ問題は、市内に親戚を頼ってきている方が、たくさんいます。その皆さん方を、1つには困り事があるでしょうということに対する、対応をしなきゃいけない。もう1点は、情報の弱者になってしまう。つまり、それは何かというと、もともと住んでいた町からの情報が、届かなくなってしまう。これが1番困るのであるということで、先週の半ばから、うちの方で野田市においでの方は、登録してくださいということで、登録制度を作っています。

同時に、その人達に対する困っていることについて、相談を受け付けましょうと。多重的な困り事がある人については、内閣府の予算を今年からもらいまして、例の派遣村の村長さんがやっていた、あの方が考案した話なのですが、パーソナルサポートセンターというのを、うちで立ち上げています。全国で14箇所だったと思いますが、そのうちの1箇所です。

そのパーソナルサポートセンターと、今我々のところで登録をしてくださいという受付を、間仕切りしてありますが、同じ部屋の中に入れてあります。ですから、そちらの方へ、その仕事を移していくという話にしてあるので、これが実をいうと、私どもは一番大切な仕事だと思っています。

というのは、おそらくこれから、義援金の分配をするといっても、自治体経由でいくといった時に、その自治体経由でどこへいっているのか分からない。それを把握しなくちゃいけないということです。内閣府がそれを今やっと気が付いて、総務庁がここで通達を出したようですが、私どもはそういう意味で、うちで登録していただいた方については、全部元に住んでおられたところの役場、今組織があるところに、連絡をさせていただいております。

こんな話をしておりまして、そういう形での支援をやっております。ですから、義援金とか、支援品を贈るという話と、避難所をつくるということの、もう一步先へいって雇用の話と、まさにその人達が、情報をどういふふうにしてキャッチしていくのかという話、この話に一步うちは進めさせていただいているというのが、今の状況なのです。

今数値的なものを持ってきます。今1週間



で60何件、登録が来ているのです。人数的に言うと、200人弱くらいになるでしょうか。おそらく、これが一番私は、政府の対応として抜けているところ、自治体がやらなくちゃいけないところという話だと思うのですよ。住宅を提供するということよりは、それも大切だが、その話をしないと、1番いけないんじゃないかなと。

(井下田)



今までの市長さんのお話に加えて、当千葉県の場合、多くの県民は、災害無縁地帯の代表の1つが、千葉県だと思込んでいたかなと思います

が、それにしても、いわゆる想定外の大地震を目の当たりにして、野田の場合には、茨城の東海村があります。一般震災対策に加えて、これからの時代に原発絡みの対応策も、もちろん今すぐではありませんが、今後のご当地の防災対策の1ページに、場合によっては加えられるかどうか、その辺のご配慮はあるのでしょうか。

(市長)

今回の放射能の話からいきますと、農作物がありました。農作物はおかげ様で、うちはチェックして、問題無しになっています。そういう意味で、ちょっと外しておきますが、水道の問題が出ました。水道の問題が1番大きかったのは何かというと、情報が正確に伝わらなかったということなのです。

実は11日の地震の後で、まとまった雨が

降ったのが、20日だったかの日・月なのですね。火曜日に東京の金町の浄水場、それと千葉の県水の浄水場、それから北千葉の浄水場というのが、その少し上流にあります。同じ日に検査試料を採水しているのです。金町は次の日に、赤ん坊が飲んではいけない基準値を超えてしまったということ、発表しました。

発表した日に、その晩反応したのは、この地域では野田だけです。

うちはその時に、すぐに子供さん用に水を配ったのです。県水はその次の日に発表したのです。その発表した日には、金町はもう問題はなくなりましたと発表したのです。にもかかわらず、県水が問題ですと言っちゃったわけですね。それでパニックになったわけです。そして次の日に、止めろと言ったにもかかわらず、北千葉が問題ですと発表したわけです。

それは同じ日に採った水です。それをなんと報道機関が、さも今採った水で問題が起こったように、発表したわけです。何日の水を検査した結果、分かってこういう状態でしたと、いってくれば良いものを、何日の水といわないで、今分かったと発表されました。

金町で問題が起こった晩に、うちは反応して、次の日にはうちはもう問題は解決したよという話で対応しているのに、県水が大変だと大騒ぎして、北千葉が大変だと、大騒ぎを次の日にしたものだから、結果的に私どもは、もう一度水の話をしなくちゃいけなくなった。この話は、ともかくも検査体制を急いでくれと。つまり、水が出て1日経ってから、結果が分かって飲むなよといった時には、もう実をいうと、流れていっちゃったと。

これは記者会見の時の資料です。被災者を把握して、パーソナルサポートセンターとセットにしましたよと。後ろにシステムを付

けています。こんな形でやっているのだよという。それに絡んで、このペーパーが1つあります。市長報告書というのを見ていただくと、4月6日から始めて14日までで、来庁相談が69件ということは、うちの方に、69箇所来ているということです。宮城県が5件と福島が64件と。

1番下にありますが、1つは複合的な相談になった、特に就労相談になったものですから、パーソナルサポートサービス事業の方の対象として、扱うことにさせていただいた、ここで1件登録していると。これがおそらく、各市でやってもらえれば、どこに避難しているかという話が、実態が全部分かると思うのです。私どもは、これはやってもらいたいのですよ。

ところが、これはなかなか新聞記事が出ないのですよ。こっちの方の就職の話だけは、今日の産経さんですが、ちょうど2段目の左から5行目のところに、また野田・印西の両市がと書いてあります。これはうちがやるといったら、印西が乗ってきて、一緒に試験をやってくれよという話があるということです。

印西は建築職と、機械の職種が欲しいと。逆に言えば、印西にとってもプラスになると。印西は将来的にも、自分のところで雇っちゃいたい。うちは将来もしかして、必要な人材だということで、向こうで被災地で求めるのなら、お返ししてもいいですよという話がしたい。

これは何かというと、私どもの方は、それだけの職員採用枠があるのに、今回は確かに大変だからということで、被災地から人を採りますよと言ってしまって、将来的にその分の職員の採用枠が、減るのじゃないのという話の批判は、今は出なくても、当然出てくるだろうと。

それに対しては、そうじゃなくて、私どもはあちらの被災地で、マンパワーが不足して

いるということが、当然自治体で出てくるはずだから、そういう意味での育てる意味においてもということ、将来の活用ありという条件で、うちは募集するつもりでいますという話で、やろうと思っています。

(佐藤)

わかりました。ありがとうございました。

(井下田)

先程の原発絡みのお話をもう少々どうでしょうか。

(市長)

私どもは、原発の話については、最終的には、今水が1番心配だと。水の汚染について、できるだけ早く情報がとれると。それと、その数値以上、300ベクレルになったら止めなきゃいけませんから、止めた時の対応をどうするか、とりあえず作りました。それは非常用の井戸を、2千トンほど持っているものですから、その井戸をどういうふうにして、井戸水を配分するかということのシステムだけ、作らせていただきました。

(井下田)

そうですね。いずれにしても、今回の地震絡みの対応策も、極めて過敏に、かつ具体的に取り組んでおられていますね。

(市長)

おかげ様でなんとか。

(井下田)

そうですね。市民レベルでいえば、野田市の場合、地域が広がっていますが、災害対応の情報格差というのは、市民の間からは出てきていませんか。

(市長)

はっきり私どもの方で、今1番問題なのは何か、申し上げておきます。これは私の政策的なミスであったと思っています。地震が起こった時は、別に同報無線（同報系防災行政無線、固定式）で、情報を知らせなくても、地震の状況はみんな分かっているはずで、洪水の時には、利根川・江戸川の堤防が切れるというのは、1日前から大体予測がつく。上で降った雨です。上で起こった洪水が、下流に来るわけですから、皆さんはその間に逃げてしまえばいい。

そうすると、同報無線自体の価値というのは、そんなにないはずである。逆に同報無線というのは、私が静岡の方で、助役をやった時の経験からいけば、そのすぐ直下の人は、うるさいという苦情を言うてくるのだと。ちょうど3つあると、真ん中は聞こえないという苦情を言うてくると、こういう話になるから、私はあまり積極的じゃなかった。

野田では同報無線を持っていません。関宿は合併前に防災行政無線を持っています。今回放射能汚染があった時、子どもさん達用の水だけは、井戸水を配りますといった時に、その連絡は咄嗟にやらずにちゃいけなかった。これが咄嗟にできなかつた。消防団を使ってやったのですが、十分な情報伝達にはならなかった。

ここで私どもは、専決処分の中でスタートさせますが、同報無線を全部整備しましょうと。関宿も今アナログなのですが、いずれ廃止になっちゃいますから、デジタルにしちゃいましょうということで、合併特例債を3年使えますから、後3年残りが残ります。

3年の間に全部やっちゃおうと、こんな話をしています。これが我々の反省点です。我々の市内の情報連絡網としては、そこの部分だけが、咄嗟の反応をするためには、これは必要だということからいけば、ここでやります

という形に変えていきます。

公 契約条例制定の主旨などをめぐって

(佐藤)

ありがとうございました。そろそろ本題の方に、入らせていただきたいと思いますのですが、今日は公契約条例の施行と、野田市の現状ということで、いろいろお話を伺いたいと思うのですが、最初に野田市では、2009年の9月議会で、公契約条例が全会一致で制定されて、全国的に注目を集めているという状況かと思えます。初めに制定の主旨といいますか、根本市長としては、何が契機となって、制定をされたのか、その辺のことについて、お伺いしたいと思います。

(市長)

1つは、公共工事というよりも、建設工事に、現場で働いている皆さん方、公共工事については、国の方の予算単価があるのですが、この予算単価が、毎年下がっているのですね。10年間下がってきている。何で下がってきているかということ、実績を基に、次の年の数値を出してくるわけです。

そうすると、ここのところ公共事業は、どんどん抑えられてきているという関係もあって、だんだんと賃金に皺寄せがいつてきている。仕事が少ないから、取り合いになる。品質は確保しなくちゃいけない。そうすると、賃金を抑えなくちゃいけない。賃金を抑えるということで、10年間ずっと下がってきてしまっている。これを止めないと、将来的な日本の技術というものが、まず伝承できなくなってしまうだろうという点が1点です。

それから、自治労さんサイドからいけば、官製ワーキングプア、これが小泉改革以降の業務委託、更に言えば、指定管理者制度、こんな中でどんどん進んできてしまうというこ

と。これを何とかしなくちゃいけないという話の2つの観点で、今回の条例を作ったというのがポイントです。

(佐藤)

制定されるまでといった方がよろしいのでしょうか、市議会とか業界関係とかいろいろ、ちょっと待ってくれみたいな話も、多分あったのではないかと思います、その辺のご苦労といえますか、それについてお伺いしたいと思います。

(市長)

業界サイドは確認したのですが、主旨として理解できるから、やっていただいて結構ですというのが、うちの建設業界の返事でした。というのは、やっぱり気にしていましたね。どんどん下げていっちゃっていいのかと。

もう1つは、実態的にも業務委託関係で、官製ワーキングプアという観点からいえば、本当に安くなってきているという話を、これは業界の人自体が承知していました。いつまでもこんなんでいいのかなという感じが、あったということがあるので、業界はそんなに問題がなかったです。

議会サイドの本来反対するかもしれないと思っている、保守系の議員の皆さん方が、それはそうした方がいいよと。うちはそんなので、実をいうと決まったのです。あまり苦労しなかった。私が議員の皆さん方に言ったのは、皆さん方の支持者の中で、建設業に携わっている人がいるから、その人達に実態を聞いてみてよと。本当にどうなのと聞いてみれば、分かるという話をして、それで大体、皆さんは理解したということだったのかなと思っています。

(井下田)

でも市長さん、賃金絡みの部分ですから、

全国的には陰に回って、かなり圧力とはいかなくても、反論があったのではと推測できますが、そんなことはありませんでしたか。

(市長)

全然ないです。はっきり言いまして、自民党の国会議員自体が、問題意識を持っていたのです。何とかしなくちゃいけない。というのは、もうそういう時代でしたので。逆に言えば、自民党の国会議員さんの方が、現状をよく知っていました。ただ、自民党の国会議員さんが、1番気にしているのは、今度はそれがどこへ皺が寄るかということです。

つまり、公共工事の仕事が少なくなってきた。少なくなってきたので、何が起こったかという、叩き合いが起こってしまった。落札率が下がってきたと。その時の皺が、何に寄っていったかという、実は3つあったのです。1つが、少し手を抜いちゃおうという話ですね。もう1つが、賃金を下げちゃおうと。もう1つは、下請けを叩いてしまおうと、この3つあったわけです。

公共工事の品質確保法という法律では、品質は確保するといったから、手は抜けなくなったわけです。手が抜けなくなったから、賃金のことに皺が寄ったと。我々が賃金に皺が寄るということに着目して、この公契約条例を作ったのですが、自民党さんがちょっと心配したのが、3つ目なのですね。下請け業者に皺が寄ってしまうのじゃないかと。

品質は確保しました、賃金はこの条例で払えといわれました。下請け業者も払わなくちゃいけません。そうすると、下請け業者さんが間に入って、元請けが安く受けて、下請けに安く出して、しかも賃金を払えよと。これでは下請けが、今度は死んじゃうでしょう。自民党さんが1番心配していたのは、その点でした。

去年の秋にうちの条例の改正をした、1つの大きなポイントは、そこの話です。つまり、下請けとの関係について、ちゃんと整理をなくちゃだめですよ。ですから私どもは、低入札価格の調査制度を使って、しかもその中で、直接工事費の割合を何パーセントにしているかと、それをチェック項目にしている。

それを下回ってしまうような直接工事費で、入札に入っているとすると、下請けにいくお金が安くなるから、認めないよという話の、つまり低入札価格制度のチェックで、その部分をクリアしていこうということを、条例の中で書き込んだという話をしてあります。

(井下田)

当初の条例の元は15条でしたよね。

(市長)

はい。

(井下田)

新しいのは、2条増えましたよね。今の市長さんのお話は、その部分でしょう。

(市長)

その部分です。もう1つの部分が、雇用の継続です。雇用の継続についても、努力規定を作ると同時に、公契約条例対象事業については、長期継続契約にすると。こんな話で、条例の中に書き込んだという話をしてあります。

(井下田)

それにしてもお話を伺いますと、野田のこの公契約条例は、現代という社会は、それこそ契約社会ですが市契約、つまり公契約の中に、今のような基本的な原理や原則を、見事に凝縮して散りばめられておられて、野田の公契約条例の持っている社会的、あるいは日本的な意味が、きらりと光っているかなと思

います。

ただし、改めて今のように、条文を2項目ほど加えられたわけですが、公契約条例の具体化という観点で、あるいは更に市長さんの立場からいえば、考慮しなければならない部分というのは、どんなところにありましようか。

(市長)

うちでやっているだけでは、何の意味もないので、これを広げていかなくちゃいけないわけです。川崎市さんが作ってくれました。

(井下田)

昨年12月15日にね。

(市長)

これは私どもが評価もする部分もあります。評価をしない部分もあります。具体的に言えば、指定管理者についても、対象にしてまいりました。うちは指定管理者については、この規定を同じような形で、使っていきますよという形しか書いていません。この条例に書いてあるとおりの話です。若干条文を今回変えましたが、言葉遣いは変えています、そうしております。

そういう意味で、指定管理者制度の中に、突っ込んだという意味においても、価値があると思っております。ただ問題は、事務的な制約があつての話なのですが、公共工事の金額を、私どもが1億円、我々がこの1億円を、将来的には5千万などに下げていきたいと思っているわけです。

ところが、今回ハードルが上がったのですよ。川崎が6億円以上にしちゃったのですよ。確か記憶では、6億だったと思います。つまり、せっかくうちが1億からスタートしているのを、6億に上げられちゃうと、6億から今度は、議論が始まる可能性があります。私

達としては本当をいうと、今年の9月には、もう1回条例を改正するつもりでいるのですが、その時には、今度は1億を、5千万に下げつもりでいます。

そういう格好にして、まずは対象の仕事を、増やしていくという話をしている。という話を、我々はしていこうと思っている時に、ハードルが逆行したというのは、ちょっと困ったなと思っています。それはともかくとして、川崎市という政令市が、それを作ってくれたというのは、非常に価値がある話だという話があります。

これからもうちょっと、多分東京の西の方、区部じゃなくて市部ですね、そちらの方で、いろいろな動きが出てくると思います。これをこの辺で、もう少し動きを盛り上げてもらいたいという話があるのですが、本音の話をすれば、千葉県でなぜやってくれないかなど。千葉県内の自治体がね。

これが私にとってみると、不満なのです。せっかく我々が始めたのだから、千葉県内の他の自治体が、動き始めてくれてもいいなと思っているのですが、なかなか動かないというのが、ちょっと残念だなと。ですから、私の方としては、私達はここまで始めたし、はっきりいって、けんかを買うつもりでやったわけです。

一戦を交えたとまで言ったわけですから、いくらでもけんかは買いますよと言ったのですが、全然けんかにならないのですよね。お褒めいただいているだけなのです。このままいくと、褒め殺しで終わっちゃって、他に広がっていかないのかなと、それがちょっと心配ですがね。

多分東京の西の方で、動きが出てきますから、千葉県でその動きを、もうちょっと作っていただけるとありがたいなと。おそらく、川崎で動きが出てきたということは、神奈川県では、動きが出てくると思っています。

(井下田)

そうですね。国分寺市や、あるいは相模原市辺りが、かなり具体的に動き始めています。今回の統一地方選挙で、個人的には、公契約条例を作れという、キャッチフレーズを打ち出しているという議員候補者が、全国的には出始めてきています。その点でも、実効性のある公契約条例の具体化が、もうちょっと更に、それこそより具体的に動いていくような段階が、近づいてきていると私は見っていますが、どうでしょうか。加えてご当地には、相変わらず野田市詣での自治体というのは、結構今も続いていますか。

(市長)

このところこの震災騒ぎで、みんなキャンセルになっているものですから、あまり来ていないのではないかと考えています。ちょっと私が心配しているのは、国会の動きは、おそらく止まっちゃうと思います。

この話をやっているような暇は、ないよという話になると思いますから、その間に私は、自治体の実績を積み重ねてもらおうというのが、1番いいのかなと思っているのですがね。そういう意味では、おそらく地震がおさまれば、また視察が始まると思います。

実は今月末か、来月の初めかに、西の方のシンポジウムがあるのですよ。誰が主催しているのかな。自治労の本部にいる人、この仕事をやっている人が仕掛けて、うちの方の自治体で、どこかでやるのですよ。私に喋れというから行ってくるのですが、それで盛り上げちゃおうということ、東京の西はやろうとしているのだと思います。ともかくも千葉県の動きが、全然出てこないというのが。

公 契約条例の広がりを期待する

(井下田)

基本的には、自治体レベルでこの公契約条例づくりが、具体的に進むことが、結果としては、国を動かすことに通ずるわけですから、その意味で言えば、全国の自治体の多くが、この問題に地震絡みの動きが一段落、あるいは沈静化した段階で、大いに関心を持ち直して、この部分の取り組みが展開されることを、ぜひとも期待したいところですがね。

(市長)

まさにそのとおりだと思っています。今この時点で、この話をいっても、なかなか皆さんは興味を持たないと思いますが、長い取り組みでやらないと、おそらく賃金の問題というのは、公共工事の話は、日商協定という単価があって、ある程度の客観的な水準がありますので、よろしいのです。

が、皆さん方が言っている官製ワーキングプアという部分、公共民間という部分については、どういう賃金にしたらいいかということも含めて、指定管理者の部分も含めてですが、実績を積み上げないといけないという話になってくると思うのですよ。

我々の客観的な数値として、持っている話は、いくつかのものがあります。具体的に言えば、国土交通省が施設の維持管理のために、清掃業務であるとか、経理の業務であるとか、そういうものについて使っている単価、更に言えば、施設の維持管理についての技術者の単価も決まっています。

ただ、この職種別賃金というのが、去年の9月の条例の改定の時の3つのポイント、実は2つじゃなくて、さっき言った雇用の継続と、下請け関係の話と、もう1つが職種別賃金を採用するという話があるのですが、その職種別賃金の方が、積み上げがないとできな

いと思っています。

今言いました国土交通省の官庁営繕部が、使っている施設の維持管理と、清掃と警備の話については、単価は一応あるのですが、これをとっても全国10ブロックです。ですから、そんなに正確な数字ではないと。それ以上に、例えばその中には、看護師さんと保育士さんは入っていません。電話交換士さんも入っていません。そういうのをどういうふうにして、単価を作っていくのかと。

積み上げ以外にはないと思っていますので、各自治体でやってもらわなきゃいけないと。

ましてや最低賃金が、全国これだけばらつきがある中で、この単価というのが、一律には決まらない話だと思います。ですから、そういう意味からいっても、実績で各地域での積み上げが出てきている中で、それなりの数値が決まってくるという話になるのかなと、思っているのですがね。

(佐藤)

千葉県内は、取り組みというか野田の動きが、他に広がってないということについて、ただ、連合千葉などでも、議論はしているのです。言えるのはかなり野田市で条例制定されて、これは根本市長もお感じだと思うのですが、全国的に非常に注目を集めているし、いろいろ根本市長も講演だとか、呼ばれているようなことがいっぱいあると思います。

そういう意味では、火をつけたといいますか、やればできるのだみたいな感じが、広がっているかと思っています。連合千葉の中でも、今、公契約条例の対策みたいなものを設けて、これは各市町村に、どうやってアプローチしていくかというところが、中心になっていくかと思いますが、

そういう意味では、非常に動きは出てきているのかなと思います。先程東京の西の方の動きも、出るのではないかという市長のお話

もありましたが、そういった全国的な広がりという意味では、市長の方は、どんなふうにお感じになっているのか。

(市長)

はっきり言いまして、推進役が少ないのですよね。興味は持っていていただいている人はいるのだが、それをやろうという話が、なかなか出てこない。難しさの1つは、2つの目的を、この条例が二兎追っちゃったのですね。つまり、さっき言った公共工事の話と、2つやったものだから、推進役が2つに分かれています。

どちらかという、全国的な流れとしては、全建総連さんの流れなのですよ。自治労さんの流れと、全建総連さんの流れが、どうしても2つに分かれてしまうものだから、公契約条例といった時に、この2つがあるので、そこが一本化して、議論をしちゃうという話をしているところというのは、あまりないのかなど。

首長さんが、例えば川崎で始めた時は、一本でやっちゃいましょうという話になっているとか、そういう話はあるのだがブロック、例えば県の中でといった時は、自治労さんが中心になって、動いているところもあれば、全建総連さんが中心になって、動いているという話もあって、視点がぼけちゃうのですね。

私もあちらこちらに呼ばれて行く時に、呼ばれて行くところの相手によって、全建総連さんにご招待いただいた時は、公共工事の話を中心にやっているのですよ。自治労さんサイドで呼ばれた時には、業務委託を中心に、話をするという話になっています。その辺は条例を作った作り方にも、問題があったかもしれないが、しかし運動自体も、最初から2つあったのですよね。そこの推進役が、うまくまとまっていないのかなという気がしてしかなかった。

千葉県のやっているのは、多分連合さんがやっているという形になると、どちらかというと、自治労さんサイドの話になっているのかなど。全建総連さんサイドの話になっているのか、私もそこが分からないわけです。運動体として、どうも2つに割れちゃうみたいな感じになって、そこのところが、うちで作った条例が悪かったかなという気も、しないでもないのだが。しかしうちも、よかった話があったので、そうやったのでね。

(井下田)

私の理解によれば、野田の条例の場合は前の文章、前文と目的の部分に、見事な中身が凝縮されていますよね。この部分が残念ながら、全国的にはイマイチ、せっかくの崇高な理念、宣言として示されているにもかかわらず、現実の自治体は、今回の震災絡みであったり、あるいはご多分に漏れず財政逼迫で、首長さんは公契約条例どころではないよというところが、結構ありますからね。

その辺を上手にカバーしながら、もちろんそれは、ひとり野田市長さんの問題提起に、寄り掛かり過ぎている部分があります。全国的には今のような、人誰もにとって、健康で長持ちできるような、条件整備を保障するのが、公契約条例ではなかろうかと。

私は最低賃金絡みを保障している、この条例の宣言の主旨を、全国的にはもっと生かせるように、市民サイドにも呼び掛けてみるというのが、今与えられている課題の1つかなと思われてならないです。いわば自治体サイドを、既に乗り越えている問題提起だというふうに、強く受け止めたいと思います。

その意味でも、根本市長や川崎市長で示されるような、意識のある首長先行型の公契約条例ですから、この部分を、もっと日本各地の大地に根付かせるような、そういう取り組みを全建総連や、あるいは自治労本部辺りも

受け取ってもらえると、この公契約条例の持つ意味が広がっていくかなと、私なりに受け止めています。

また、そのために協力できるような問題提起が、本日まいりました私ども千葉県地方自治研究センターの機関誌の中に、今日の市長さんのお話を、収録させていただきたいと思って、参上した次第です。

(市長)

どうぞ、どんどん使っていただいて結構です。やっぱりおっしゃるとおりかもしれませぬね。自治労さん、全建総連さんという形の中の広がりをも、もうちょっと広げていかないと、なかなか動かないかなと。今までの動きというのが、全建総連さんの動きも見てみると、どちらかという、一点突破でいっちゃおうかという話で、首長さんなりに議会にという形で、語り掛けをしていくという、そういうアプローチだったと。

それも極めて重要な話だと、私は思っています。それをやらない限り、議会が通らない、条例ができないという話になるのが、1番まずいわけですから、そちらの動きをやっていくというのが、1番手っ取り早い。ただ、こうなってきた時に、もうちょっと市民運動の広がり方をするというのも、必要なのかもしれません。

その点を私の方も、私自身の仕事のやり方というのが、こういうやり方のものだから、どちらかという、あいつ勝手にしゃべって、勝手に動き出してという話をよく言われるので、私の1番の多分批判される種であるし、欠点だと自分でも思っていますが、首長が動かないよというところが、あるということも確かだと思っております。

それを動かすような市民運動というの、仕組んでいった方が、本当を言えば全体が広がりを持って、やっていくという話になるの

かなと。今回みたいに、まさに私どもで一点突破してしまえば、広がっていくだろうという気持ちで、私はやってみたのだが、どうもそういうことでも、なさそうかなという感じもしますね。

(井下田)

それと今1つ、別に野田市の職員の皆さんを、批判することではなくて、全国的に自治体の県庁だとか市役所、あるいは町村役場で働いている職員の皆さん方にとって、こういうふうな落札価格が、年々引き下げられてきているわけですから、その部分に対して、自治体の職員の皆さん方が、危機意識を持って欲しいなどと、私などは常々思っているのです。

そういう職員の皆さん方に対する呼び掛けは、市長さんはお持ちでしたら、少々お願いしたいと思います。

(市長)

職員に対する呼び掛けというのも、職員は潜在的に、そういう気持ちを持っていると思っています。今この時代で言えることは、はっきり申し上げて、民主党批判になっています。あまりにも萎縮させちゃったと。

つまり、役所の職員が持っているいい点を、萎縮させちゃったという形が、極端に出てきているのではというのを、私は1番心配しているのですよね。今回の震災対策だって、いいアイデアはどんどん出てくるはずですよ。それが出てこない。政府が空回りしている。そういうのが、典型的に出てきちゃったのではと。

例えば、今回のこの2つの話も、これは私が言っている話ではないです。この雇用の問題についても、もう1つの問題についても、うちの職員から出てきた話として、出てきているわけですよ。私は職員に対しては、やは

りきついですが、決して根に持つような話もしていないし、いい話が出てくれば、そっくりそのまま使ってしまうという話になる。

おそらくうるさい市長だがという話で、出てくるのだと思っているのですよ。

ところが、今の世の中の政治の動きを見ると、そういううるさいが、言えば何とかやってくれるなという話ではなくなっていて、うるさいだけで、余分なことを言うと怒られちゃうから、黙っていた方がいいよと。私は、そっちが問題なのではと思っているのですよ。

当然首長の個性はあるし、自分の意見を持っていない首長ではおかしいのであって、それは言うというのは当たり前だが、ただその中で、職員のいい知恵が出てきたものを生かし切れるという、そういうふうになっていないと、今回だって、おかしいと言われていても、ずっと財政再建という言葉の中で、仕切られていたわけですよ。

これは善であり、その他はすべて悪であるという話になっているから、声の出しようがないのではという気がするのですよね。職員は、そこは十分分かっていると思いますね。分かっている職員のその声が、私なんかいうことをきかないと言われながら、後で考えてみていただければ、大体職員がやってきたことをやっているのです。そういう話じゃないかと思っているのですが。

(井下田)

本日市長さんのお話をお伺いして、改めて公契約条例推進、あるいはプッシュの第2ラウンドが、今日をきっかけに始まったというふうに、受け止めさせていただきたいと思います。

(市長)

しっかりとこれから広がりをつけていただければ、ありがたいなと思っています。私は

どちらかという、こういう形の仕事のやり方をするものですから、一発やってみて、それを広がるということを期待してきたやり方をするので、今回ちょっとこの話は、いらいらしているのです。

本来住民の登録制を作るということ、これが大きく取り上げられるべきだったのですよ。住民を情報弱者にしないためには、特に避難してきた人を、情報弱者にしないというのは、1番のポイントだったはずなのが、就職の方が先に出ちゃった。こっちだけはえらくあちこちで褒められているのですが、こっちはどこにも報じられないが、私はこっちの方が重要だと思うのです。

困っている人達にとってみれば、1番大切な話ですから。これはどっちかという、ちょっとしたパフォーマンスですよ。5人採ったって10人採ったって、それ自体がそんなにプラスになるかといえば、よく分からない。

(佐藤)

いろいろありがとうございました。宿題もいただいたような感じもしております。いずれにしても、公契約条例の関係につきましては、連携されるところは、連携をとらせていただいて、広げていかなくちゃいけないなど強く思いました。また今後とも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(井下田)

全国の働く人びとにとって新たな展望を開いていただきましたので、どうぞ市長さん、よい仕事をいっぱい積み重ねてください。

見えてきた課題と今後の対応



銚子市職労 大網 裕弥

3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする世界観測史上最大級M9.0の東北地方太平洋沖地震が発生、この地震による大津波で東北地方や東日本の海岸地域は壊滅的な状況に陥りました。この地震と津波による死者、不明者は合わせて2万5千人（5月6日現在）を超え、建物の全、半壊10万棟、未だ16万人が避難生活を余儀なくされています。

また、この大震災に追い討ちをかけるように発生した福島第一原子力発電所の事故も被災者や周辺住民の生活に暗い影を落としています。原子力安全・保安院の暫定評価では、1986年に起きたチェルノブイリ原発事故と同等のレベル7とされ、絶対に安全で安心だったはずの原発の「安全神話」はもろくも崩壊、今や「フクシマ」という言葉とともに、この原発危機に全世界が注目しています。さらに、この事故での放射性物質の流出により、作物等の出荷制限や自粛、そして様々な風評被害も発生し、作物等の取引停止、価格下落など、農業、水産業をはじめとした地域産業への影響は深刻な状況となっています。

千葉県内においても旭市、香取市、浦安市を中心に被害は甚大なものと

なり、特に旭市では死者、行方不明者15名、建物の損壊約3千棟という大災害となりました。近隣の旭市や茨城県神栖市と比べ、幸いにも被害の少なかった銚子市でも銚子マリーナが津波により壊滅的な被害を受けたのをはじめ、市野球場や文化会館などの公共施設の損壊や家屋の被害も全壊18棟、半壊229棟等を数え、市内各所では道路の陥没や液状化現象、土砂崩れなどが数多く見られました。また、一時はライフラインも寸断状態となり、銚子市役所も地震の発生直後から停電し、行政機能は完全にマヒ状態となりました。

これまで銚子市においても災害の発生に備えた地域防災計画は策定されていましたが、誰もがこのような未曾有の大災害を想定しているはずもなく、結果、緊急連絡体制や情報収集という面ではそれらの計画はまったくと言っていいほど機能しませんでした。特に



銚子市職労ボランティア

携帯電話に依存していた連絡体系が寸断されたため、いったん帰宅させた職員との連絡が思うようにとれなくなるなど、本来想定していた災害体制は機能不全に陥ってしまいました。

また、情報収集の面でも災害全体の情報が入るようになったのは、辺りが薄暗くなり、非常用電源によるテレビが市役所玄関ホールに設置されてからでした。ただし、それらの情報では東北地方の惨状は伝わってくるものの、市内の被災状況は消防からの情報が単発的に入るのみで、避難所の設置以降も携帯電話が不通状態だったため、災害対策本部と避難所間や避難所どおしの情報についてはなかなか伝わらず、結局、避難所の担当者が交代で対策本部まで戻ってきて状況を報告するような有様でした。

そのような状況下ではありましたが、余震が続く中、市役所内に待機していた職員を中心に災害対応を開始し、多くの職員は避難所の運営や緊急物資の配送等の任務に当たりました。避難所の担当者は市の備蓄物品や県からの緊急支援物資を受け取り、避難所となっている学校等の教職員や消防団員等とともに避難所の運営を行いました。その中で一番に感じたことは避難所の秩序が驚くほど保たれていたことです。すべての避難所がそうだったとは言い切れませんが、少なくとも自分が担当した避難所では住民どおしでの助け合いや思いやりなどが垣間見え、日本人はまだ捨てたもんじゃないと強く実感させられました。

また、災害発生直後から被災した各地では

ボランティア活動が始まり、隣接する旭市にも連日千名を超える災害ボランティアが参加しました。私たち銚子市職労も活動への参加者の募集を行い、3月26日には連合千葉の活動に呼応する形で旭市飯岡地区での活動に組合員等13名が参加しました。

活動の内容は1班5～6名での被災住宅の片付けや清掃であり、担当した住宅は飯岡地区の中心部で、周辺では津波により亡くなられた方が多数出るなど、とりわけ被害の大きな地域でした。建物は天井に届くほどの津波により全壊状態で、参加者はその惨状にしばしの間、言葉を失いました。津波の直撃により、建物自体は柱と壁が残るのみで、水に浸かった家財道具は大部分が使用できなくなっていて、すべてが廃棄されることとなりました。

その中で印象に残ったのは、それらの家財道具の中から写真やアルバムなど思い出や記念の品が出てくると、その都度、住宅の持ち



旭市の津波被害

主である老夫婦にその処分について確認するのですが、返ってくる答えは常に「棄ててほしい」でした。その理由は、汚れた写真や品物を見て「悲惨な出来事を思い出したくない」とのこと。一瞬にして尊い生命や財産、そして大切な思い出までも消し去ってしまったこの大災害は、物だけではなく、住民の心にも大きな傷跡を残してしまったことを痛感させられました。

今回、私たちは過去に例を見ない大災害を経験させられましたが、その中で具体的な課題や反省点もたくさん見えてきました。まずは災害への対応に想定外があってはいけないということ。そして情報の大切さとそれを伝達するシステムの確保です。当初、各避難所にどれだけの住民が避難しているかなどの情報さえ入らず、支援物資を運んだ職員が確認し、帰ってきて報告というような状況となり、距離的な問題もあって、大きなタイムラグが生じてしまいました。携帯電話のみに頼らない連絡システムの整備も喫緊の課題です。さらに災害対応に用いる公用車がまったく足りず、緊急的に個人車両を使用したことも事故発生時の身分保障等においては問題となりました。また、災害対応の体制も再構築する必要があります。本来ならば、システム化されていたはずの体制が機能しなかったことの原因は、すべてにおいて、今回のような大規模災害を誰も経験していないこと、また誰一人としてこのような事態が本当に起こるとは想定していなかったことが根本的なものと思われる。また、ごく一部ではありましたが、連絡の不徹底により、学校に保管してあった

期限切れの非常食や飲料水を誤って配布するという初歩的ミスも発生してしまいました。これらについては、机上ではなく、実際に現場での任務に就いた職員の意見、感想などの集約が重要であり、それら実体験による反省や課題を基にした防災計画の抜本的な見直しが必要と考えられます。

地震発生からまもなく2ヶ月が経とうとしています。しかし、今も頻繁に余震が続いており、終息の見通しはまったくたっていません。幸いにも銚子市は全市で水道、電気とも翌日には復旧し、計画停電も1日のみの実施でしたが、利根川を挟んだ対岸の神栖市ではようやく4月末に水道が復旧したものの、現在も完全供給には至っていません。また、旭市では海岸沿いに立つ被災住宅の多くがすでに解体、撤去され、風光明媚だったはずの景色も一変してしまいました。しかし、被災地の復興作業はまだ始まったばかりです。完全なる復興には今後、相当の年月を要すると思われる。私たちは地域の復興に向け、自分たちに与えられた分野の中で、やるべきこと、やらなければならないことに最大限取り組んでいかなければならないと考えています。

また、被災地の復興を後押しするためには地域経済の立て直しも最優先の課題です。

被災地の復興を早めるためにも自粛ありきではなく、地域経済を活気づける前向きな方策を見出していくことも重要と考えています。

最後にこの東日本大震災で被災された方々にお見舞いを申し上げますと同時に、被災した住民の皆様が1日でも早く安心してくらしが取り戻せるよう心よりお祈りいたします。

東日本大震災における浦安市の被災

浦安市市長公室長 中山 高樹

3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に本県にも未曾有の被害をもたらしました。多くの尊い人命が失われ、家屋をなくし、厳しい避難所生活を送っている方が、現在でも沢山いる状況です。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

そして、今回の震災では、本市でも大きな被害を受けました。とりわけ、昭和40年代から始まった海面埋立によって造成された中町・新町地域では、全域にわたり、液状化現象に見舞われ、道路をはじめ、上下水道、都市ガスなど、市民生活に直結するライフラインが寸断され、生活基盤に深刻なダメージを受けました。

また、倒壊こそなかったものの、傾むいたり、塀が崩れるなど多くの市民の住宅にも甚大な被害がありました。

1. 浦安市の被害の概要

(1) 人的被害

東日本大震災は、マグニチュード9.0という観測史上世界4番目の規模の大きな地震であり、東北地方を中心に非常に多くの犠牲者が発生しています。警察庁によると、5月1日午後4時現在の死者は1万4,704人、行方不明者は1万969人で、死者と行方不明者は合わせて2万5,673人となっています。千葉県でも、18人もの尊い人命が失われました。

このような、甚大な人的被害が起きている状況ですが、今回の震災で、浦安市内では、

怪我をされた方が数人いるものの、亡くなられた方はいませんでした。人命の犠牲がなかったことは、正に不幸中の幸いであったと感じています。

(2) ライフライン・公共施設の被害

浦安市は、昭和37（1962）年に漁業権の一部を放棄、昭和39（1964）年から海面埋立事業が始まり、昭和46（1971）年に漁業権を全面放棄して第2期海面埋立事業が行われた結果、総面積はかつての4.43km²の約4倍の16.98km²に拡大、それに伴う大規模住宅開発により、人口が急増し、急速に都市化が進んだまちです。

3月11日午後2時46分頃に震度5強の本震が発生、その約30分後に震度5弱の余震が発生、この海面埋立事業により造成された中町・新町地域全域で、液状化が起こり、大きな被害が発生しました。

液状化は、被害の大小の差はあれ、埋立地のほぼ全域にわたりました。被災世帯数は、37,023世帯、被災者数は96,473人に及びました（平成23年2月28日現在の住民基本台帳と外国人登録台帳を基に算出）。



特に、市民生活の基盤であるライフラインに甚大な被害が及びました。

発災後の対応としては、地震発生後1時間後に、災害対策本部を設置し、いち早く被害状況の把握をするとともに、市職員全員体制の下、自衛隊をはじめ、建設業協会、千葉県水道局、東京都下水道局、京葉ガスなど、関係諸機関の協力をいただきながら、下記のとおり、応急復旧に全力を上げてきました。



①道路

道路の被害延長は、111.8kmにも及び、幹線道路を始め、住宅街の区画道路にも隆起や陥没、地割れなどが発生しました。

道路の応急復旧は、3月31日で完了しましたが、液状化により地表に噴出した土砂が側溝や雨水管に流れ込み、洗浄作業が必要になっています。加えて、地震のせん断力によって、雨水管が地下で断裂するなどの被害も発生しています。

②ガス

京葉ガスの供給停止件数は、当初8,631件に上り、京葉ガスでは、東京ガスからも応援を仰ぎ、3月30日には、一部地域は仮設配管により対応するなど、応急復旧作業を完了させています。

③上水道

本市内の上水道は全て千葉県水道局の供給によるものですが、当初、断水・減水戸数は、水道局発表で、約77,000件に及びましたが、4月6日をもって、一部地域は仮設給水管で対応するなどし、応急復旧作業が完了しています。

④下水道

下水道については、液状化により、マンホールが最高で2mも浮き上がるなど、非常に大きな被害を受けました。下水道管の断裂やズレなど、被害は広範囲に及び、使用制限世帯数は、ピークで11,908

世帯に及び、トイレが使えない家庭のために、市内の各小学校や公園などに仮設トイレを最高で780基設置し、便袋（簡易トイレ）を計303,352枚配布しました。下水道の応急復旧は、一部箇所では、ポンプアップによる仮設配管で対応するなどして、4月18日に完了しています。

また、液状化により、多くの公共施設も被害を受け、学校・幼稚園、公民館などの生涯学習施設、保育園・高齢者施設・障がい者施設などの福祉施設など、多岐にわたり、被災しましたが、現在（5月11日）では、一部を除き、ほとんどの施設が復旧し、業務を再開しています。

東日本大震災による被害は、国により、激甚災害の指定を受けており、今後、市では、道路、下水道、公園などを始め、教育施設、保育施設などの公共施設の災害復旧については、国による査定を受け、国の補助を受けながら、本格的な復旧作業を進めていくこととなります。

(3) 家屋の被害

家屋については、中町・新町地域を中心に液状化による被害があり、特に戸建住宅については、液状化によって、大きく傾いたり、沈下するといった被害が発生しています。

①全壊

家屋の損壊率が50%以上または四隅の

傾斜の平均が20分の1以上の場合（支援法の規定）と、液状化による例外的な判定として床下1m以上の家屋の沈下があり、雨が降ると恒常的に床上1mまで浸水してしまう家屋が対象。本市では8棟が該当。

②大規模半壊

家屋の四隅の傾斜の平均が60分の1以上20分の1未満と、床までの家屋の沈下があり、雨が降ると恒常的に床上浸水してしまう家屋が対象。本市では凡そ1,400棟が該当。

③半壊

家屋の四隅の傾斜の平均が100分の1以上60分の1未満と、基礎の上部から25cmまで家屋が沈下し、雨が降ると恒常的に床下浸水してしまう家屋が対象。本市では凡そ1,900棟が該当。

④一部損壊

家屋の損壊率が20%未満または液状化により家屋の四隅の傾斜の平均が100分の1未満の家屋が対象。本市では凡そ4,000～5,000棟が該当。

被災者の生活再建支援については、被災者生活再建支援法では、液状化による被害が想定されていない状況でしたが、今般、国において、液状化による被害を加味した新しい認定基準の通知があり、さらに、千葉県が独自

の支援策を提示しています。

また、被災者生活再建支援法では、原則的に戸建住宅の支援が対象になっていることから、本市世帯の約7割を占める集合住宅にお住まいの方への支援など、市では、被災された市民に対し、どのような支援が有効か、精査したうえで、国や県の支援に加え、市独自の支援策を検討しているところです。

2. 液状化被害の特徴と今後の課題

本市は旧江戸川河口にできたまちで、しかも市域の約4分の3が海面の埋立地です。そのため、市の全域が地下水の高い軟弱地盤から形成されていることから、大震災時での液状化については、特に平成7年の阪神・淡路大震災以降、懸念してきたところです。

本市の取り組みとしては、地震防災基礎調査において液状化の危険度調査を実施した結果、市内全域で危険度が高いという調査結果が出ています。

しかしながら、これらの調査の前提が、本市直下16kmを震源とするマグニチュード7.3の地震（震度推定では震度6から6強）が発生した場合で想定しもので、今回のような浦安から300km以上も離れた地点を震源地とする地震ではありませんでした。観測された震度は本震で5強（舞浜3丁目地区は6弱）、それに続く30分後の余震で5弱と、本市を襲った地震は、長時間にわたって強い横揺れが50回ほど地盤を大きく揺さぶった特徴があります。

市の液状化被害の特徴や被災地区の被害内容の要因分析等については、発災後まで2カ月であり、今後の専門家による調査や知見による分析等を待たなくては早計に判断できませんが、大きな横揺れが長く続いたことが、本市の液状化被害を大きくした要因ではないかと考えてい



ます。

また、液状化被害の特徴としては、噴出土砂の量の差はありますが、埋立地域のほぼ全域で発生しています。しかし、宅地造成前にサンドコンパクションパイル工法などの液状化対策を施してきた地区や場所では被害が極めて少ないといった状況を把握できています。

特に被害が大きかった地区の多くは、昭和40年代から50年代にかけて造成・開発された第1期埋立地域の戸建地区に集中しています。

これらの地区では、地盤の液状化による土砂噴出とそれに伴う不同沈下で、戸建住宅が1～3%程度傾斜しているのが特徴です。さらに区画道路内に埋設されていたガス、上下水などのインフラが液状化によって破損し、それら管内に土砂が流入したことも復旧を遅らせた要因にもなっています。

今後は、こうした傾いた住宅の修復や道路などのインフラ施設の復旧が大きな課題となります。これまで行われてきた液状化対策工法の検証はもちろん、既成市街地の中でいかに効果的な液状化対策ができるかが復興にむけた大きなテーマであり、国・県や専門家の方々に知見を結集していただけるようお願いしていきたいと考えています。

3. 罹災証明書発行に向けて

震災後1週間もすると罹災証明書の発行を求める市民が増えてきました。罹災証明書をどのように発行しているのかわからないまま、受付の件数だけが増えていきました。

担当課が悩んでいた丁度そのとき、「ネットワークおじや」の人たちが応援に駆けつけてくれました。「ネットワークおじや」とは、新潟県中越地震における災害対応を契機として、災害発生時における被災自治体の災害対応業務支援のための情報の提供と経験職員などの派遣の調整を行うことを目的に設

置された団体です。この団体の協力のおかげで、3月26日から被害地域の約9,000戸の全戸調査に着手できました。

調査を進めるにしたがって明らかになったことは、浦安市の被害家屋の特徴は、まさしく土地の液状化による家屋の傾斜のみで、亀裂等の被害はほとんどないか軽微にとどまっているということです。また、その傾きも2cm前後が圧倒的に多いということでした。

4月に入ると、このままでは本市の罹災証明はほぼすべてが一部損壊にしかならないことがわかってきました。そこで、罹災証明発行のための被害家屋調査を進める一方、家屋の傾斜の基準の改定を求めて、千葉市や習志野市などの湾岸地域や、我孫子市、香取市などと連携を図りながら、県・国に財政支援を求めるとともに、基準の改定について要望を続けました。

画期的だったのは、東防災担当副大臣が本市を視察した際、傾斜2.7cmのお宅を訪問し、内閣府の担当官とともに家屋の傾斜がどのようなものなのかを実感していただいたことでした。傾きを直すためのジャッキアップ費用の見積もりなども見ていただき、補修の費用が高額に上ることも理解していただいたようです。

そうはいいながら、基準改定の正式な決定がないまま、5月1日から罹災証明の発行をスタートさせました。地震保険で全損扱いなのに、何故一部損壊なのかとの怒りを露にする市民の方に、基準が変わりそうだから少し待ってほしいとの説明を繰り返しました。5月2日の夜に新基準の情報が入り、関係者全員これで市民の方にある程度納得していただけるとほっとした次第です。

現在（5月11日）罹災証明システムの変更をしており、5月末までには被災者に新たな基準での罹災証明書を発行できるよう努力しているところです。

連載 番外編

数字で掴む 自治体の姿

— 数字で伝わる震災の記録 —



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長

法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●番外編を挿入した理由

本連載の冒頭で、私は「本連載は、公表されている各種の指標（数字）を読むことで、自治体の姿のあらましを把握することを目指します」と記しました。その張本人である私自身、この記述にはある種の「まやかし」が含まれているように感じており、ためらいながらも、嘘ではないのだから、と自らに言い聞かせて先に進めた記憶があります。そう、どのような指標（数字）を持ち込んだところで、自治体の姿をすっかり理解することなどできるはずもありません。まして、その地に暮らす人々の生活や気質、それは象徴的には「息遣い」とでも表現されることでしょうか、それを知った気になろうとすること自体が不遜なことのようにも思えます。とりわけ、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震がもたらした惨禍を目の当たりにするにつけ、数字の虚しさを嘆かずにはられません。

確かに、失われた生命・身体あるいは財の量によって悲しみの深さは決まるものではありません。しかしながら、深い悲しみに寄り添い、共に立ち上がり、前に進もうとするときに、まずできることは何かと思案してみると、やはり震災そのものの外形的な把握を手がかりとすることに間違いはないとあらためて思えてきます。

そこで、急遽、本連載の本編を休止し、震災の記録を挿入することにしました。主に比較的容易に入手できる数字を加工することで千葉県内の震災に係る状況の一端を記したいと思います。

●東日本大震災はどのように把握され伝えられたか

すでによく知られているように、3月11日の14時46分頃に三陸沖の北緯38度 東経142.9度、海底約10kmを震源として発生した巨大地

震は、同日16時20分に気象庁が発表した「平成23年3月11日14時46分頃の三陸沖の地震について(第2報)」によって「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake)」と名付けられました。地震の規模を示すマグニチュードは、暫定値として8.4(第1報、3月11日16時)、次いで8.8(第3報、同日17時30分)と発表されましたが、13日にはオーストラリアやフィンランドの観測データなどを得て気象庁が精査した結果、9.0と確定されました(第15報、12時55分)。その最大震度は、栗原市で観測された震度7であり、千葉県内では成田市と印西市で震度6弱が記録されました。この地震が各地にもたらしたまさに未曾有の大災害は、当初はさまざまに呼ばれていましたが、4月1日の持ち回り閣議で「東日本大震災」と名称が定められたことを承け、マスコミ各社も統一してそのように呼ぶようになりました。これは、関東地震(1923年9月1日 M7.9 震度7?)に対する関東大震災や、兵庫県南部地震(1995年1月17日 M7.3 震度7)に対する阪神・淡路大震災の関係と同様です。

一般に災害は、ある程度の規模を超えると、直面した人々には何が起きたのかわからない事態になります。このたびの地震はあれだけの揺れでしたから、発生時刻に千葉県内にいたほぼ全ての人が同時に覚知したに違いありません。しかし、その震源地がどこで、どれほどの規模の地震であるのか、あるいは瞬時にどれだけの被害が発生し、余震をはじめ、次にどれほどの災難が続く虞があるのか、等々の情報はなかなか入手困難な状況になりました。もちろんテレビ各局は、いち早く報道を始めました。しかし、最も被害が甚大であったところは、まさにそれゆえにテレビ局自体が情報を収集することが困難でした。「未曾有」という言葉が連呼されるような事態の

一端が明らかになるまでにさほどの時間は要しませんでした。そうなる報道各社の取材は東北地方に集中し、千葉県内の実情はなかなか伝えられませんでした。

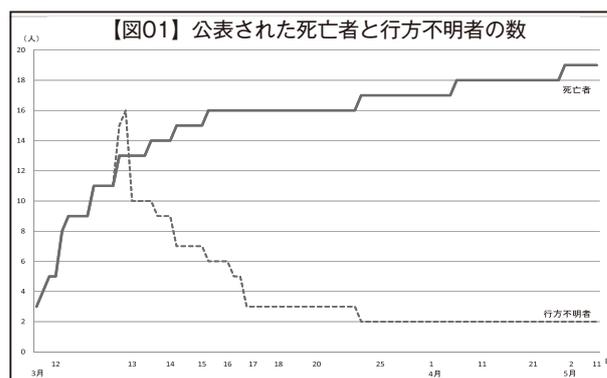
そのような状況にあって、千葉県庁の内部においては、即時緊急対応策に追われる一方、そのウェブサイト上の防災危機管理課が管理するページと千葉県防災ポータルサイト (<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>) 等を通じて、集約された情報を広く伝える努力が重ねられてきました。

ここでは、千葉県の公式ホームページから「東日本大震災関連情報」のウェブページを経てたどることができる「東日本大震災について」と題されたウェブページ (<http://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/h23touhoku/index.html>) に依拠して、東日本大震災がどのように把握され伝えられたか、その経緯の一端を見ることにしましょう。

このウェブページでは、第2報は確認できませんが、地震発生当日の20時に発せられた第3報からは、翌日24時の第17報に至るまでの間、ほぼ2時間ごとに更新され、新しい情報が次々と提供されました。そして13日は6回、14日は5回の更新があり、15日から18日までは9時・12時・15時・21時の4回ずつ、19日から25日までは原則として9時と15時の2回、その後は連休などの例外を除いて毎日15時に更新され2ヶ月が経っています。発災直後の混乱の時期に、夜を徹して情報をとりまとめ、発信し続けることは大変なことであったと思います。しかしながら、この場合まずは、情報を次々と伝えることこそ重要です。何が起きたのか、次にどのような事態が予測されるのか、直ちに備えるべきものは何か、等々の理解と心構えに結びつくことはもちろんですが、次々と新しい情報に更新されることで、県庁はしっかりと事態に対応している、と伝わることも大切です。よく知られている

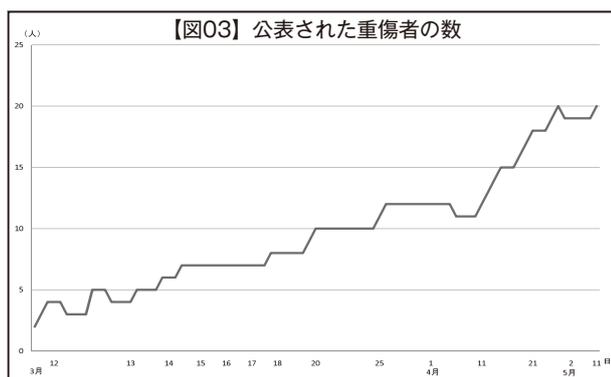
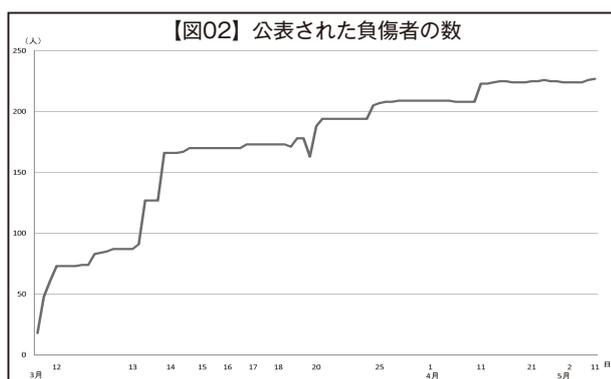
ように、大規模災害における救難救助は一般に3日間が大きな勝負です。もちろん例外はありますが、適切な対応方針はこの期間を過ぎると変わってきます。行政によって提供することが期待される情報についても、内容が変わり、速度に加えてより正確性が求められるようになります。15日から始められた定時更新は、こうした変化にも即しており、一連のウェブページを用いた情報提供は、上手に運ばれたと評することができると思います。

では、ウェブページを通じて伝えられた内容についてみてみましょう。【図01】は、公表された死亡者と行方不明者の数です。死亡者数の推移をみると、発災直後にはわからなかった数が増えていった様子が見えます。数日を経た後に少しずつ増えているのは、重傷を負ったり衰弱した方でしょうか。行方不明の方が遺体で発見されたこともあるようです。また、行方不明者のグラフに着目しますと、行方がわからなくなっていること自体が判明していない当初の段階から始まり、16名を峠として発見されていった様子を見ることができます。



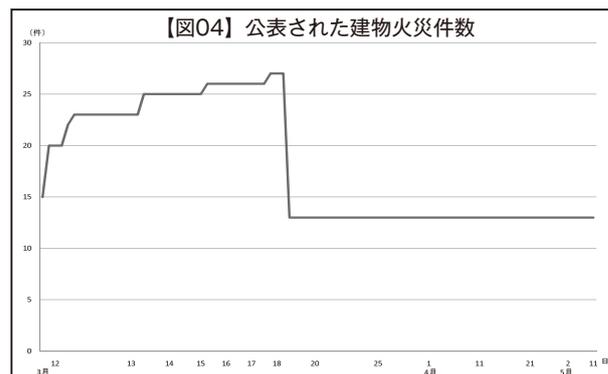
次は負傷者です。【図02】は公表された負傷者数、【図03】はそのうちの重傷者数、それぞれの推移を示すグラフです。負傷者のグラフからは、概ね14日に至るまでは十分に把握できなかったようにもみえます。それから先もゆるやかに上昇していますが、あるいは片付け作業中に負った怪我のような2次被害も含まれているのかもしれませんが。一方、重

傷者数の推移は、数は少ないものの違った傾向を示しています。当初の3日あまりで救助された重傷者はいったん落ち着きますが、発災から1週間を過ぎたあたりからその数が上昇していきます。これは、負傷者に高齢者が少なくないことを想起すれば、傷病の併発ないし衰弱等が考えられます。重傷者の減は、必ずしも快方に向かった結果ばかりではありませんが、それはすでにふれました。



【図04】は、公表された建物火災件数のグラフです。いわば火災地獄で多数の犠牲者を出した関東大震災の記憶から、地震と火事は付き物のように言われます。実際、このたびの地震では、臨海地域の石油コンビナートで大規模な爆発炎上を伴う爆燃火災も発生し、その消火作業には東京・横浜・川崎はおろか、遠く三重県の緊急消防援助隊（第1次隊：森公良隊長・四日市市消防本部）も駆けつけています。とはいえ、ここに挙げて数えられているのは建物火災に限られます。一見してわかるように、グラフで示される値は3月18日15時の第44報において27件から13件に急減して以来、変化がありません。同日12時の第43

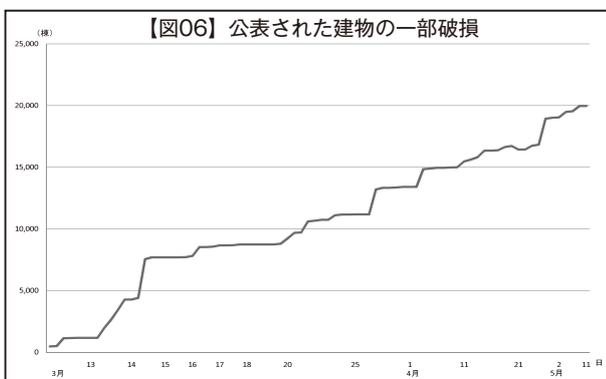
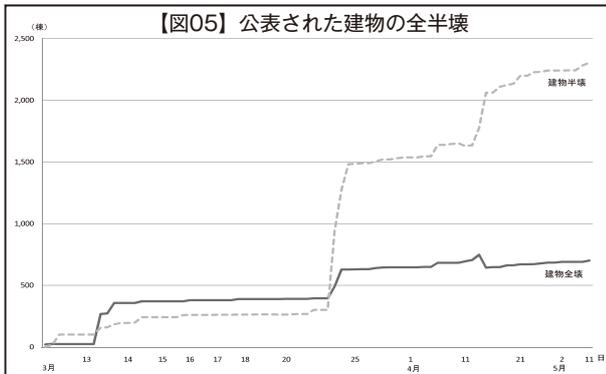
報までの推移とは明らかに異なっています。峠は27件ですから、情報の伝達に多少の混乱があったとしても、県内全域の状況を把握できない数とは思えません。あるいは18日に震災としての建物火災に係る基準に変更があったのかもしれませんが、そうした説明は一切ありません。今のところ、このグラフにみる不思議な推移を説明することはできません。



建物の損壊状況についてをグラフにまとめたのが【図05】と【図06】です。グラフをみると、建物の状況についてもやはり3月14日前後には概況が判明していることがわかります。全壊・半壊・一部損壊等を分ける基準においては、液状化による被災がまさに想定外であったため、それまでの判断基準のみでは判定が住み続けられるかどうかという実情と乖離する例が多々あり、多くの担当者は悩みを抱えました。しかし、20日に県が開催した内閣府による自治体職員向けの説明会を機に、各自治体は判定と県への報告を急ぎました。それは24日9時の第56報で全壊・半壊ともに急激に棟数が伸びる結果に現れています。もっとも、我孫子市は同説明会を境に一部損壊としていた118棟を全壊に改めましたが、浦安市は当面は従前の外形的な基準で判定することとし、同じ液状化で悩む自治体でも対応が異なる結果になりました。また、4月14日の第77報でも半壊の棟数が急増しています。その後も半壊の棟数は上昇を続けていますが、津波災害による罹災証明の発行手続きの簡素化や液状化災害による被災の評価方法の見直

しなども影響しているかもしれません。

一方、一部破損については、ほぼ一貫して右上がりの傾向にあります。どこまでが対象になるのか、難しい側面もありそうです。

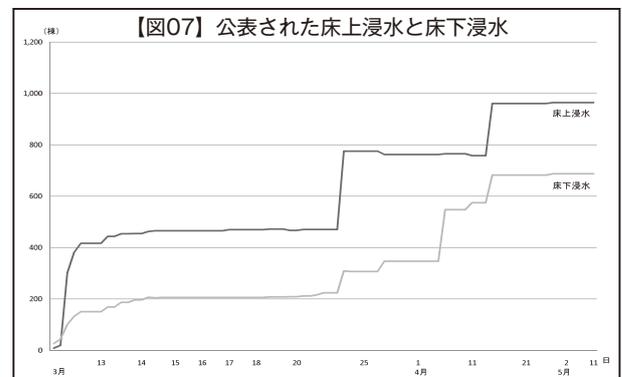


地震に付き物の災難は、火災には限られません。水害が加わることもしばしばです。堤防の決壊等による河川の氾濫や津波などのように地形に左右されるところが大きいものや、水道管の破裂などによる都市型の災害もあります。また、これらのように地震の直後に発生するものばかりではなく、降雨等の影響によりしばらく時間をおいてから発生する場合があります。水害は家屋に深刻なダメージを与えるだけでなく、水が引いた後にも衛生問題を残すことがあります。

【図07】は、公表された床上浸水と床下浸水のグラフです。地震発生直後に発生した主に津波による被災状況が概ね判明した後はしばらく数に大きな変動は見られませんが、3月23日15時発表の第55報において状況が変わっています。これをさらに詳しく見ると、とくに旭市における厳しい状況をうかがうことができます。すなわち、同市における床上

浸水は同日9時に発表された第54報における83棟から387棟に、床下浸水は同じく31棟から116棟に、それぞれ急激に数を増やしています。おそらくこれは前二日間に降った雨の影響でしょう。3月21日と22日の積算降水量は、銚子の地上気象観測装置によれば27ミリと14.5ミリで、横芝光の有線ロボット気象計によれば24.5ミリと18.5ミリが記録されています。

その後、海匝地区や山武地区では、4月19日にそれぞれ銚子で51.5ミリと横芝光で47ミリの積算降水量が観測されるまでまとまった雨は降りませんでした。しかし、4月6日の15時定時報を待たずに12時に公表された第70報では、山武市の床下浸水が、前日15時の第69報では34棟のところ、235棟に急増したことを伝えました。さらに同月14日の第77報においても旭市で床上浸水が前日の387棟から594棟、床下浸水が同じく116棟から235棟に急増したことが伝えられています。



【図08】は、公表された避難所開設数と避難者です。発災直後に開設された避難所は593箇所、48自治体にも及びました。県内の市町村数は54ですから、その9割に設置されたということになります。グラフを一見してわかるように、避難者の圧倒的多数は極めて短期のいわば一時避難です。しかし、2ヶ月を経過した5月11日の時点でも旭市には4箇所の避難所に169人もの方々が暮らすことを余儀なくされています。

避難所が必要とされる要因には、帰宅困難、

危険回避、住宅喪失の3種類があります。

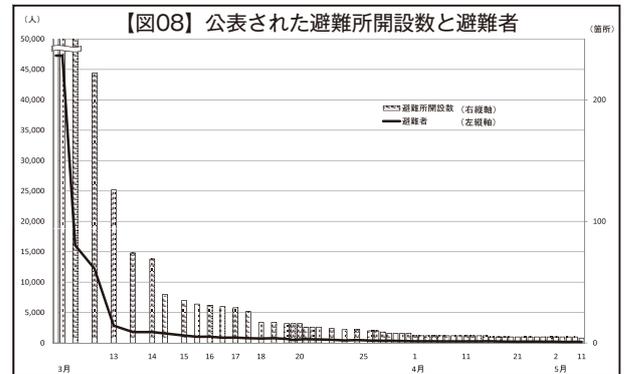
遠距離通勤者を多く抱える千葉県では、地震によって交通機関が麻痺すると直ちに甚大な影響を受けます。このたびの震災は、そのとおりの事態になり、帰宅困難者の群れがまさに巷に溢れました。通勤・通学先からの帰宅を途中で諦めて避難所で夜明かしをした人も少なくありません。つまり、グラフないし数字で示される避難者の数が、必ずしも当該避難所が位置する自治体の住民の数ではないことに留意する必要があります。

また、千葉県は、古来より干拓や埋め立てによって土地の整備を進めてきたところでもあります。古文書には地面から砂や水が噴き出したことを示すものも多く遺されています。すなわち今日の用語でいえば、液状化現象です。地震による家屋の損壊には、揺れそのものによるものの他、この液状化現象により地盤が不均等に沈下するなどの深刻な被害があります。このたびの震災では、必ずしも倒壊に至らないまでも、住み続けることが困難になった住宅も多数発生しました。さらに、背後に山を抱えた住宅や崖の近く、あるいは急傾斜地に立地している家屋など、危険回避のために避難所を利用した方も少なくありません。

さらに避難所は、地震によって住宅を失った方々の利用に供されていることももちろんです。とりわけ旭市における津波災害や香取市における液状化災害による住宅の喪失や大規模な破壊の影響は大きく、避難所生活は長期化せざるを得ませんでした。

なお、このグラフによると避難所開設数と避難者の数は、一見同様に推移しているかのようにみえます。実際、後者を前者で除して避難所あたりの平均避難者数を算出してみると、40数名を多少前後するぐらいの値が多く得られます。しかしながら、上述したように避難所に求められる役割や機能はいろいろで

す。たとえば利用者が少ないことのみを理由に閉鎖して良いものでもありません。なお、千葉県内の各地では原発破損事故が起きた福島県をはじめとした東北地方からの避難者を数多く受け入れています。それらはここには含まれていません。



●千葉県内各地区および各自治体の被災概要

ここまでを振り返ると、東日本大震災の千葉県内における被災状況は、概ね3～4日後には把握されていたことがわかります。岩手県・宮城県・福島県のいわゆる「東北3県」では、2ヶ月たった今でも把握できない状況です。果たして将来においても正確に把握することができるかどうか、その見通しすらたないほどです。また、千葉県においても、さらに重傷者が亡くなることや余震でさらに家屋が倒壊するかもしれません。さまざまな二次被害が発生する虞もあります。これだけの大災害ですから、ある程度の時期までは被害の拡大は避けられません。先にみたグラフの多くは右上がりの傾向を示していましたが、復旧・復興にはかなりの時間がかかりそうです。

【表01】は、東日本大震災2ヶ月後の地区別被災状況です。これは「東日本大震災について」の第92報（5月11日15時）で公表された数字を整理したものです。君津地区と夷隅地区に被害は少なく、安房地区においては全く被災しなかったかのように見えます。

【表01】東日本大震災2ヶ月後の地区別被災状況 千葉県公表「東日本大震災について(第92報)」2011年05月11日15時現在による

	死者	重傷者	火災	建物全壊	建物半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
市町村計	19	20	13	702	2,305	19,963	964	687
東葛地区	2	7	5	168	651	3,487	0	0
千葉地区	2	3	8	31	545	1,311	2	0
君津地区	0	0	0	0	1	5	4	4
印旛地区	0	3	0	63	49	2,975	0	0
香取地区	0	2	0	52	247	6,088	0	0
海匝地区	13	3	0	343	693	5,784	623	299
山武地区	1	2	0	44	118	284	303	355
長生地区	1	0	0	1	0	19	30	28
夷隅地区	0	0	0	0	1	10	2	1
安房地区	0	0	0	0	0	0	0	0

少し詳しくみるために【表02】東日本大震災2ヶ月後の市町村別被災状況も用意しました。データの出所は前表と同じです。

【表02】東日本大震災2ヶ月後の市町村別被災状況 千葉県公表「東日本大震災について(第92報)」2011年05月11日15時現在による

	死者	重傷者	火災	建物全壊	建物半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
東葛地区	市川市			2	9	1	65	
	船橋市		1	1	6	21	298	
	松戸市				7	111	873	
	野田市	1		1			618	
	柏市	1				1	954	
	流山市						142	
	我孫子市				138	47	368	
	鎌ヶ谷市			1			169	
千葉地区	浦安市		6		8	470		
	千葉市		1	5	20	335	174	2
	習志野市	1	1	1	7	207	826	
	市原市		1			1	4	
君津地区	八千代市	1		2	4	2	307	
	木更津市							1
	君津市						1	
	富津市						4	3
印旛地区	袖ヶ浦市					1	4	
	成田市		1		4	4	712	
	佐倉市		2		26	9	384	
	四街道市						24	
	八街市						4	
	印西市				9	4	730	
	白井市						422	
	富里市				6	2	75	
	酒々井町				1		104	
栄町				17	30	520		
香取地区	香取市				47	242	3,175	
	神崎町						290	
	多古町				2	1	817	
	東庄町		2		3	4	1,806	
海匝地区	銚子市		1		18	29	2,020	19
	旭市	13	2		320	657	1,981	594
	匝瑳市				5	7	1,783	10
山武地区							40	
	東金市				3	7	40	
	山武市	1	1		35	102	30	212
	大網白里町						1	82
	九十九里町					2	1	99
	芝山町					1	39	
長生地区	横芝光町		1		6	6	174	9
	茂原市						13	
	一宮町							30
	睦沢町						1	28
	長生村							
	白子町	1			1			
夷隅地区	長柄町						5	
	長南町							
	勝浦市							
	いすみ市					1	10	2
安房地区	大多喜町							1
	御宿町							
	館山市							
	鴨川市							
安房地区	南房総市							
	鋸南町							

東葛地区では、市川市・船橋市・我孫子市・浦安市などが液状化によって被災しました。とくに浦安市の被害は甚大で県議会議員選挙を他市町村と同時に実施することができないほどでした。この「選挙どころではない」事態については、考察を待つべき論点が多くあります。また、内陸部に位置する我孫子市でも118棟が液状化により全壊しました。その地は、もともと1870（明治3）年に利根川の堤が決壊したことからできた沼地で1950年代に埋め立てられたところだそうです。

さらに、地震による津波が引き起こしたとされる福島原発の大規模損壊事故による放射能汚染がこの地区にも影響を及ぼしました。3月23日、松戸市にある「ちば野菊の里浄水場」と「栗山浄水場」で採取された水から、飲料水としての基準値（乳幼児100ベクレル、大人300ベクレル）を上回る、それぞれ1kgあたり220ベクレルと180ベクレルの放射性ヨウ素が検出されました。両浄水場からは、通常市川市、松戸市、船橋市と浦安市に水道水が供給されていますが、このときすでに液状化の被災によって浦安市は断水となっていました。また、流山市にある北千葉広域水道企業団の「北千葉浄水場」からも110ベクレルという値の放射性ヨウ素が検出されました。その水道水は、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市および千葉地区の習志野市と八千代市にもわたるほか県営水道にも供給されています。念のため乳幼児に飲用として与えることは控えるようにと呼びかけられましたが、幸いにしてすぐに基準値を越える値は検出されなくなりました。しかしながら、こうした事態は人々に大きな不安を与えました。

千葉地区は、臨海部の液状化による建物の損壊と上述したように一部に飲料水の問題が発生しました。また、東葛地区も同様ですが、いわゆる「千葉都民」等の帰宅困難問題が大規模に発生しました。さらに石油コンビナー

トにおける爆燃火災が発生し、消火に手間取るとともに危険物の漏洩などもありました。なお、津波は千葉においても観測されましたが、その最大波は90cmで、それによる被害はありませんでした。

君津地区は、一見災害が少ないようにも見えます。しかし、上にふれた爆燃火災によってアスファルト原料が木更津海岸に漂着した結果、海苔の養殖が大打撃を受ける被害が発生しています。

印旛地区は、県内で最大の震度を観測したところでした。大きな揺れにともなって建物の一部破損が多くありました。また、この地区に限りませんが、いわゆる風評被害により農産物が販売不振となり、農家は大きな痛手を被りました。

香取地区は、利根川沿いの地盤が被害を拡大しました。とりわけ香取市においては、佐原地域の伝統的建造物群保存地区が液状化現象により大きく被災しました。香取神宮に足を運んでみましたが、参道に立ち並ぶ大きな石灯籠はどちらかという古いものが揺れに耐え、比較的新しいものに崩れたものが多いように見えました。東庄町においても、数多くの家屋の屋根などが壊れました。

海匝地区は、最も被害が大きく厳しい事態に陥りました。旭市は、九十九里浜の最北端に位置する飯岡地域から匝瑳市に至るまでの幅一杯に津波が押し寄せました。津波の第1波は、15時40分前後に約2m強ほどの高さで押し寄せたものの被害なく引き、16時10分ごろに到達した第2波も約1m強ほどの高さであったようです。ところが、その波が引くときが異常であったという証言があります。高台から眺めていると飯岡漁港の底が見えるようだったそうです。そして、17時22分に最大潮位2.4mの第3波が襲来、防波堤を乗り越え内陸の約300m先まで到達しました。津波に襲われた飯岡農協の時計は17時26分で止

まっています。表に明らかなように、犠牲者、建物の全半壊ともに県内で最も多くなりました。旭市はまた、県内で最も早く野菜に基準値を超える放射能汚染が測定されたところでもあります。3月21日、同市で採れたシュンギクから1kgあたり4,300ベクレルの放射性ヨウ素が検出され、翌日からシュンギクのほか、ダイコン・キャベツ・キュウリなどを含む約30品目の出荷が自粛されました。福島原発からの放射能汚染物質の流出は続き、後々4月4日の段階で旭市をはじめとする県内各地の路地もの野菜には国から出荷制限が言い渡されます。それが解除されたのは4月22日のことであり、旭市の農家にとっては自主規制の期間も含めて1ヶ月間も出荷ができませんでした。加えて、いわゆる風評被害もあり、農家が受けた打撃も深刻なものになりました。また、風評被害は農産物に止まりません。銚子市の漁業にも、茨城県産のコウナゴから高い放射能汚染が検出されたことにより、大きな影響が及びました。

山武地区も被害が大きかったところですが、とりわけ山武市においては、津波が木戸川を逆流し、その兩岸の地域に大きな被害をもたらしました。多くの家屋が床上もしくは床下まで水に浸かったほか、広い範囲の水田に農業用水路を伝って海水が入り込みました。

長生地区・夷隅地区・安房地区はその他の地域に比べると被害は少なく済みましたが、鴨川市の水族館「鴨川シーワールド」には、いわき市小名浜の「アクアマリンふくしま」からセイウチ・トド・ゴマフアザラシといった一行が3月17日に避難してきたということです。

東日本大震災の県内状況の全貌を把握するためには、まだまだ見なければならぬことがたくさんあります。たとえば、水道の断水・減水、電気の停電、ガスの供給停止、交通機関の運行状況等々です。しかし、ここでそれらを取り上げるゆとりはありません。ただ、これ

までの記述からでもこの震災の要素が極めて多面にわたることが理解できると思います。

●元禄地震における津波被害

すでにふれたように、昔から地震には火事と水害が付き物のように言われてきました。建物の耐震構造に関する研究は格段の進歩をとげ、今日では一般住宅でも新しいものであれば、そこそこの揺れでは倒壊しません。そこで怖いのは火事だと言われてきました。確かに阪神・淡路大震災では大規模な火災が発生し、多くの方が犠牲になりました。しかし、その後の新潟県中越地震（2004年10月23日 M6.8 震度7）、新潟県中越沖地震（2007年07月16日 M6.8 震度6強）、岩手宮城内陸地震（2008年06月14日 M7.2 震度6強）といった大きな地震では、いずれも大規模な火災は発生しませんでした。そして、大規模災害への備えとしては、看板などの建物付着物の落下対策や埋立地等における地盤の液状化問題に代表される都市型防災が注目されてきました。しかしながら、やはり火災、水災は忘れるわけにはいきません。このたびの東日本大震災の最大の特徴は、津波が大きな惨禍をもたらしたことにあります。福島原発の大規模損壊事故による放射能汚染が最も深刻な問題であることは否定のしようもありませんが、それも直接的原因は「想定外」の規模で襲ってきた津波にあるとされています。

実は、千葉県は、1980～83（昭和55～58）年度、1991～93（平成3～5）年度、1995（平成7）年度そして2007（平成19）年度の過去4回、地震被害想定調査を行っています。このうち最新の『平成19年度地震被害想定調査結果報告書』は、ウェブページに公開されています（<http://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/jishin/higaichousa/houkokusho.html>）。

この調査では、東京湾北部地震（M7.3）、

千葉県東方沖地震（M6.8）および三浦半島断層郡による地震（M6.8）のそれぞれを想定して、市町村別に震度、液状化、建物被害、火災被害、人的被害等が細かく予測されています。しかしながら、「津波による被害予測」の項を見ると、「これらの地震では津波が顕著に発生しない」とされ、「そのため、ここでは、千葉県によりすでに検討された1703年元禄地震および1677年延宝地震を対象に被害量を算出した」とあります。報告書の冒頭、目的の項で「最新の知見と高度な技術力を用いて地震被害想定を実施」したと自賛する方法では「顕著に発生しない」と結論づけられる津波も、無視するわけにはいかず、しかし想定地震そのものを追加するなり変更するなりの対処もできなかった、ということのようです。実は、旭市では、この調査報告の津波浸水予測図に基づいて「旭市津波ハザードマップ」を作成し、2008（平成20）年4月1日の段階で同市のウェブページで公表していました。しかし、後出しジャンケンのように心苦しいものの、あえて酷な見方をすれば、今回の地震にそれは役に立たなかったと言わざるを得ません。

最初に千葉県が1980～83（昭和55～58）年度に行った調査は、総務部消防防災課により『昭和56年度千葉県大規模地震被害想定調査（第1次調査）報告書』ないし『昭和58年度千葉県大規模地震被害想定調査（第4次調査）報告書』としてまとめられています。そこでは関東地震と元禄地震の詳細な調査に基づいて県内各地区において両地震と東海地震が発生した場合に予測される地震被害などが記述されています。たとえば「香取・海匠地区」についての津波の項には「元禄地震津波を想定した時、湾の形状をした飯岡町は銚子市名洗などでわずかに津波による浸水がおこる。九十九里海岸に流入する河川の河口や利根川下流の低地では、河川を遡上してきた津波に

よって浸水する恐れがある。関東地震や東海地震によって発生する津波は、陸上へは影響しないであろう」とあります（第4次調査報告書、102ページ）。また「山武・長生・夷隅地区」の津波の項には「元禄地震を想定した場合、津波の遡上高は九十九里浜南部で6m程度となり、九十九里波乗り道路を越波した津波が、内陸まで侵入するであろう。蓮沼村から一宮町にかけての海岸では、海岸線から1～3km内陸まで津波が遡上し、居住者をはじめ海水浴客などに大きな影響が出るであろう。夷隅川沿いの低地でもかなりの浸水域が出る。勝浦市や御宿町の市街地の一部も浸水域に含まれ津波の影響を受ける。関東地震や東海地震にともなう津波は、陸上に大きな影響をおよぼすことはないであろう」と書かれています（同書104ページ）。これらの記述には「高度な技術」は感じられませんが、注意喚起という面から見ると、短い文章ながらも説得力があるように思います。

千葉県地震対策推進委員会編集『昭和62年（1987）千葉県東方沖地震—災害記録—』（1989年千葉県発行）によれば、江戸時代に千葉県が影響を受けた主な地震は、1605年2月3日（慶長9年12月16日）の房総沖と南海道沖に同時に発生した双子地震に始まり、1855年11月11日（安政2年10月2日）の埼玉県東南部で発生した地震までの11件が挙げられています。このうち、房総半島に大津波が押し寄せ甚大な被害をもたらしたものは3件、すなわち1605年の「慶長地震」、1677年11月4日（延宝5年10月9日）に発生した「延宝地震」そして1703年12月31日（元禄16年11月23日）に房総沖で発生した「元禄地震」のそれぞれでした。

慶長地震は、被害地域が関東から西海道にまで及ぶ大震災を起こしました。死者の総数は5,000人余りともいわれ、とくに土佐国宍喰では大津波によって3,800名もの溺死者が出たと伝えられています。房総半島では一度海

が4kmほども引いて干潟の状態になり、魚介を拾い集めることができましたが、その後には大津波が来襲し45ヶ村を悉く押し流し小山の中腹まで押し寄せたといいます。「人畜の溺死するもの数を知らず」という記録もあります。ただ、この地震の揺れによる被害を示すものは千葉県内には遺されていないようです。

延宝地震は、震源地がよくわかっています。九十九里浜を中心に津波が押し寄せ高神村（現在の銚子市高神地区）では1万本の樹木をなぎ倒し流出させたといいます。銚子から御宿に至るまで家屋の倒壊や水死者が多くあったと伝えられています。

元禄地震は、マグニチュード8.2と推定されている江戸時代最大の地震でした。数多くの記録や伝承が遺されていますが、房総南部ばかりではなく、神奈川県や甲府市のあたりまで震度6に相当する揺れが発生したようです。死亡者は約6,000人、倒壊家屋は約20,000

戸、津波による流出家屋は約4,000戸に及ぶと推定されています。千葉県内では、被災のほとんどが津波によるものでした。

さて、すでにみたようにこのたびの東日本大震災における津波災害は、千葉県では九十九里浜の北部に最大の被害をもたらし、南部に進むに連れてその被害は小さくなっていきました。しかし、元禄地震による津波被害は正反対でした。そこで、わかる範囲内で今日の自治体ごとに元禄地震の被害を表にとりまとめてみました（【表03】元禄地震による被災）。これは、『楽只堂録二十八』に基づくもので、宇佐美龍夫「元禄地震の全体像」に載せられた表に依り、表記もなるべくそのままにしています。ただ、集計にあたっては、あいまいなものについては少ない数字を採りました。たとえば死亡者の総計は「3,493」と記してありますが「少なくとも3,493人は報告されている」と解してください。

【表03】元禄地震による被災 宇佐美龍夫「元禄地震の全体像」千葉県郷土史研究連絡協議会編『房総災害史』所収『楽只堂年録二十八』による元禄地震（1703・12・31）の被害一覧表（同書9～20頁）より作成

総計	死	傷	損牛	損馬	屋敷	家	寺	社	堂	破船	橋	堤損	蔵	田畑荒	備考					
3,493	211		371	牛馬	552	552	11,440	ナヤ	116	損	1,910	118	21	1,684	67	間				
東葛地区																				
松戸市																				崩 欠入大破
君津地区																				震崩
計	9																			利根川沿い他2ヶ村
富津市	2																			有
不明	7																			有
海田地区																				
銚子市																				ナヤ5
山武地区																				ナヤ5
計	649																			ナヤ105
山武市	194																			流
山武市(旧成東町)	92																			流
山武市(旧蓮沼村)	102																			流
九十九里町	211																			流
その他	244																			ナヤ58
九十九里町か東金市	105																			ナヤ47
不明	139																			ナヤ47
長生地区																				流
計	800	136																		96牛馬
一宮町	有																			流
白子町	280																			流
その他	520	136																		ナヤ6
長生村か一宮町	266	136																		流
不明	254																			流
夷隅地区																				流
計	24	30																		28
いすみ市	10																			流
いすみ市(旧大原町)	10																			流
いすみ市(旧岬町)																				流
大多喜町																				流
御宿町	14	30																		流
その他	有																			流
いすみ市か御宿町																				流
不明	有																			流
安房地区																				流
計	1,876	45																		209牛馬
館山市	144	45																		流
鴨川市	100																			流
鴨川市	6																			流
鴨川市(旧天津小湊町)	100																			流
南房総市	61																			流
南房総市(旧千倉町)	10																			流
南房総市(旧和田町)	51																			流
鋸南町	224	91																		流
その他	1,341																			流
南房総市(旧三好村か旧富山町)か鋸南町	250																			流
不明	1,091	318																		流
地区不明	135																			流

なお、『楽只堂録二十八』は、知行主による自らの領地についての被災状況報告をとりまとめたものですから、村の範囲とは一致しない場合があります。また「浜方／岡方」とある場合など、「海辺／内陸部」の確定は困難なため、場所を特定することは見送っています。その他、単に石高だけが記載されているところも、その位置を特定することができません。等々、特定できないところや特定を諦めたところは「不明」としました。現在の地名などから誤記と思われるところは大胆に直しましたが、かえって誤りを増やしたかも

しれません。かように不十分な点が多く、また、誤りを含む可能性も高いため、【表04】を付しました。これにより私が【表03】を作表するにあたって判断した内容とその理由がわかりますので、さらに正確な情報をお持ちの方は適宜修正してご覧ください。古い地名(村の名称)は、字などに継承されていることも少なくないので、地元の方にとっては常識的なことがわからずに判断を誤っている可能性もかなりあります。読者のご理解をお願いするところです。

【表04】元禄地震被災地域と現在の自治体

		宇佐美龍夫『楽只堂録二十八』による元禄地震(1703・12・31)の被害一覧表における知行主と村				備考		
		知行主	国	郡	郷	村(石高)	(どの自治体の地域かを推定した前提等)	
東葛地区	松戸市	町野惣右エ門	下総	葛飾郡		主水新田		
君津地区	富津市	清野与右エ門	上総	天羽郡		加藤村		
		清野与右エ門	上総	天羽郡		百首村		
	不明	樋口又兵衛	上総	天羽郡		湊村		
		石野八兵衛	上総	周集天羽郡		7ヶ村 2515石	周准郡・天羽郡の誤りか	
		清野与右エ門	上総	天羽郡		3ヶ村		
海匝地区	銚子市	清野与右エ門	下総	海上郡	銚子領	高上村	高神村の誤りか	
山武地区	山武市	山武市(旧成東町)	中村勘解由	上総	武射郡	本須賀村		
			仙石右近	上総	武射郡	井之内村 530石		
		清野与右エ門	上総	武射郡	松ヶ谷村			
		山武市(旧蓮沼村)	上総	武射郡	蓮沼村			
	九十九里町	長谷川伊兵衛	上総	山野郡	片貝 300石	山辺郡片貝村の誤りか		
		松平豊前守	上総	山辺郡	片貝村 109石			
		保田越前守組与力	上総	山辺郡	1014石 8ヶ村 山辺郡・東土川領・不動堂・貝塚・西之・藤野下・宿・田中荒生	不動堂村・貝塚村・西之村・藤下村・宿村・田中荒生村か		
	その他	九十九里町か東金市	林土佐守組与力	上総	山辺郡	1191石 8ヶ村・粟生・宿・納屋敷・大榎・薄嶋・北片貝・小関・八川	粟生村・宿村・細屋敷村・大榎村・薄島村・片貝村・小関村・八川村か	
	不明		水野左近	上総	山辺郡			
長生地区	一宮町	能勢権兵衛	上総	長柄郡		本郷	本郷村か	
	白子町	松平豊前守	上総	長柄郡		中里村 296石		
		清野与右エ門	上総	長柄郡		刺金村	刺金村か	
	その他	長生村か一宮町	大井新右衛門	上総	長柄郡	一松村 300石	一ッ松村の誤りか	
		坪内源五郎	上総	長柄郡	一松村 260石	一ッ松村の誤りか		
		飯田惣左衛門	上総	長柄郡	一松村 200石	一ッ松村の誤りか		
		比企長左エ門・雨宮勤兵衛	上総	長柄郡	一ッ松・山吹	一ッ松村・山吹村か		
	不明		土方宇右エ門	上総	長柄郡	1301石 東隠見村		
			松下刑部	上総	長柄郡	古所村 345石		
夷隅地区	いすみ市	いすみ市(旧大原町)	阿部志摩守	上総	夷隅郡	内野郷	新田村	
			阿部志摩守	上総	夷隅郡	内野郷	中山村	
		阿部志摩守	上総	夷隅郡	内野郷	釈迦谷		
		阿部遠江守	上総	夷隅郡	内野郷	若山村 600石		
		阿部杏岐守	上総	夷隅郡	内野郷	深掘村		
		いすみ市(旧岬町)	阿部志摩守	上総	夷隅郡	中滝郷	郡田村	部田村の誤りか
			阿部志摩守	上総	夷隅郡	中滝郷	大福原村	福原村か
			阿部志摩守	上総	夷隅郡	中滝郷	小福原村	
			阿部遠江守	上総	夷隅郡	鴨根郡	300石	
			阿部杏岐守	上総	夷隅郡	中滝郷	加谷村 300石	
			阿部杏岐守	上総	夷隅郡	中滝郷	押日村 780石	嘉谷村の誤りか
			阿部志摩守	上総	夷隅郡	中滝郷	洞井村	
	大多喜町		松平弾正忠	上総	夷隅郡		大多喜城下	
	御宿町		阿部志摩守	上総	夷隅郡	御宿郷	高山田村	
		阿部志摩守	上総	夷隅郡	御宿郷	須賀村		
		阿部志摩守	上総	夷隅郡	御宿郷	久保村・六軒町		
		阿部志摩守	上総	夷隅郡	下布施郷	碓村		
		阿部遠江守	上総	夷隅郡	御宿郷	久保村 595石		
		阿部杏岐守	上総	夷隅郡	御宿郷	浜村 390石		
	その他	いすみ市か御宿町	阿部遠江守	上総	夷隅郡	下布施郷	下布施村 1446石	
	不明		河原清兵衛	上総	夷隅郡	4ヶ村		
安房地区	館山市	川口源左衛門	安房	安房郡		2000石 真倉・沼・東長田・浜田	真倉村・沼村・東長田村・浜田村か	
		酒井杏岐	安房	安房郡		相浜村 15.5石		
		酒井杏岐	安房	安房郡		神倉 1083石	上真倉村か	
		酒井杏岐	安房	安房郡		出野尾 150石	出野尾村か	
		酒井杏岐	安房	安房郡		岡田 134石	岡田村か	

		宇佐美龍夫「『楽只堂年録二十八』による元禄地震(1703・12・31)の被害一覧表」における知行主と村					備考 (どの自治体の地域かを推定した前提等)
		知行主	国	郡	郷	村(石高)	
安房地区	館山市	酒井老岐	安房	安房郡		藤原村 128.8石	洲宮村か 坂井村か 布沼村か 香村か 大賀村か 西長田村か
		酒井老岐	安房	安房郡		洲宮 149.5石	
		酒井老岐	安房	安房郡		坂井 121.1石	
		酒井老岐	安房	安房郡		布沼 218.3石	
		酒井老岐	安房	安房郡		香 223.9石	
		酒井老岐	安房	安房郡		大賀 147.3石	
		酒井老岐	安房	安房郡		西長田 277.9石	
		酒井老岐	安房	平郡		正木村	
		酒井老岐	安房	平郡		磯村	
		酒井老岐	安房	平郡		磯村 24石	
鴨川市	鴨川市	松平主馬	安房	長狭郡		小湊村か 市川村か 誕生寺門前か	
	鴨川市(旧天津小湊町)	北条右近大夫	安房	長狭郡			
		誕生寺	安房	長柄郡			
		誕生寺	安房	長柄郡			
		誕生寺	安房	長柄郡			
南房総市	南房総市(旧千倉町)	松平主馬	安房	朝夷郡		瀬戸村	
	南房総市(旧和田町)	松平主馬	安房	朝夷郡		真浦村	
鋸南町		酒井老岐	安房	平郡		本郷村 160石	
		酒井老岐	安房	平郡		吉浜村 69.2石	
その他	南房総市(旧三芳村か旧富山町)か鋸南町	酒井隼人	安房	平郡	勝山領	浜方	勝山領は、戸川村・上滝田村・千代村(旧三芳村)・不入斗村・小浦村・市部村・竹ノ内村・犬掛村(旧富山町)・勝山村・岩井袋村・下佐久間村(鋸南町)のいずれか(浜方、岡方は未確認)
		酒井隼人	安房	平郡	勝山領	岡方	
	不明	酒井新次郎	安房	平郡		浜方	
		酒井新次郎	安房	平郡		岡方	
		前田帯刀	安房	安房郡・長狭郡・朝夷郡		2000石	
		本多修理	安房	安房郡		11ヶ村 2000石	
		松平主馬	安房	安房郡		岡方 7ヶ村	
		京極対馬	安房	長狭郡・朝夷郡		11ヶ村 2000石	
		酒井日向守	安房	長狭郡・朝夷郡		16ヶ村 3000石	
		本多市左衛門	安房	長狭郡・朝夷郡		11ヶ村 2600石	
		北条右近大夫	安房	長狭郡		横須賀村 700石	
		大久保大膳	安房			65.6石	
		大久保大膳	安房			376石	
		大久保大膳	安房			180.5石	
		大久保大膳	安房			119.4石	
		大久保大膳	安房			189.3石	
		大久保大膳	安房			404.8石	
		大久保大膳	安房			482.1石	
		大久保大膳	安房			320石	
		大久保大膳	安房			1100石	
		大久保大膳	安房			53石	
		新義真言寺院	安房				
地区不明		松平正忠	上総		伊南領	浜方	
		大久保大膳	上総			1700石 5ヶ村	
		清野与右工門	上総	天羽郡・平郡		各郡1ヶ村ずつ	
		植村大学	安房・上総			浜辺	
		樋口又兵衛	安房・上総	長狭郡・平郡		7ヶ村	

なお、最後に【表05】千葉県公表「東日本大震災について」を付します。【図01】から【図08】までのグラフはこの表によって作成しま

した。表中の各報の発表時刻など、本文中にふれているところもありますので、適宜参照してください。

【表05】千葉県公表「東日本大震災について」

		3月																	
千葉県公表		3報	4報	5報	6報	7報	8報	9報	10報	11報	12報	13報	14報	15報	16報	17報	18報	19報	
日時		11 20時	11 22時	11 24時	12 02時	12 04時	12 06時	12 07時	12 10時	12 12時	12 13時	12 16時	17時30分	12 18時	12 21時	12 24時	13 09時	13 12時	
死者		3	4	5	5	8	9	9	9	9	11	11	11	11	13	13	13	13	
行方不明														11	15	16	10	10	
負傷者		18	48	61	73	73	73	73	74	74	83	84	85	87	87	87	87	91	
うち重傷者		2	3	4	4	4	3	3	3	3	5	5	5	4	4	4	4	5	
建物火災			15	20	20	20	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
建物全壊					2	2	2	2	2	2	21	26	24	24	24	24	24	24	
建物半壊											3	18	102	102	102	102	102	102	
一部破損			1	1							469	508	1,134	1,148	1,165	1,166	1,166	1,166	
床上浸水										9	20	301	381	417	417	417	417	444	
床下浸水										27	44	101	133	151	151	151	151	169	
避難所開設数								593	593					222				126	
開設自治体								48	48					35				29	
避難者								47,270	47,270					12,226				2,846	

千葉県公表		20報	21報	22報	23報	24報	26報	27報	28報	29報	30報	31報	32報	33報	34報	35報	36報	37報
日時		13 15時	13 17時	13 21時	13 24時	14 08時	14 14時	14 16時	14 21時	14 24時	15 09時	15 12時	15 15時	15 21時	16 09時	16 12時	16 15時	16 21時
死者		13	14	14	14	14	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16
行方不明		10	10	9	9	9	7	7	7	7	7	6	6	6	6	5	5	3
負傷者		127	127	127	166	166	166	167	170	170	170	170	170	170	170	170	170	173
うち重傷者		5	5	5	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
建物火災		25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	26	26	26	26	26	26	26
建物全壊		268	273	358	358	358	358	371	371	371	371	371	371	371	380	380	380	380
建物半壊		157	160	185	195	195	198	243	243	243	243	243	243	259	261	261	261	261
一部破損		1,965	2,638	3,431	4,278	4,279	4,403	7,538	7,687	7,687	7,693	7,693	7,693	7,712	7,808	8,524	8,524	8,555
床上浸水		444	454	454	455	455	463	466	466	466	466	466	466	466	466	466	466	466
床下浸水		169	187	187	197	197	207	205	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206
避難所開設数			74				69	40				35		32			30	
開設自治体			18				14	12				13		13		12	13	
避難者			1,795				1,790	1,568				1,215		1,015		1,037		867

千葉県公表 日時	38報 17 09時	39報 17 12時	40報 17 15時	41報 17 21時	42報 18 09時	43報 18 12時	44報 18 15時	45報 18 21時	46報 19 09時	47報 19 15時	48報 20 08時	49報 20 15時	50報 21 09時	51報 21 15時	52報 22 09時	53報 22 15時	54報 23 09時
死者	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
行方不明	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
負傷者 うち重傷者	173 7	173 7	173 7	173 8	173 8	173 8	171 8	178 8	178 8	163 9	188 10	194 10	194 10	194 10	194 10	194 10	194 10
建物火災	26	26	26	27	27	27	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
建物全壊	380	380	380	390	390	390	390	390	390	390	391	391	391	391	395	395	395
建物半壊	262	262	262	264	264	264	265	265	265	263	264	267	268	268	301	301	301
一部破損	8,670	8,671	8,672	8,732	8,732	8,732	8,732	8,732	8,732	8,797	9,223	9,675	9,715	10,602	10,660	10,742	10,743
床上浸水	470	470	470	470	470	470	472	472	472	467	467	471	471	471	471	471	471
床下浸水	206	206	206	206	206	206	208	208	208	209	209	212	212	216	224	224	224
避難所開設数 開設自治体 避難者	29 12 880		26 10 775		17 10 735		17 10 785		16 9 658	16 9 500	16 9 581	13 7 623	13 7 592	13 7 588			12 7 530

4月

千葉県公表 日時	55報 23 15時	56報 24 09時	57報 24 15時	58報 25 09時	59報 25 15時	60報 26 15時	61報 27 15時	62報 28 15時	63報 29 15時	64報 30 15時	65報 31 15時	66報 1 10時	67報 1 15時	68報 4 15時	69報 5 15時	70報 6 12時	71報 6 15時
死者	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	18	18
行方不明	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
負傷者 うち重傷者	194 10	194 10	205 10	207 11	208 12	208 12	209 12	209 12	209 12	209 12	209 12	209 12	209 12	209 12	209 12	208 11	208 11
建物火災	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
建物全壊	491	629	629	630	632	632	640	645	647	647	647	647	647	647	650	683	683
建物半壊	942	1,276	1,483	1,485	1,491	1,491	1,506	1,521	1,521	1,529	1,537	1,537	1,537	1,547	1,547	1,638	1,638
一部破損	11,101	11,157	11,157	11,179	11,184	11,184	13,189	13,334	13,332	13,365	13,398	13,398	13,398	14,839	14,885	14,955	14,955
床上浸水	775	775	775	775	775	775	762	762	762	762	762	762	762	762	762	765	765
床下浸水	309	307	307	307	307	307	347	347	347	347	347	347	347	347	347	548	548
避難所開設数 開設自治体 避難者	11 7 414		11 7 478		10 6 395	10 6 403	9 5 358	8 4 371	8 4 347	8 4 330	8 4 314	6 3 284	6 3 281	6 3 277	6 3 271	6 3 265	6 3 265

千葉県公表 日時	72報 7 15時	73報 8 15時	74報 11 15時	75報 12 15時	76報 13 15時	77報 14 15時	78報 15 15時	79報 18 15時	80報 19 15時	81報 20 15時	82報 21 15時	83報 22 15時	84報 25 15時	85報 26 15時	86報 27 15時	87報 28 15時	88報 2 15時
死者	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19	19
行方不明	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
負傷者 うち重傷者	208 11	208 11	223 12	223 13	224 14	225 15	225 15	224 15	224 16	224 17	225 18	225 18	226 18	225 19	225 20	224 19	224 19
建物火災	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
建物全壊	683	683	695	706	748	643	649	649	662	664	671	671	673	679	685	685	691
建物半壊	1,647	1,651	1,630	1,636	1,778	2,061	2,062	2,110	2,123	2,136	2,199	2,199	2,228	2,231	2,241	2,241	2,242
一部破損	14,979	14,998	15,467	15,612	15,814	16,348	16,335	16,370	16,627	16,721	16,432	16,432	16,730	16,832	18,936	19,013	19,037
床上浸水	765	765	758	758	758	961	961	961	961	961	961	961	961	961	964	964	964
床下浸水	548	548	575	575	575	682	682	682	682	682	682	682	682	682	687	687	687
避難所開設数 開設自治体 避難者	6 3 267	6 3 263	6 3 257	6 3 262	6 3 267	6 3 269	5 2 272	5 2 241	5 2 224	5 2 228	5 2 218	5 2 221	5 2 219	5 2 221	5 2 217	5 2 217	5 2 202

千葉県公表 日時	89報 6 15時	90報 9 15時	91報 10 15時	92報 11 15時
死者	19	19	19	19
行方不明	2	2	2	2
負傷者 うち重傷者	224 19	224 19	226 19	227 20
建物火災	13	13	13	13
建物全壊	691	691	691	702
建物半壊	2,243	2,243	2,283	2,305
一部破損	19,469	19,542	19,962	19,963
床上浸水	964	964	964	964
床下浸水	687	687	687	687
避難所開設数 開設自治体 避難者	5 2 184	5 2 181	5 2 187	4 1 169

実は、この元禄地震とそれがもたらした大津波による惨禍については、伊藤一男『房総沖巨大地震—元禄地震と大津波』1983年、崙書房、という大変な労作があります。同氏は横芝光町で農業を営む傍ら、房総各地を探索し、丹念に石碑や古文書に記された記録を掘り起こされました。同書をはじめ、その著作には各地に遺された記録や伝承が多く収められ、再来するかもしれない地震と津波に対す

る大いなる警鐘となっています。当初、私はその一連の労作を軸に、他の資料にもあたりつつ各地に特徴的な記録を紹介したいと考えていました。今、時間の制約もあり、それを果たせないことが残念です。是非、伊藤氏の著作に直接あたることをお勧めします。

他に参考文献を幾つか紹介しようとも思いましたが、紙幅の都合もあり著者名（私が参考にした研究領域）の紹介に止めようと思いましたが、インターネットや図書館等で検索していただくことを期待します。

元禄地震に関する研究者一覧

伊藤一男（上述）、宇佐美龍夫（古文書と地震規模）、古山豊（地震史）、都司嘉宣（江戸時代の地震・津波の規模）、羽鳥徳太郎（江戸時代の津波の高さと到達域）

地震・津波・原発震災と緊急提言私案



理事長 井下田 猛

東日本大震災で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りし、被災された方がたにお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い地域再生と復興を希います。

今回の大災害に際会して、生活者のサイドと千葉県そして自治体レベルから長期的、中短期的検討課題の幾つかを提起・検討することにしたい。

改めて問われる 石油と電力文明の転換策

2011年3月11日の地震・津波・東京電力による原発震災は、わが国の今後のゆくえ・かたちを根源的に問いかけるものとなった。そして災害無縁地帯と思い込んでいた千葉県もまた、今後のありようが決定的に問われることになった。

げんに太平洋岸に面した千葉県旭市の飯岡地区を中心に津波・地震の死者や被災者と避難民が続出し、東京湾岸の浦安市や利根川に面した香取市など広範囲にわたって地盤沈下と液状化が拡大し、道路や河川の被災が際立っている。県内随所で断水と下水道の断裂・損傷、それに香取市の重要伝統的建造物保存地区が軒並み損壊し、さらに家屋の全壊・半壊や屋根瓦のいたみなどは枚挙にいとまがなく、東電の放射能漏れの影響、計画停電や通勤・帰宅難民を招いた。そして、農産物の出

荷制限措置などを受けてもいる。

今回の大震災はやみくもに萎縮することなく、安心・安全で持続可能な社会づくりが改めて問われている。ハード面から総点検と取り組んで物的環境の再建整備と災害対策を急ぎたい。あわせて、ソフト面から人びとの肌理に食い込むきめ細かい被災者の住宅受け入れ、就職や就学などの支援策を極力推進して、災害復興対策を拡充したい。

とりわけ、石油と電力文明が根源的に問い直されている。一方的に石油漬けの時代を招来し、“第3の火”としてクリーンエネルギーの名の下に原発は“不可侵の国策”として登場した。そして、いま電力会社が地域独占企業として、電力エネルギーを完全に独占している。水力発電所主体の戦前期に、千葉県の場合にも複数の電力会社が存在していた。このため電力料金値上げの都度、市民・県民の値上げ反対運動が繰り返され、会社側は料金値下げに再々にわたって応じた。くわえて当時、燃料エネルギーは石炭、ガス、薪、煉炭、木炭など多岐にわたる選択肢の余地があった。しかし、石炭を切り捨てて石油と原発に道をひらいた。これが火力発電所主体で水力発電所が従に置かれた火主水従の電力体制となり、今日では一層広域的に火原主水従の電力供給を現出している。

経済のスケールメリット重視の規模の拡大

による効率と機能性至上主義は、石油・電力エネルギーはともに人びとの手が届かない非選択の代物となった。人誰もが“オール電化”に象徴されるように“豊かな生活”の内実と背景を問うことなく、安易さや利便性に慣れ親しむ社会の到来を許容してきた。ごく近々の未来に、石油が確実に枯渇する。このため緊急に問われているのは石油漬けと原発依存の電力多消費構造からの脱却である。従って今回の震災を契機に原発の総点検を急ぎ、国民的レベルで原子力行政のありようを根源的に論議・検討したい。なによりも、生活と生産の質とその実態が多角的で総合的かつ体系的に問われている。これを超克するためのプログラムづくりが、全日本的に具体的に創られねばなるまい。

“現実”を変える小さな取り組みの “壮大な実践”

地方自治の世界もまたことあるごとに、人口の集積・集中による規模の拡大と効率性をよしとしてきた。それが明治の合併、次いで昭和の合併に次ぐ第3次に相当するここ近年の平成の大合併に集約される。

今回の大災害を契機に、地方自治の今後のありようが抜本的に問われている。今日千葉県は、全国で上位6番目の人口と京葉臨海コンビナートに集約される集積利益に富む。しかし、少子・高齢化社会を招き本県も人口減を招くことが今後確実な現在、本県の“明日以降を先取り”して、県内随所にうっ積している集積不利益の矛盾と問題点に注目してその是正・補強を急ぎたい。あこぎなほどの集

積利益に歯止めをかけ、いま以上の都市化はおおいに考慮したい。合併で例示すれば既に合併済み市町村の場合、当該地域の域内分権の拡充が先刻来から求められている。そして、これは合併しなかった自治体にも即、適応される。げんに分権改革は集権と画一を排して分権と多様性を保障し、自主裁量権と自己決定の原則が保障されて、県民・市民の人としての尊厳と自立を樹立しようとするものである。とくに県内各地域に自己決定権と自己責任の原則を確立し、ローカル・イニシアチブによる実効ある分権化の貫徹が問われている。

千葉県の場合、従来からとられてきた過密・過疎対策は結局のところ集積利益の促進に奉仕し、都市の一層の肥大化を招いてその矛盾が顕在化している。地方自治の世界にあって現象的には“豊かな生活”の内実に疑義をいなくことなく、とにかくスケールメリット至上主義に明け暮れてきた。規模の拡大＝人口増と企業の集積利益をよしとする成長主義路線は、今回の大震災で大きく方向転換が求められている。このためには県民・市民の生活実態に食い入って、地方自治とかかわる全領域と関連して“現実”を克服する長期的・中期的かつ短期的な取り組み課題の具体的設定が急がれる。そのためには自治体現場にあって、日常的・通年的に自治行政推進の内実とその具体化がしきりに問題視されねばなるまい。

ただし、“現実”は一気に変革できないから、軟着陸を旨としたい。そして小地域レベルでの問題解決を心がけて、人が生まれて育てられて働き続けられる県内個別地域ごとの最適状態（ローカル・オプティマム）の個性

に富む地域社会づくりを目指したい。しかし、これは以下に示す小さな取り組みの“壮大な実践”あつてのことである。ここに示すのは、いまはまだ夢物語かも知れない。

ここでは大震災とかかわって教育行政を事例として検討・提起したい。

基本は安易さ・利便性重視の行政からの転換である。従来から役所庁舎内や学校内の昼休時を中心とするいっせい節電タイム体制がとられてきた。いま、原発の安全神話はついて、原発依存は瓦解した。従って、原発なしの電力供給体制がはじまる。この機会に次世代の子ども・生徒たちに原発依存の“電力ノー”を刷り込みたい。学校もまた防火の観点からも“オール電化”体制が完結している。そして、既に先刻来から教育課程もまた電力依存体制が貫徹している。一層の節電につとめ、“電力ノー”の授業づくりにつとめて、そのための教育支援体制づくりが県内市町村教育委員会の教育行政課題としたい。いまただちに、学校の調理室に“かまど”をセットすることは困難である。主として家庭科教員や技術科教員それに栄養教職員たちの納得と協力をえて、学校に電気やプロパンそれにガスボンベではなく“七輪”を復活したい。学校における知恵に満ちた古い生活の復元の一部である。学校生活以前に家庭の主婦や夫、つまり両親達が主体的に七輪を介して自己の手と腕を使って手仕事として火と対応するとき、自然とかかわる生活が部分的ながらも復活する。そして親たちとの連携のもとに、県内的には木炭やたきつけの薪の生産を急ぎ、子ども・生徒たちがこれに慣れ親しむとき計

画的・体系的な授業実践もまた県内各地で開花していくにちがいない。そのための整合性に富む計画的体系的な施策づくりが、教育行政に問われている。いまは難儀で幾多の労苦がつきまとうし、何よりも男女すべての子どもが戸惑う施策ではあるが、彼らの今後に具体的に“生きた教育”となるから“先ず^{かい}隗より始めよ”は、今回の大震災が^{おし}訓えてくれている。このささやかな取り組みは最終的には制度化が望まれるが、当面は“志ある学校現場”からの個別・具体的スタートを期待したい。

ここでは教育行政に事例をえたが、他の行政分野にも多々指摘されるものがある。交通施策でいえば主として都市部での“ノーカーデー”を実施して、極力公共交通機関を活用することを日常化したい。そして、多少の不便や不都合は心して押しとどめたい。従って、いまただちに子どもたちを含む県民各位の“生活と生産の質”を変えて、この県そして県内自治体の明日の蘇生策とかかわる私案＝試案をともどもに種々提起・検討したいものである。



平成の大合併と コミュニティの多重化

淑徳大学コミュニティ政策学部教授 佐藤 俊一

はじめに

1年延長された第4次の市町村合併特例法は、2006年3月末日をもって失効した。これ以後も合併はみられるが、同年月をもって平成の大合併は一段落したとあってよい。明治の大合併はこの国の形を変えたが、以来、三度目となる平成の大合併も基礎自治体としての市町村の状態を大きく変容させ、この国の形を変えた。

まず、市町村総数という量的変化である。1999年には3232市町村(670市、1994町、568村)であったが、2005年には2521市町村(732市、1423町、366村)へと、6年間で571町村が減少した。このことは、政府などのかけ声や特例(合併誘導)措置にもかかわらず、市町村の腰は重かったことを示す。ところが、合併特例法が1年延長された2006年3月までの一年間で一挙に699町村が減少し、1822市町村(777市、847町、198村)となった。このことは、地方交付税の減額や「三位一体」改革による国庫補助負担金の大幅減という兵糧攻めに耐えきれなくなった小規模自治体としての町村が自治体としての将来的な存立に諦観し、合併特例債というアメに飛びつく<かけこみ>合併が生じたことを示す。そして、総務省の資料によれば、2010年までにはさらに95町村が減少し、1727市町村(786市、757町、184村)となっている。千葉県は、1999年の80市町村(31市、44町、5村)が2006年には56市町村(36市、17町、3村)に減少し、その後、50市町村に至っている。

次は、自治体の規模などからみた質的変容

である。第1に指摘しうることは、1都道府県の平均市町村数が1999年の69から2006年には39へと大幅に減少したことである。そうして13県では村がなくなり、村が二桁以上存在するのはわずか6道県にすぎなくなったのである。この一点からしても、平成の大合併はこの国の形を変えたことが分かる。

第2に、政令指定都市の実質基準が70万以上と大幅に引き下げられたことにより、美しく言えば田園型大都市が増えたことである。こうして政令指定都市は従来の13市から20市に増加したのであるが、それに先鞭をつけた静岡市と清水市の合併では、人口約25万の旧清水市は自治権を放棄し、行政区に成り下がったのである。旧清水市地域では悔恨の念が強いといわれるが、それはともかく、かかる田園型大都市は大都市行政に専念できず、道県と同様に農山村地域にも行政的な配慮をせざるをえなくなったのである。

第3は、如上から分かるように町村が大幅に減少したことである。それでも人口1万未満の町村が488、約40%を占めている。政府(総務省)は、自治体の最小規模を人口1万以上にする方針だが、実際には合併困難といえる町村が依然、40%も占めることは、強制合併や二級自治体化でもしなければ達成できないであろう。他方、第4に、町村の大幅減は市の増大となるが、そこで注目されることは5自治体以上の<大型合併>—10自治体以上の<超大型合併>も約10市みられる一が、合併件数の約20%、108件もみられることである。

こうして第5に、平成の大合併は、形容矛

盾ともいえる大量の広域的基礎自治体を生み出したのである。これまで地方自治法上も市町村は基礎自治体、都道府県は広域自治体と称されてきた。しかし、特に市はもはや従来の基礎自治体ではなく、＜府県化＞した広域的基礎自治体になったといえる。それは、新政令指定都市に典型的に現れることになった。それだけでなく、合併によって広域化した自治体においては、コミュニティがより多重化することになったのである。すなわち、明治の大合併によって形成された行政村は自然村を内包し、昭和の大合併で誕生した市町村はコミュニティを自然村と行政村に二層化し、さらに今次の平成の大合併で誕生した新市町村はその内部に自然村、行政村、旧市町村という三層のコミュニティを包含することになったのである。

1 平成の大合併の評価

総務省に設置された「市町村合併に関する研究会」の報告書（2006年）は、平成の大合併の効果の全体像を国民、市町村、都道府県、国という4次元（観点）から捉えている。そのうち、国民と市町村から見た効果は、こうである。

まず、国民の観点から見た効果は、それぞれ詳細は略すが、次の7点が指摘される。1) 住民サービスの維持・向上、2) 利便性の向上、3) 地域コミュニティや市民活動の振興、4) 地域の知名度向上、イメージアップ、5) 行政経費への理解向上、6) 産業活動の円滑化、7) 防災力の向上、である。次に、市

町村の観点から見た効果は、5点指摘される。

1) 専門的できめ細かい施策の推進、2) 権限移譲による自立性の向上、3) 広域的なまちづくりの充実、4) 行財政の基盤強化（これでは更に議員や三役などの人件費の縮減を始め6点の効果が指摘される）、5) 歳入の確保、である。

しかしながら、こうした手前味噌的な効果は、市町村レベルで具現化されたであろうか、そして国民レベルで実感しうるであろうか。そもそも、議員定数をどうするかは合併とは別次元の問題であるにもかかわらず、議員数の縮減を合併の効果とすることは、評価が自治の視点ではなく行財政の合理化視点にあることを如実に物語る。それだけでなく、筆者は新潟県で「平成の大合併と広域行政の変動」を調査した（新潟県地域総合研究所ブックレット、2008年）が、当の新潟県が2006年から開始した合併の影響に関する追跡調査でも、決して如上のような手放しのポジティブな効果よりもネガティブな効果がかなりみられるのである。筆者は、平成の大合併について次のような問題点を指摘したい。

第1に、平成の大合併が、広域的基礎自治体を生み出したことである。当然、本庁以外の旧市町村役場はほとんど支所・出張所化されたが、それには多くが旧市町村役場の周辺にある農協・農業共済組合や県出先機関などの縮小・撤退が付随する。こうして旧役場周辺の商店街が停滞し、合併自治体の周辺部をさらに過疎化させ、衰退化させるが、それに小中学校や保育園の統廃合が加わるとそれは一挙に進行するのである。

合併が周辺部を衰退させることは、昭和の大合併で実証済みである。そこで今次の合併に際しては、周辺部の声を新市町村建設計画などに反映するため、地域審議会制を導入したり、その後、合併特例区制や地域自治区制を創設した。前者はほとんど活用されず、後者は現在、合併した54自治体（合併特例区が34、地域自治区が20）で導入されている。千葉県でも、2006年に佐原市、小見川町、山田町、栗源町が合併した香取市で地域自治区制度を導入したが、2011年には5年後の見直し年に入ったこともあり廃止された。この制度は合併により置き去り・見捨てられるのではないかという旧3町の不安感を緩和したが、住民の自主的な活動に繋がらなかったとし、注目すべきことに廃止の代替措置として旧3町内の〈集落区〉を活用する「市まちづくり条例」を制定することにしたという（朝日新聞、2011年1月13日、29日）。それが、旧佐原市の周辺部となる旧3町の衰退を食い止めることができるか注視したい。

第2は、平成の大合併が分権化の時代に反する集中・集権化をもたらしたことである。すなわち、旧市町村の役所・役場の支所・出張所化の裏返しである本庁主義行政である。それは、確かに合併自治体の職員の業務の専門性を高めるが、そのこと自体が行政官僚制の進行であるがゆえに、官僚主義もともなうのである。実際、先の新潟県の調査でも「支所・出張所では対応してくれない・対応できない」という不満が強くみられ、そのため半日ばかり、一日ばかりで本庁に出かけても決裁に時間がかかりすぎるとカタライ回しにさ

れたなどの声が聞かれるのである。

第3に、本庁主義行政は、合併した新自治体への物理的・心理的な距離感を確実に拡大する。そのことは、住民に旧市町村への愛着感と新自治体への疎遠感との葛藤を生み出し、下手をすると新自治体の政治・行政への関心を失わせる恐れがある。特に合併した自治体においては、努めて住民自治を具現化する仕掛けや施策を図らないと、前述した集中・集権化のもとで役所（行政）主導の地方自治に落ち入る危険が大きいといえる。言い換えれば、平成の大合併は団体自治の拡大・強化を促すことになったが、住民自治については預かり知らぬを決めこんでいるので、その点に重々注意しなければならないことである。

第4に、平成の大合併は、結局、住民の負担増と新自治体の財政窮迫をもたらすのではないかということである。というのも、合併協議会における市町村間の調整は、ほとんどが低水準の負担と高水準のサービスを基軸に行われたからである。すなわち、当面、不均一課税が許された地方税は別として、公共料金や手数料などは低水準の自治体に、ゴミ収集などを始めとするサービスは高水準の自治体に合わせて調整されたことである。そのため、地方税が従来より高額になったことや、公共料金などの統一化に対する不満がくすぶっている新自治体も多々ある。そして、高い行政サービスの水準を維持して行こうとすれば、結局、負担増になっていく。それに、10年後には地方交付税が減額され、15年後には新交付税になるゆえ、よほどしっかりした中長期的な財政計画を立てておかないと、合

併特例債によりおいしい思いをしたツケの後回しなども加わり、結局、財政窮迫に落ち入り、行政サービス水準の低下をまねくこともありうるのである。

2 コミュニティの多重化

先の「市町村合併に関する研究会」報告は、平成の大合併は、国民の観点から見ると地域コミュニティや市民運動の振興をもたらすとしていたが、具体的にはこうである。1)住民参加型の行政が推進され、行政へ意見などを出しやすくなる。2)合併を契機にコミュニティの仕組みも見直されるなどすることにより、コミュニティが活性化される。3)新しい市町村の歴史を自らが刻んでいく、という意識が醸成され、地域への愛着が高まる。新団体となり、地域間交流が活発化、地域資源が広く共有され、市民活動が活性化される。

いうまでもなく、かかる効果が合併によって自動的に生み出されるものではない。大合併は広域的基礎自治体を形成したので、当為（ゾルレン）として地域コミュニティや市民活動の振興を図っていかなければならないということであろう。まさに、そのためといえるが、総務省は2008年に「新しいコミュニティに関する研究会」を発足させたのであろう。

そもそもコミュニティとは何か。これまで長く議論され、研究されてきたが、その概念定義は確定したわけではない。そうであるがゆえに、ここで概念定義を詮索つもりはないが、さしあたりコミュニティとは一定の地理的空間（広がり）において行事や事業などを

協力して実施すること（相互作用）や自治体行政との関係を通じて共属感を有している生活者の集合体としておこう。とすれば、先に平成の大合併は村が一つもない県を生み出したことをみたが、それはいうまでもなく自治体としての村が無くなったのであり、如上の意味でのコミュニティとしての村は厳然として存立しているのである。また、香取市はまちづくりに旧町内の〈集落区〉を活用したいとしていたが、かかる〈集落区〉—例えば旧山田町には伝統的共同体に照応する7集落区が存在してきた—もコミュニティといえる。このことは、コミュニティが多重化していることを示す。

筆者は、平成の大合併によって誕生した新しい市町村では、コミュニティが旧市町村・行政村・自然村というように三層化されたと既述した。かかるコミュニティの多重化において、旧市町村は〈新層〉、行政村・自然村は〈古層〉といえるが、この実態については、2003年に野田市と関宿町が合併して誕生した新しい野田市に関する筆者の調査によってもう少し詳しく見てみよう（以下、主として野田市史編さん委員会調査資料・第7集『支配関係からみた野田市旧三十六ヶ町村史』1976年、『野田市統計書』（平成21年版）、『関宿町50年史』2003年による）。

合併時における野田市の人口は12万強、関宿町は3万強であった。そして、野田市は、昭和の大合併の前後、すなわち1950年に野田町、旭村、梅郷村、七幅村の合併によって野田市となり、続いて1957年に隣接周辺の川間村と福田村を合併して誕生したのである。ま

た、関宿町は、まさに昭和の大合併期に、すなわち1955年に旧関宿町と二川村、木間ヶ瀬村の合併によって誕生したのである。この昭和の大合併前後に誕生した野田市と関宿町を構成することになった旧町村は、実は明治の大合併において形成された行政村だったのである。このことを踏まえて、新しい野田市は、市域を9地区に分けているのである。すなわち、中央地区（旧野田町）、東部地区（旧旭村）、南部地区（旧梅郷村）、北部地区（旧七福村）、川間地区（旧川間村）、福田地区（旧福田村）、それに関宿北部地区（旧関宿町）、関宿中部地区（旧二川村）、関宿南部地区（旧木間ヶ瀬村）である。そして、この9地区は、中学校区になっているのである。

こうして、新しい野田市においては、旧野田市と旧関宿町という<新層>コミュニティのもとに明治の大合併において行政村として形成された<古層>コミュニティが存立しているわけである。そして、その行政村は、自然村を合併して形成されたわけであるが、新野田市の内訳はこうである。旧野田町が1町5村、旧旭村が8村、旧梅郷村が5村、旧七福村が7村、旧川間村が4村、旧福田村が7村、旧関宿町が5町3村、旧二川村が11村2飛地、旧木間ヶ瀬村が3村である。これらは、現在も9地区内に大字として名残りをとどめているのである。だから、この自然村跡は、<最古層>のコミュニティといえるわけである。もっとも、旧関宿町ではその痕跡が強く残っているが、旧野田市ではそのままの形で残っているわけではない。都市化や団地・宅地開発などを経た現在、新野田市は市域を自

然村数のほぼ2倍にあたる91町丁に区画化している。

しかしながら、自然村跡をベースにした91町丁区画が、先にさしあたり定義した意味でのコミュニティを形成しているわけではない。今日、むしろコミュニティの観点から改めて注目されているのは、町内会・自治会である。新野田市においては、91町丁区画のもとに戦前来の、あるいは戦後の大小様々な314町内会・自治会が形成され、ほぼ全市、大部分の世帯をカバーするとともに、その上に16連合自治会を構成している。旧野田市では244町内会・自治会と13連合会、旧関宿町では70町内会・自治会と3行政村に照応する3連合会となっている。根本崇野田市長が長らく自治会活動を重視してきたこともあって、それぞれが積極的な活動を行っている。紙幅の関係で詳述できないが、北部地区（旧七福村）内において1960年代に宅地開発によって形成された岩名一丁目町内会（約1350世帯）は、まさにコミュニティ政府といってよい自治組織を構成し、環境・福祉・娯楽など多様な活動を行っている。そうした点から、314町内会・自治会は<基層>的コミュニティといえよう。

だが、平成の大合併によって危惧されるのは、周辺化した地域における<基層>的コミュニティと<古層><新層>コミュニティの衰弱である。新しい野田市でいえば、旧関宿町地域のそれである。旧野田市と旧関宿町とも、利根川と江戸川に挟まれているのだが、特に後者は千葉市からみると県のどん詰まりともいえる地域で、しかも鉄道・電車路線がないのである。そうであるがゆえに、旧関宿

町地域の今後が危惧されるのである。筆者は、同地域の地回りをしながら、次のような活性化策を思い描いた。

むすびに

旧関宿町役場は、関宿町の木の名を付した「いちいのホール」に模様替えした。一階は、市民・税・年金・福祉・環境・道路補修の窓口業務を行う支所スペース、二階と三階が図書館、四階と五階が小ホールや会議室からなるコミュニティ会館となった。筆者は、この活用の仕方をもう少し整理し、ワンフロアーを15人程度が宿泊し食事ができるように改修したらどうかと想ったのである。言いかえると、新野田市が指定管理者制度を活用して「いちいのホール」で旅館業を始めたらと想像したのである。しかし、いうまでもなく、施設の改修には旅館業が成り立つソフト開発を先行させなければならない。

そこで、ソフト開発には、どん詰まり的で、鉄道・電車路線が無いことを逆に活かす。すなわち、徒歩とまめバス（合併特例債を活用して開設した乗客定員15名程度の市営バス）をセットにするか、貸自転車にするか、一日がかりで関宿北部地区の先端にある関宿城を經由して関宿地域を一周する周遊するルートを開発するのである。そして、宿泊する「いちいのホール」での夕食では、決して刺身とエビフライなどではなく、地産地消の食事—関宿地域の伝統的家庭料理—にする。そのためには、地元の主婦に活躍してもらう。宿泊の翌日には、旧野田市内にあるキッコーマン醬

油工場の見学を入れてもよいであろうが、問題は周遊ルートで何を見てもらい、何を聞いてもらい、何に触れてもらうか、何を体験してもらうのかである。

周遊ルートの開発は、いうまでもなく地元を知りつくした住民が行わなければならない。そのためのメンバーには、男性・女性に老・壮・青の年代を組み合わせる。そして、人脈を知りつくしている自治会の関宿地区連合会、二川地区連合会、木間ヶ瀬地区連合会が、その人選を行う。このようにして、ボランティアとしての関宿地域活性化委員会を立ち上げ、男女の老・壮・青が知恵を出し合う。もちろん市職員も委員会に参加すべきであるが、会議ではオブザーバーとなり、事務局を始め委員会活動のバックアップに徹したほうがよいであろう。さらに、こうして開発された周遊ルートは、外部の人びとに試行してもらい、集客可能か否かを点検する。筆者は、調査(地回り)後、新市建設計画などを見ながら、以上のようなことを思い描いたのである。

最後に、根本崇野田市長をはじめ、調査や資料提供などにご便宜とご協力をいただいた民生経済部と企画財政部の職員、町内会・自治会の役員の方々に、この誌面を借りて感謝の意を表させていただきます。

連載

房総の自治鉅脈

— 第5回 —

相次ぐ自治体革新首長の誕生



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター
理事長 井下田 猛

“赤い村長”の実川清之、 供米割当問題で健闘

1947（昭和22）年4月5日、戦後初めての統一地方選挙で社会党から5人の民選革新首長が誕生した。それが山武郡千代田村長（現、芝山町）実川清之、香取郡多古町長（現、多古町）小川豊明、印旛郡八街町長（現、八街市）池田滝治、東葛飾郡福田村長（現、野田市）新村勝雄である。次いで翌48年10月に匝瑳郡八日市場町長（現、匝瑳市）磯部保が5人目の革新首長として登場する。なお、48年5月に安房郡神戸村長（現、館山市）に県内初の女性首長として早川ミタが就く。早川の村長就任は、後述する実川の記述などに登場する強権発動による強制的供出で前任者が僅か1年で失脚、辞任に追い込まれた末のことである。これらの諸群像のうち、ここでは実川、小川、新村の3名について摘記することにしよう。

実川は日大在学中の1922（大正11）年に郷里の千代田村に日本農民組合山武支部を組織し、治安維持法が初めて発動された日本学生社会科学連合会事件（略称、学連事件）で京都で入獄した。さらに日農千葉県連常任書記、全農中央常任委員に就いたが学連事件と第3次共産党員検挙の4.16事件との併合審理となり、千葉刑務所で6年の懲役に服した。この事件で兄は村会議員を辞め、一族は警察に引っ立てられ罪九族に及ぶ悲劇を招く。

その後も人民戦線事件で逮捕されたが、実川は満洲（現、中国東北部）に渡り開拓移民団の世話役的事業に従事して、46年11月に帰



実川清之

国した。

帰国早々の実川は農地改革の進行中の当時、農地解放を有利なものとするために農民を糾合して農民協会を組織した。翌47年4月5日の首長選挙に農民運動仲間の執拗な説得に折れて、届出締切日の3月31日に立候補を表明した。

対立候補は村一番の素封家で東大出の農学士であり、選挙運動期間はわずか4日間であったが、実川は自転車に乗りメガホン片手に村中をかけずり回った。選挙結果は実川1400票余、相手候補は700票余であった。「赤い村長の誕生」、「部屋住みの清之が村長になった」と当時の新聞は伝えている。

農村とて住宅難で村内に借家はなく千葉市小仲台の戦災者引揚者用バラック住宅から京成電車で成田に出てバスを乗り継ぐか、自転車で役場に通う通勤村長となった。そして、多忙な時は1カ月も役場での泊り込みを繰り返した。

急遽当選した実川の場合、村役場職員にくわえて村会議員の多くは必ずしも協調的ではなく、村政運営に苦勞した。しかし旧無産党出身村長として「税金をまけろ」と書いたむしろ旗を立ててトラックに乗り、緻密な資料をもとに税務署に押しかけて直接交渉に臨んだ。そして、全国的には占領軍のMPや警官隊の強権発動で苛酷な供米取り立てが厳しかった当時、米の供出割当を巡って不公平・不公正を無くすために宇都宮高等農林学校（現、宇都宮大農学部）学生20名の協力をえて千代田村の約8000筆の田畑を一筆ごとに測量し、実測と判定の結果に応じて供米を割当てて不公平・不合理を是正した。土地の生産力調査を含む実川による隠し田の一筆調査に対する村民と村議会のアレルギーは解消し、

実川の村政に好意をもつ者が続出した。実川は村長在任中の48（昭和23）年に千代田村農業協同組合組合長となる。

その後、「せめてもう一期を」と期待する声が増大するなか実川は村長を辞任し、県農協指導連で県内農協の再建整備に尽力し会長などを経て、旧千葉3区から社会党の衆議院議員の任に就く。

■ 多古町長と会長職など 兼務の小川豊明

小川豊明は多古町青年団長などを経て1930（昭和5）年に多古町会議員に当選する。次いで34年7月の多古町役場職員の107日におよぶストを指導する。これは助役1人



小川豊明

を残して役場全職員が東京の両国ホテルに籠城し、放漫財政をとる町長退陣で争議は解決した。この後、東京巢鴨の石橋計器製作所の役員に就く。そして太平洋戦争末期から供米と物資配給権を掌握し、農民に対する統制機関となっていた多古町農業会の改革と取り組む。これが敗戦3日後の45（昭和20）年8月18日に多古町農業会役員が総辞職して民主化運動を促進し、10月に農業会役員の公選を招き、小川が会長に当選する。新しい農業会づくりに成功したこの動きは「日本で初めての民主主義農村の誕生」（『読売新聞』45年11月16日付全国版）と報じている。

さらに翌46年2月に2度にわたって「民主主義と天皇制」に関する民主主義研究講演会を開催するなどして、47年4月に多古町長に当選した。そして農村と農業会の民主化に鋭

意つとめて強権供出の行われていた当時、補正米の調整と不足米の獲得などにあって中央官庁などと折衝し、農民の立場を堅持して地域農業行政を推進した。くわえて県食糧調整委員と県労働委員を兼任して東奔西走する。それに48年7月に県購買農業協同組合連合会（略称、県購連）の会長となり、多古町長を辞任する。この間、多古町議長に就いていた旧友木川省三郎が、役場への登庁は週に2～3回となり不在がちの小川をバックアップする。それでも、あまりにも超多忙の小川の多古町長在任はわずか1年3カ月である。そして、小川は後に旧千葉2区から衆議院議員（社会党）となる。

■ 村長、市議、市長と地方自治 30年に生きた新村勝雄

新村勝雄の場合、農地山林など30町歩（ヘクタール）を所有する地主であった。水田1反（10アール）当たり米2俵（120kg）から3俵という高率小作料は明治以来小作農民を



新村勝雄

長い間にわたって苦しめてきた。従って、小作地を10ヘクタール持っていれば寄生地主として生活が楽々と保障されていた。東京高師（現、筑波大）を中退し家業に従事していた新村は、45年12月の農地解放と農地改革にいち早く呼応した。農地改革は敗戦翌年の46年からはじまり、在村地主の場合1町歩は自己の耕作地として残せたが、新村は敗戦の年末には自宅近くの3反歩を残してすべてを小作農民に解放した。

これに先立って新村は、敗戦後しばらくし

て東葛飾郡福田村政と農業界の民主化を呼びかける手造りのポスターを村の要所に貼って、村政改革を訴える。それが小学校の裁縫室を満席とし、民主同志会を生む。そして、隠匿物資の摘発を介して村の民主化を目指した村長と農業会長との交渉は正午から夜半になっても終了せず、翌日に続開大会となる。最終的に「不公平なき公正な配分」「特権者の存在は許さない」などの新村達の主張が村当局との協定に盛り込まれる。さらに民主同志会のメンバーが農業会理事選挙に立候補して多数派となり、新村が農業会長に就く。次いで、47年4月に社会党公認で福田村長に当選する。このとき、新村は28歳である。

これ以降、村長の任に3期在職し、福田村が野田市に合併してから野田市議を2期5年間つとめた。次いで62（昭和37）年に野田市長に当選して千葉県初の革新市長となり、96年まで4期その任にあった。

新村は福田村の公選初代村長、野田市議、野田市長と30年にわたって自治体革新に鋭意かつ真摯に尽力したが、ここでは野田市長時代の一端を少し紹介しよう。

保守王国・野田市では1名を争う市長選や県議選ともに連敗していたが社会党の野田支部長をしていた責任上、新村の市長選立候補となった。現市長が任期途中で引退し、助役3期の実績をもつ相手候補は保守系支持の下に後継者として登場した。開票結果は新村15,853票、相手の原候補13,131票である。同時に行われた市議選は定数36名中、保守派が24名と圧倒的に優勢である。新村は福田村長時代も、いつも少数与党であった。市長としての職務執行は平坦な途ではなく野田市では助役の選任が議会で否決され、8年間も助役不在に推移する。次いで市長に対する退職決

議案や市長不信任案が連年にわたって連発され、議案の中の数字が一つ違っていても審議拒否、議会の流会が相次いで市長の陳謝が再三再四にわたって要求された。難渋な市政執行を余儀なくされ、このため新村は市長の専決権で市政を執行し、ときに知事の仲裁を招きもした。

この間、新村はキッコマンの会社所有であった図書館、上水道事業をキッコマンから買収して、市有化を図って公的整備につとめた。しかし、公共下水道事業の整備は少数与党で否定され続けて、市長在任中はこれは実現しなかった。なお、市長任期の終わりの頃ともなると議会運営はようやくスムーズに進行するようになった。

それでも市議会との混迷をよそに、新村は衛生課の汲取車の運転席に坐って一日中作業職員と全く同様の仕事に従事し、毎年末には市長以下担当地域を定めて年末清掃に従事した。さらに市役所の官僚化を改め2階の市長室を廃止して1階の玄関そばに降ろし、市内各駅で駅前市長室を開設するなどして市民との接点回復に努めた。そして新採用職員の辞令交付式で「私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。」との服務についての宣誓を例とさせた。

新村は不合理をにくみ、なによりも市民を大事に絶えず市民とともにあり、市民に奉仕する市政を推進するなどして“はだしの市長”の姿勢を貫徹した。そして76（昭和51）年に野田市長退任後は、衆議院議員（千葉4区）に就く。

注：本号掲載の実川清之、小川豊明両氏の似顔絵は高山秀次郎著『千葉県ゆかりの社会運動の先輩たち』所収の鈴木正郎氏の筆に依る。記して、謝したい。

シリーズ 千葉の地域紹介

神崎町

人口 6,567人
(平成23年4月1日現在)
総面積 19.85km²
町の花 バラ
町の木 樟(くす)
町の鳥 めじろ

発酵の里・健康笑顔のまち こうざき

神崎町役場 浅野 憲治

神崎町は、利根川右岸、北総台地の北端中央部に位置しています。

町の南部は下総大地のなだらかな丘陵地帯で、山林が広がる中、畑作を中心とした農村部が点在しています。北部の利根川沿いには肥沃な沖積低地が広がり、早場米の産地として古くからコメ作りが盛んな地域です。

東に香取市、西・南に成田市、北は神崎大橋がかかる利根川をはさみ、茨城県稲敷市と隣接しています。

平成24年度には、利根川を望む国道356号線に接続する、圏央道神崎インターチェンジ(仮称)の開通が予定されており、千葉県の北の玄関口として、道の駅構想等インター周辺開発により今後の発展が期待されています。

神崎町は良質の早場米と豊富な地下水により、古くから醤油や味噌、清酒等の醸造業が盛んで、現在の河岸通りは、利根川舟運の河港として発達した時代には江戸方面への地場産品の出荷で大変繁盛しました。

現在、醸造元は2軒が操業しており、河岸通りを中心として毎年3月に実施される酒蔵まつりでは、新酒の試飲や販売、各種ステージ発表や

200軒を超える出店により、3万人を超える方々の来場があり大変盛況なイベントとなっております。

千葉県で一番小さな町「こうざき町」で、関東で一番大きな「酒蔵まつり」。今年は、震災の影響で中止となりましたが、来年はぜひお越しください。

詳細については、ホームページ等でお知らせしますのでキーワード検索してください。

駅(JR成田線下総神崎駅)を降り、のどかな田園風景を眺め、悠々と流れる利根川沿いをゆったりと散歩する贅沢な時間の過ごし方で、心とからだのリフレッシュはいかがですか？

神崎町HP

<http://www.town.kozaki.chiba.jp/>



試飲を楽しむ来場者



地域コミュニティの再生に貢献

特定非営利活動法人 VAICコミュニティケア研究所

法人概要について

<設立経過>

特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所（以下、VAIC-CCI）は、2009年にふたつのNPOの対等合併で設立されました。「生活クラブ・ボランティア情報センター（通称：VAIC）」と「コミュニティケア研究所（通称：CCI）」というふたつのNPOは、もともと生活クラブ生活協同組合を母体にして誕生しており、言わば同じ母親を持つ兄弟姉妹同士といった関係でした。

「生活クラブ・ボランティア情報センター（通称：VAIC）」（2004年設立）は、前身の任意団体が1998年から活動を開始し、ボランティアのコーディネート機能を持ち、ボラン

ティア活動支援事業を皮切りに、生活相談事業、障害者支援事業、地域交流事業、子育て支援事業など幅広く活動展開してきましたが、相談機能の充実とその体制づくりを課題としていました。

一方の「コミュニティケア研究所（通称：CCI）」（2003年設立）は地域福祉についてのシンクタンク機能を持つNPOとして誕生し、さまざまな事業を展開してきました。2006年からは調査評価機関として千葉県の認証を受け、福祉サービスの評価調査事業をおこない、また、2009年8月からは千葉県の委託事業で多重債務者等への相談事業を担ってきましたが、当初の位置づけであるシンクタンクとして「調査結果をもとに活動提案していく」という意味で、その機能を十分に発揮しきれて



介護保険フォーラムの事務局を担う

いなかったという課題がありました。

このふたつのNPOがそれぞれの事業を安定して継続し、課題を補い合い、相乗効果で新たな事業展開をめざし、より地域に貢献するものとして合併しました。

2006年には、生活クラブ生協とそれから誕生したさまざまな団体がネットワークする生活クラブ千葉グループ連絡協議会が設立されました。その目的は、生活クラブグループの総合力で社会貢献するというものです。そのグループの中においても、この合併は、地域福祉推進の担い手としての役割を強めるものと考えています。また、千葉県内で活動するNPOが数多くある中で、NPO同士の合併は県内初と聞いています。

<法人目的と理念>

VAIC-CCIは、「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域協同社会づくりに貢献する」ことを目的とし、以下の理念のもとに“つなぐ”をキーワードとして多様な事業に取り組んでいます。

- 私たちは個人が尊厳をもって、その人らしい生活を送れるよう支援します。
- 私たちは協同の力で、地域で支え合うネットワークづくりを推進します。
- 私たちは、活動をとおして出会った人との関係を大切にします。

<事業内容>

- ◇相談・生活支援事業
- ◇福祉サービスの評価調査事業
- ◇調査研究事業

<組織概要>

- 会員1678名（正会員79名）
- 理事12名
- 監事2名
- 介護サービス情報公表調査員（登録）75名
- 第三者評価調査員（登録）55名
- 生活再生支援相談員（登録）15名
- 託児ケア者（登録）150名
- 子育てアドバイザー 8名
- 喫茶スタッフ 20名
- ボランティア（登録）約250名

合併3年目、第一次中期計画スタートの年 テーマは「地域コミュニティの再生」

この間、日本の社会福祉は大きく様変わりしてきました。1998年に社会福祉基礎構造改革がおこなわれました。その改革の理念には、「これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、このような問題が発生した場合に社会連帯の考えに立った支援を行ない、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援する」とあります。千葉県でも“誰もがありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」”の実現に向けて高齢者、障害者、次世代の分野を横断する支援計画が展開されています。

しかし、少子高齢化社会が予想以上のスピードで進む中で国の対応は、行先が見えず、あらゆる局面で閉塞感に覆われています。中でも年金制度や医療面、介護の負担で経済感

が失速するといった社会保障制度の将来に対する不安は増すばかりです。

VAIC-CCIでは、合併後2年間の実績と活動現場から見えてきた課題やこのような社会状況を踏まえ、第一次中期計画（2011年～2013年）を策定し、テーマを「地域コミュニティの再生」としました。

<活動現場から見える地域課題>

相談機能とコーディネート機能を持ち活動する日々の現場から、「関係性の希薄さ」という課題が見えてきました。この課題はシンクタンク機能をいかした2010年度の調査研究事業（子育ての社会化研究会・法人後見プロジェクト・介護保険改正に向けたチーム会議など）から見えてきた課題と一致しています。そして「場の不足」が関係性の希薄さをますます助長し、孤立化につながっています。個人の生活は社会のすべての関係性によって成り立っていて、この関係性によって多くの生活情報（だれでもがその地域で安心して生活できるための情報）を得ることにつながっています。かつて日本社会には血縁、地縁、社縁といった人と人による相互扶助システムが機能していました。これらの縁が薄れてその結果として孤独死、無縁死、子どもへの虐待などが増え続けています。

また、核家族化による家族単位数の変化、晩婚化、非婚化による独身者の増加、子どもを持たないという選択をする人が増えるなどのライフスタイルの多様化、リストラや非正規社員の増加による職場環境の変化に加え、生活に余裕のない経済的貧困問題などもあげ

られます。経済的貧困は、社会とのつながりを奪ってしまいます。社会とのつながりを奪われることは、人としての社会的な存在価値の否定であり、人としての尊厳を見いだせなくなってしまうことも意味しています。

縁がないのではなく縁が機能していない社会、自分の支えになるような縁を感じづらい社会、自分の暮らしや命を支えてもらっていると実感できない社会において、私たちはNPOの特性をいかし、このような地域課題の解決に向けて何ができるのかという視点に立ち、地域コミュニティの再生をめざします。

<第一次中期計画 基本方針>

- ◇人と人が出合い、新たな縁を結び、相互の理解からともに暮らしやすい地域コミュニティづくりを生活クラブ千葉グループと連携してすすめます。
- ◇地域ニーズに対応し、インフォーマルサービス事業の創出の検討や子どもの一時預かり事業、成年後見事業などを新規事業として展開します。
- ◇これまでの地域活動の実践をとおして培ってきたノウハウや実績をベースに、地域コミュニティを再生する仕組みを確立します。千葉県稲毛区園生町にオープンする「生活クラブいなげビレッジ虹と風」をモデル地域としてその仕組みを確立し、他の地域へ展開していきます。
- ◇組織運営政策を確立し、事業政策と組織運営政策との相互関係をもって事業を推進します。

<地域コミュニティ再生のモデルの確立>

現在、生活クラブ千葉グループの仲間（生活クラブ虹の街、生活クラブ風の村、生活サポートクラブ、VAIC-CCI、ワーカーズコレクティブSanおよびマドレーヌ）とともに、「生活クラブいなげビレッジ虹と風」の2011年夏のオープンに向け準備を進めています。ここでおこなう事業はUR都市機構が公募した「園生団地民間事業者向け高齢者施設用地等土地貸借人」に採択されたものです。

共同事業者間で設置している合同プロジェクトのもとにある地域づくり部会では2010年8月から月1回のペースで自治会を中心とした住民のみなさんと地域懇談会を開催し、この拠点の広報と地域課題やニーズの収集をすすめています。これは、それぞれの事業者や多機能拠点としての地域課題の解決や機能向上に反映できるよう検討することを目的としています。

VAIC-CCIはこの間、だれもが自分らしく地域で暮らせし続けることができる地域づくりにNPOの特性を活かしながら取り組んできましたが、地縁組織などとの具体的な連携は課題になっていました。今回の生活クラブ千葉グループで取り組む「生活クラブいなげビレッジ虹と風」は、グループの総合力と地域住民やその地域の地縁組織などのみなさんと連携してこそ、その機能を発揮するものと考えます。

地域コミュニティの再生を目的にした「生活クラブいなげビレッジ虹と風」での多様な取り組みは、これまで私たちが各地域で取り組み獲得した手法をもとにその地域性に鑑み

実践し、今後さらにさまざまな地域に広がっていきたいと思います。そして、地域における存在価値を広げていきたいと思います。そして、地域における存在価値を広げていきたいと思います。

NPOとしての使命を果たすには

定常化社会（経済成長ということを絶対的な目標としなくても十分な豊かさが実現されていく社会、ゼロ成長社会）と言われる中で、非営利・協同セクターを含む社会的企業が台頭し地域課題の解決手段が多様化しています。しかしながら、国や自治体で言われている財源不足は今後私たちの活動資金においても大きく影響してきます。

私たちは合併を機にNPOとして活動する意味を自身に問いかけながらさまざまな事業に取り組んできました。NPOの特性として「地域課題の解決」「行政にはできない市民の自発的かつ多様な活動」「創造的で先駆的な活動」「収益性の低い活動も使命をもって取り組む」がありますが、これらのNPO特性をいかすために、私たちの強みである「人」の力を最大限にいかし、事業の継続をはかれるよう、安定経営につなげることが大切になります。VAIC-CCIの事業資金の主は、会費収入と寄付金、助成金そして委託費で成り立っています。これまでに述べている理念や活動を支えるためにも、事業継続のためにも、事業資金確保は重要であり、それにはこれまでの活動実績および成果そのものが今後の収支構造を確かなものにすると考えます。



千葉市の雇用推進事業



元千葉市就労相談員 東出 健治

はじめに

ここ、稲毛区役所2階にある「千葉市ふるさとハローワーク」には、朝早くから熱心な「仕事探し」の人達が連日訪れる。午前8時半のオープンから、6台の求人情報の検索機はフル稼働で、17時まで順番待ちの状態が続く。窓口では、市民の一人でも多くの方が就職が出来る様に、ハローワーク職員（国・相談員5人）による全国ネットワークの求人情報の提供。企業採用者と求職者の面接日時の調整。応募書類の作成等の職業紹介が行われる。併せて、千葉市職員（市・相談員3名）が、離職者や就職活動を進める方の生活費や住居確保等の生活と就労相談についてのワンストップサービスも行われ、毎月1～2回各区役所に毎巡回出張相談も実施されている。

1. 「千葉市ふるさとハローワーク」とは

千葉市では、政令市移行後、連合など労働団体などの強い要望もあり、労働関係の施策を推進する所管課を新設し、併せて雇用対策も進めてきた。県内の雇用対策の先進野田市と同様に「求人・求職促進相談員1名」が市内各事業所を訪問し、雇用ニーズや求人情報を把握し、求人情報の提供と職業を紹介する「千葉市無料職業紹介事業」を実施していた。しかし、失業率の上昇を伴う厳しい地域雇用情勢に対応するためには、全国ネットワークの求人情報を持つハローワークとの連携や、離職者の住居喪失や長期間就職に至らない就職困難者の生活相談にもワンストップで

対応する体制強化が求められた。こうした市民ニーズを実現する拠点組織として、国と千葉市が連携する「千葉市ふるさとハローワーク」が2010年6月稲毛区役所2階に設置された。この組織は「職業相談・紹介ハローワーク」「就業支援・生活相談は千葉市」という役割分担で運営されているが、このような形態で運営されている自治体は「北九州市」「さいたま市」の二市のみである。

2. 千葉市の雇用推進事業（組織）

産業支援課が所管する「千葉市ふるさとハローワーク」との関連事業（組織）としては○職業能力開発や就活ノウハウの相談に対応する「千葉市キャリアカウンセリング」（民間事業所委託）○労働契約や労働条件・職場のトラブルに対応する「千葉市労働相談窓口」がある。また平成23年度に国が民間団体に委託して実施する○「セミナー。就職説明会。合同面接会。就業準備講習会」等の事業も「千葉市ふるさとハローワーク就職支援事業」として実施を予定している。なお、千葉市の雇用対策関連事業としては、①千葉市農政センター「農業版ハローワーク」②各区保健福祉センターこども家庭課「母子家庭就業支援」③(社)千葉市シルバー人材センター「高年者の臨時・短期職業」④社会福祉協議会「福祉人材センター」⑤生活保護課所管「被保護世帯就労促進支援事業」等がある。この様に千葉市では、それぞれの行政組織が縦割りでも多様な雇用対策が推進されている。

3. 事業運営の課題

(1) 全庁的な取組みを推進する体制強化

先述した様に千葉市では、それぞれの行政組織が縦割りで多様な雇用対策を推進しているが、関連組織がそれぞれの取組みを統合し調整する取組みが十分とは言えない。生活保護課の「被保護世帯就労支援員」と「ハローワーク相談員」や「キャリアカウンセラー」との情報交換や連携は個別に行われているが、関連組織個々の雇用対策の進捗状況や課題を、全庁的に統合・調整・管理する機能強化が求められている。「完全雇用は究極の行政目的である」この目的実現に向けて、開店休業中といわれている現「調整会議」を、産業支援課と産業振興財団が進める、市内各事業所の経営基盤強化支援と地域雇用創出の取組みを含めて、全庁的・横断的な雇用対策を推進する組織・体制強化が必要である。

(2) ワンストップサービスの充実

長期間就職出来ず貯金も底をつく中で、企業から社会から必要とされないという疎

外感や孤立感を深める若者が増大している。高年齢者、心身障害者。学歴や資格がなく就職出来ない就職困難者の方々には、1回の相談や紹介では就労に結びつかないという、厳しい現実がある。自立した生活設計へのアドバイスを含めた個別ケースワークやジョブトレーニングが必要であり、特にジョブトレーニング出来る職場開拓も必要である。学校の先生、施設や病院のケースワーカーの方々も、卒業者や心身障害者の地域生活への移行に際しては、就労と自立を一体のものとして生活・就労指導も考慮して頂きたい。地域の福祉関係者や企業との連携も視野に入れ、ジョブトレーニングから面接へのプロセスそして採用から就職後も継続したサポートが効果的に行う必要がある。これらのサポートが抜け落ちると、多数の就職困難者はセフティーネットから滑り落ちてしまい、社会不安も増大する。相談員が相談に来られた相談者の自宅や職場を訪問し、個別的なアドバイスを組織的・継続的に行うワンストップサービスの充実が課題になっている。

主な就労・生活支援メニュー

支援事業名	支援概要（対象者と支援内容）	窓口・申請先
住宅手当緊急特別措置事業	離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方 公営・雇用促進住宅入居費用支弁（月53,700円）	各区役所社会援護課
生活福祉総合支援資金	求職中で生活費が捻出困難な方 一時生活再建費用60万円（就職活動費、技能習得費、債務整理手続費）	ハローワーク～各区福祉協議会
訓練・生活支援費用の給付	雇用保険受給出来ない方が職業訓練うける場合 訓練期間中の生活保障（月12万円）。労働金庫独自の貸付制度（月8万円）の利用も可	ハローワーク～労働金庫
長期失業者支援事業	60歳未満で1年以上の離職者。就職支援から職場定着までの支援・就職活動費（90万円以内）	ハローワーク～民間事業所

新聞の切り抜き記事から



研究員 鶴岡 美宏

前号に続き、当センターで作成している地方自治関係の新聞記事スクラックブックを紹介する。

□前千葉市長の初公判から名古屋市長の辞意表明まで県内外の自治体情報を収録

第4分冊（2010年10月10日～同年12月2日）冒頭は、政令指定都市千葉市における収賄事件「前千葉市長 初公判は来月2日に 逮捕から1年半」（毎日10.7）。次いで「『医師足りない』地方悲鳴 岩手の病院『常勤医10年で半減』 国、是正へ支援センター」（読売10.8）。医師不足は千葉県においても大きな課題であり、当センターでも県内の医療問題についての検証を行いたいと考えている。

次は「首長VS地方議会 住民の出番を増やそう」（毎日社説10.8）、「阿久根市 市民が自治を鍛えていく」（朝日社説10.13）、「阿久根市深まる対立 市民も分裂、議会は機能不全」（読売10.14）「首長VS議会 名古屋市だけの問題ではない」（読売社説10.14）など地方自治体の二代表制に関する記事や社説を収めた。次の「自治の旗振る住民会議 地域の予算、提案や審査」（朝日10.15）は、地域に必要なことは住民が決めるという、もうひとつの議会が川崎市など各地で生まれたことを報じ、「住民投票広がる機運 名古屋のリコール以外でも」（日経10.25）は長野県佐久市、千葉県四街道市や同八千代市などの例

を挙げ、住民投票の法制化へむけて片山総務相の意欲を伝えている。続いて「『大阪都』橋下知事の戦略」（朝日10.23）、「大阪都構想 高い支持とその危うさ」（朝日社説10.25）、「関西広域連合 まあ、やってみなはれ」（朝日社説10.28）、「関西広域連合 年内発足へ」（読売10.28）など。

10月25日に行われた浦安市長選挙の結果は、「浦安市長 松崎氏4選 子育て・福祉 実績を強調」（読売10.25）。

11月に入り、「すぐやる課も仕分け対象 松戸市長『外部の意見を』」（読売10.30）、朝日新聞投書欄の「国民に跳ね返る公務員削減」（11.1）や「平成の大合併 市の議員60%減」日経（11.1）などを収めた。

また、白井市の横山市長が北総鉄道への補助金として一般会計補正予算を専決処分したことにに関して、「白井市議会 北総線専決処分を不承認」（読売11.2）や「三セク鉄道値下げで『専決』」（日経11.8）を取上げ、次いで「急増する生活保護受給者 千葉市が自立促進策」（朝日11.12）、「千葉市生活保護事情なく未就労2,386人」（毎日11.12）、「就労促進や住宅確保 生活保護プロジェクトチームが支援策」（千葉日報11.13）などは、生活保護世帯の急増に伴う千葉市の対応を報じる。

11月14日に行われた選挙結果、「館山市長

に金丸氏再選 実績を強調、2新人破る」読売11.16)、に続き「地方議員年金、廃止へ 民主提案、財政悪化響く」(朝日11.19)、「子ども手当、高齢者医療 地方負担方針に難色 全国知事会『国が財政責任を』」(日経11.23)。また、名古屋市議会リコール不成立に関して「市議会不成立」(千葉日報11.25)、「名古屋リコール 不成立でも教訓は重い」(朝日社説11.25)、「川村市長怒りあらわ 名古屋市議会リコール法定数届かず」(毎日11.25)を収め、この関連として総務省内の地方行財政検討会議の動きを報じた、「地方自治 リコール要件を緩和 首長の専決処分厳格化」(読売11.26)を摘記した。

さらに「沖縄知事に仲井真氏再選」(朝日11.29)のほか、和歌山県知事選、愛媛県知事選、金沢市長選、松山市長選、さらに本県八街市長選の選挙結果などに続き「名古屋市長 辞めて改革は進むのか」(朝日社説12.2)を収録した。

□首長と議会の対立から地域分権、統一地方選まで3ヶ月、「大阪都」「中京都」構想まで

第5分冊('10.12.3～'11.2.6)の冒頭「先鋭化する首長VS.議会」(朝日12.3)は、名古屋市、鹿児島県阿久根市のほか首都圏の埼玉県草加市、本県白井市などで市長と議会が激しく対立している実態を分析し、識者の意見を紹介したもので「阿久根市長失職 民意くみ混乱の収束を」(毎日12.7)、「阿久根市長失職 独善的手法は否定されたが」(読売12.7)へ続く。

「ちば県議会」(千葉日報12.8)は12月議

会の一般質問の内容を伝え、「県政への要望 雇用対策5位浮上 高齢福祉、医療1、2位」(同12.9)は、県の世論調査が長引く景気低迷を反映し、雇用を求める声の急浮上を伝える。

次いで「地域主権改革 大風呂敷をたたむな」(朝日社説12.10)は菅首相への提言。「名古屋市議会リコール 住民投票へ 署名1万5000、逆転『有効』」(朝日12.16)は、先月行われたリコールに対する異議申し出の再審査の結果を伝える。なお、この他に大阪都・中京都構想及び地域主権に関する記事や社説は複数収録した。

12月19日及び26日に実施された県内市長選等の選挙結果は、「八千代市長に豊田氏 新顔破り3選」(朝日12.20)、「成田市長 小泉氏再選 実績訴え新人破る」(読売12.27)。

年の瀬を迎えて千葉日報は、特集「10県政 この1年」で12月24日から31日まで6回にわたり千葉県の1年間を振り返る。

平成23年の年明けは、「首長VS議会ルール整備 自治法改正案提出へ 議長に招集権 住民投票に拘束力」(毎日1.1)、「分権改革元年」(日経1.4)「公務員改革 なお紆余曲折 労使交渉で人件費減るのか」(読売1.4)「河村旋風 かすむ民・自 大衆迎合批判にも街は痛快だがや 名古屋 来月6日 トリプル投票」(朝日1.7)、「統一地方選まで3ヶ月 存在感薄い2大政党」(日経1.10) etc.

なお、読売新聞は特集「今年の選挙」①～③で1月7日から10日まで、千葉県議選及び千葉市議選などの顔ぶれを紹介し、朝日新聞

は「自治をひらく 2011統一選を前に 住民参画 1自治基本条例『市の憲法』理想探る」(1.12)～「6三番瀬再生会議 役割の明確化が必要」(1.18)まで6回シリーズで、住民参加による地方自治の姿を詳細に検証。

次に「入札・契約に最低賃金設定 自治体に条例化の動き 国の対策求める声強く」(毎日1.10)は、自治労などの取組みや公契約条例制定の先陣を切った本県野田市など各自治体を紹介。

また、子ども手当てに関する自治体の対応として「子ども手当 横浜市も負担拒否」(読売1.20)、「子ども手当 43自治体が負担拒否」(毎日1.22)、「子ども手当て地方負担 千葉市も全額『国費』計上」(毎日1.26)などを摘記し、併せて「給与カット新年度も 千葉市最大9%、若手は率緩和」(読売1.23)は、市の厳しい財政事情が窺える。

1月23日に行われた県内市長選挙のトップは、「星野氏が再選果たす 我孫子市長選」(千葉日報1.24)。

次は「提案の市民が事業主体 千葉市が制度創設へ 審査し協定、NPOなど実施」(読売1.25)、「香取市 地域自治区廃止へ」(朝日1.29)、「東金に建設予定の救命救急センター 運営費巡り不協和音」(朝日1.31)など県内各自治体の動向に続き、千葉県の「一般会計1兆5,594億円 2011年度県当初予算案 過去2番目規模」(千葉日報2.3)を伝え、この分冊の最後は「『大阪都』『中京都』構想 何が狙いなの? 政令市を再編 特別区に」(毎日Q&A 2.6)。

□名古屋市、愛知県トリプル選挙の結果と統一地方選関連記事

第6分冊('11.2.7～4.8)は「名古屋市長選 愛知県知事選 河村氏と大村氏圧勝 市議会リコール成立」(朝日2.7)、「危うさ伴う愛知の劇場型政治」(読売社説2.7)、「名古屋選挙 次は、働く議会を作ろう」(朝日社説2.7)から始まる。

日本経済新聞が「平成の大合併その後 公共施設余ってます」(2.7)で、合併した自治体の余剰施設の処分や活用の実態を伝える一方、読売新聞の「統一地方選・地方自治 本社全国世論調査」(2.8)は、地方政治に対して国民は何を望んでいるのかの調査結果を報じている。

「2011統一地方選 @千葉」上・中・下(朝日2.8～2.11)は、4月10日に投票が行われる千葉県議選の立候補予定者の顔ぶれを紹介したもの、「2011地方選 議会はいらない?」(朝日2.12～2.13)は、朝日新聞の全国自治体議会アンケートによる議会の実態を報じる。

なお、「政治の現場 統一選2011 問われる自治1～5」(読売2.12～2.19)の特集に続き、「点検2011 千葉市の予算案 上・中・下」(千葉日報2.12～2.15)の特集も収めた。次の「地方自治法改正 住民投票の強化は慎重に」(読売社説2.22)に続き、朝日新聞2月22日のザ・コラムは「河村市長再選 『減税は経済拡大』は錯覚だ」と題する識者による見解を載せている。

また「地方議会は今」1～7(読売2.26～3.7)は、地方議会の抱える様々な問題

に焦点を当てたシリーズ。

「首長新党地域に根付く努力を」(毎日社説 2.28)に続き、「自治をひらく 2011統一選を前に」1～6(朝日3.7～3.19)は、『問われる2元代表制』から『相互チェックの道を探る』まで6回にわたるシリーズ。また毎日新聞の特集「乱気流 地方議会」は3月6日から3月9日まで上・中・下3回の特集。次いで日経の「自治の行方 大都市のリーダーは誰か」(上3.8)、「同 首長・議会対立に住民投票を」(下3.10)を収録。次いで読売新聞は「政治の現場 統一選2011 地方の声」上・下(3.9～10)で、『マニフェスト渦巻く不満～TPP戦略見えず困惑』を伝える。

毎日新聞は「風雲急の県議選 予想される顔ぶれ」1～2(3.10～11)で4月10日投票の立候補予定者を紹介。

ここまで統一地方選関係の記事を多数収めたが、3月12日以降は、11日に東北地方を中心に発生した大地震に関する多くの報道の中から、「千葉県内の主な被害」(朝日3.18)、「自治体の連携 被災者を支え、迎えよう」(朝日社説3.18)、「受け入れ自治体広がる 大震災、原発事故の避難者」(毎日3.18)、「首都圏自治体 緊急融資制度拡充急ぐ」(日経3.19)、「福島から避難668人に15自治体受け入れ 長期化へ対応課題」(読売3.21)他、多くの記事を収録した。

次は白井市の関連記事で、「白井市議会 新年度予算案を否決 北総線補助金削除でも」(千葉日報3.25)と「白井市議会 市長の不信任案可決 県内の首長で4人目」(毎

日3.29)を取上げた。

再び選挙関係の記事、「2011統一地方選 @千葉 県議選・千葉市議選あす告示」(朝日3.31)、「投開票事務を『拒否』千葉県議選 浦安市長が表明」(朝日4.2)に続き「地域政党主張修正 目玉公約 大震災対応に」(朝日4.5)のほか、この分冊の最後は千葉日報の「'11ちば市議選 改革は進んだか」上・中・下(4.4～4.6)と「県議選2011の焦点 注目区を追う」1～6(4.3～4.8)のシリーズを収録した。

※ 前号は当センターの理事長・井下田が執筆したが、今号は研究員の鶴岡に交代した。



「今、地方議会改革に 問われているもの」を聞いて

井原 慶一

2月6日の名古屋トリプル選挙は、減税を唱える河村たかし候補が圧勝しました。民主・自民の巨大政党?が枕を並べて討ち死にしたのです。選挙のきっかけは、10%の減税を公約に掲げて市長に当選した河村さんに対し、減税を1年限りとした議会に反発した河村さんが仕掛けたものでした。

10%の減税をすれば、巨額の財政赤字を抱える名古屋市が財政破綻するのは明らかです。議会は良識的な判断をしたのですが、相も変らぬ『利益誘導』と郵政解散以来の『劇場型』選挙のおかげで、抵抗勢力とされた議会と既存政党は木っ端微塵に粉碎されました。

議員の報酬を半減しても、そこから捻出される財源は6億円だそうで、兆の単位の借金の穴埋めどころか、市民税の10%の減税で生じた赤字を埋めることはできません。しかも、国は減税で生じた赤字の埋め合わせをしてくれません。

名古屋のトリプル選挙のあとに開催された廣瀬先生の講演会は、タイムリーなものになり、興味深く聴きました。

議会基本条例を初めて制定した北海道栗山町。中央公民館の建て替えを巡る議論から新しい議会のスタイルが誕生したとのこと。

いままでは、反対意見を出した(野党)議員は批判さえしていれば、責任を果たしていたように思われました。新しい議会は、議会が出した結論に議員全員が責任を持つというふうに変ったそうです。



しかし、現実の地方政治は、財政破綻した夕張市の隣りで、合併に失敗した栗山町のようにはいかないと思います。政党や会派のかべ、住民要求の代弁者という意識のなかで、有権者の意識が変わるには落ちるところまで落ちないと難しいかも知れません。

バブル崩壊後も好景気が続いた中京地方で、際限を知らない行政需要と減税要求を両立できるか、栗山町と真逆の経済環境での実験の結末はいかに？

そのようなことを考えながら聴いておりました。

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年4月以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入手資料	著者	発行元	種類	日付
新潟自治45 合併後の自治は進んだか		新潟県自治研センター	情報誌	2011. 1. 4
市民政策67 政権交代と政策決定への市民参加		市民がつくる政策調査会	情報誌	2011. 1.13
月刊自治研1月号 自治のフロンティアを展望する		自治研中央推進委員会	情報誌	2011. 1.18
新潟自治12月 合併後の地域自治は進んだか		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2011. 1.18
北海道自治研究12月 議員を目指す人のための自治講座		北海道地方自治研究所	情報誌	2011. 1.18
かながわ自治研月報 橋下改革と「大阪都構想」を考える		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2011. 1.18
自治権いばらき101		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2011. 1.18
地方自治京都フォーラム 新しい公共は市民との触れあいから		京都地方自治総合研究所	情報誌	2011. 1.18
信州自治研 12月号地域主権改革理想と現実		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011. 1.18
自治総研1月号 市町村合併に伴う自治体政治動向について		地方自治総合研究所	情報誌	2011. 1.19
地域を変える自治研力		NPO法人丹南市民自治研究センター	単行本	2011. 1.26
現代の理論 若者の貧困・未来は拓けるか		明石書店	情報誌	2011. 1.26
信州自治研 1月号2011年自治の展望		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011. 1.26
新潟自治1月 伝統技術生かす金属加工の燕市		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2011. 2. 9
月刊自治研2月号 どうなる?2011年度地方財政		自治研中央推進委員会	情報誌	2011. 2. 9
自治研なら 自治研なら100号までの歩み		奈良県地方自治研究センター	情報誌	2011. 2. 9
徳島自治 1月 どのようにすれば農業が再生できるのか		徳島地方自治研究所	情報誌	2011. 2. 9
みやぎき研究所だより 私から見た口蹄疫		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2011. 2. 9
北海道自治研究1月 地域主権改革と道政の課題		北海道地方自治研究所	情報誌	2011. 2. 9
ぐんま自治研ニュース 食と農を巡る情勢と課題		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2011. 2. 9
とうきょうの自治 行政評価と事業仕分け		東京自治研究センター	情報誌	2011. 2. 9
自治研とやま1月 職場と市民を結ぶ自治研活動のススメ		富山県地方自治研究センター	情報誌	2011. 2. 9
自治研ぎふ98号 第三セクター支援のための損失補償契約の適法性について		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2011. 2.16
市政研究 11月号 自治体から税を考える		大阪市政調査会	情報誌	2011. 2.16
全国首長名簿 2010年版		地方自治総合研究所	研究資料	2011. 2.22
自治総研2月号 2011年度地方財政計画と自治体		地方自治総合研究所	情報誌	2011. 2.24
自治研究ふくしま 県財政の現況		福島県地方自治研究所	情報誌	2011. 2.24
自治研ぎふ98号 可見市における男女共同参画への取組みと現状		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2011. 2.24
信州自治研 2月号2011年度地財計画と自治体財政		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011. 3. 1
連合白書		連合	報告書	2011. 3. 1
経営労働政策委員会報告2011年版		日本経団連	報告書	2011. 3. 1
日本広域行政の研究	佐藤俊一	成文堂	研究書	2011. 3. 3
日本地方自治の群像	佐藤俊一	成文堂	単行本	2011. 3. 3
かながわ自治研月報 川崎市「公契約」条例が成立		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2011. 3. 8
北海道自治研究2月 2011年地方財政計画と自治体財政		北海道地方自治研究所	情報誌	2011. 3. 8
ながさき自治研50 議会基本条例		長崎県地方自治研究センター	情報誌	2011. 3. 8
自治権いばらき102 迫られる自治体議会改革		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2011. 3. 8
公共サービス基本法に関する調査研究		大阪公共サービス政策センター	報告書	2011. 3. 8
月刊自治研3月号 誰のための大都市制度改革か		自治研中央推進委員会	情報誌	2011. 3. 9
信州自治研 3月号 屋代線存続に向けて		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011. 3.22
自治総研3月号 政権交代期の自治体選挙		地方自治総合研究所	情報誌	2011. 3.24
自治研かごしま3月 橋下大阪府知事の府市統合・大阪市解体論の虚実		鹿児島県地方自治研究所	情報誌	2011. 4. 4
地方自治京都フォーラム こんにちは京都市長		京都地方自治総合研究所	情報誌	2011. 4. 4
埼玉自治研 国の予算と地方財政		埼玉県地方自治研究センター	情報誌	2011. 4. 4
月刊自治研4月号 自治体職場とコミュニケーション		自治研中央推進委員会	情報誌	2011. 4.11
北海道自治研究3月 貧困はなぜ救済されないか		北海道地方自治研究所	情報誌	2011. 4.11
とうきょうの自治 2011年度予算		東京自治研究センター	情報誌	2011. 4.18
自治研やまぐち 官製NPOとは		山口県地方自治研究センター	情報誌	2011. 4.18
チェルノブイリ原発事故25年のメッセージ	原子力資料情報室	原水爆禁止日本国民会議	情報誌	2011. 4.19
信州自治研 4月号グリーンツーリズム遠野から発信		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011. 4.19
自治研とやま4月 2011年度地方財政の見通しと一括交付金の動向		富山県地方自治研究センター	情報誌	2011. 4.19
自治総研4月号 普通交付税算定からみた大都市特有の財政需要		地方自治総合研究所	情報誌	2011. 4.19

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階
Tel.043-246-0511 Fax.043-246-3918 E-mail:chiba-jk@ubcnet.or.jp

編集後記

3月11日の東日本大震災から3ヶ月を経過しましたが、震災地の復旧、復興はまだ端緒についたばかりです。東北地方同様、千葉県も震災で大きな被害を受けました。旭市飯岡地区の津波被害、浦安、香取などの液状化現象など、今後の復興には相当の時間がかかると思われます。

今号は「議会改革」と野田市長への「公契約条例」のインタビューを中心に企画してきましたが、企画会議後、大震災が発生したため、震災関係の記事を追加しました。野田市長にも震災関係の状況を伺いました。そのため、一部に原稿を掲載できない記事ができました。宮崎先生の「数字で掴む自治体の姿」は番外編として震災関係について執筆していただきました。

本県の災害の特徴は津波と併せて、液状化現象です。首都への宅地供給や産業立地を目的にして開発を進めてきた浦安、習志野、千葉市美浜地区でとくに大きな被害が出ており、建物への被害は甚大です。今回は浦安市と旭、銚子に関する報告を投稿していただきました。

今回の震災で世の中の雰囲気、価値観が一変しました。原発にたより電気を無尽蔵に消費する生活スタイル、役所や公共サービスの縮小が全て「善」との新自由主義「小さな政府論」。どれも、全面的な見直しが必要と思われます。市民の安全、安心を担う最後の砦としての地方自治体の役割はとくに重要と再認識しました。当センターの基本目標にある、公共サービスの再生への情報発信は引き続いて行ってまいります。

尚、次回講演会については、10月下旬に「公契約条例」に関する講演会、シンポジウムを予定しております。

事務局長 高橋 秀雄

自治研ちば既刊案内

2010年3月
(創刊号)



- ・発刊にあたって
理事長 井下田 猛
- ・政権交代と公共サービスの再考
東大名誉教授 大森 彌
- ・連載① 数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- ・松戸市パワハラ訴訟の顛末と問題点
弁護士 小川 寛
- ・連載 「房総の自治鉦脈」
理事長 井下田 猛
- ・茂原市夏の風物詩
茂原市 鶴沢 輝光

2010年6月
(vol. 2)



- ・巻頭言
理事長 井下田 猛
- ・検証！民主党政権による社会保障の行方
淑徳大学准教授 結城 康博
- ・千葉県一般会計当初予算について
千葉県議 天野 行雄
- ・千葉市の平成22年度予算について
千葉市議 三瓶 輝枝
- ・連載 「房総の自治鉦脈」第2回
理事長 井下田 猛
- ・連載② 数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- ・歴史的資源を活用したまちづくり
香取市 吉田 博之
- ・公共の担い手
NPO法人子育て支援グループハミングちば

2010年10月
(vol. 3)



- ・巻頭言
副理事長 佐藤 晴邦
- ・2010年度の地方財政計画と千葉県の財政状況
自治総研 高木 健二
- ・銚子市立病院 1年8ヶ月ぶりに再開
銚子市議 加瀬 庫蔵
- ・小さな自治体の継続に向けて
酒々井町議 川島 邦彦
- ・北総鉄道運賃値下げと地方自治
鎌ヶ谷市議 藤代 政夫
- ・公共の担い手 トータル介護サービスアイ
代表 大塚美知雄
- ・連載 「房総の自治鉦脈」第3回
理事長 井下田 猛
- ・連載③ 数字で掴む自治体の姿
副理事長 宮崎 伸光
- ・「東洋のドーバー」銚子屏風ヶ浦
銚子市 平野 寛

2010年2月
(vol. 4)



- ・巻頭言
研究員 網中 肇
- ・第7回千葉県地方自治研究会
「新しい公共」自治体でどう取り組むか
法政大学法学部教授 名和田是彦
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
白井市長 横山久雅子
ワーカーズコープちば専務理事 菊地 謙
研究員 網中 肇
- ・連載 「房総の自治鉦脈」第4回
理事長 井下田 猛
- ・連載④ 数字で掴む自治体の姿
副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- ・召しませ！白樺派のカレー
研究員 網中 肇
我孫子市役所 嶋田 繁
- ・公共の擔い手
特定非営利活動法人TRYWARP 代表理事 虎岩 雅明
- ・自治研センター 事務局より～
事務局 事務局より～
事務局長 高橋 秀雄
- ・紹介・スクラップブック「千葉県地方自治関係記事」
理事長 井下田 猛

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部500円

自治研ちば vol.5

2011年6月発行

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL 043-246-0511

編集・印刷 (株)メロウリンク企画 頒価：500円